



第 3 期

大町町子ども・子育て支援事業計画



令和 7 年 3 月

大 町 町



目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の策定体制	3
第2章	子どもと子育てを取り巻く状況	4
1	人口の推移	4
2	児童人口の推移	5
3	世帯の状況	6
4	結婚・離婚の状況	7
5	出生の状況	9
6	就業の状況	10
7	子どもに関する施策の状況	12
第3章	ニーズ調査結果の概要	16
1	調査目的等	16
2	ニーズ調査結果	17
第4章	計画の基本理念	78
1	基本理念	78
2	基本目標	79

第5章 施策の展開	81
基本目標1 すべての子と親のための心と体の健康づくり	81
基本目標2 地域における子育て支援	86
基本目標3 仕事と子育てが両立できる環境づくり	91
基本目標4 健やかな子どもを育てる教育環境づくり	94
基本目標5 子育てしやすい安心・安全なまちづくり	96
第6章 子ども・子育て支援の具体的事業目標	98
1 教育・保育提供区域の設定	98
2 幼児期の学校教育・保育	98
3 地域子ども・子育て支援事業	101
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	106
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	107
6 子ども・子育て支援法に基づく施策の展開	107
第7章 計画の推進	108
1 計画の推進体制	108
2 計画の進行管理	109
資料	110
1 計画策定について	110
2 用語解説	113

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニケーションの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが、喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

その後、更なるこども政策の推進に向けて、令和4年に「こども家庭庁設置法」と「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足しました。また、令和5年12月22日には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々なこども施策を推進していくこととされています。

そして、この度、「第2期大町町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、「第3期大町町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実を目指していきます。

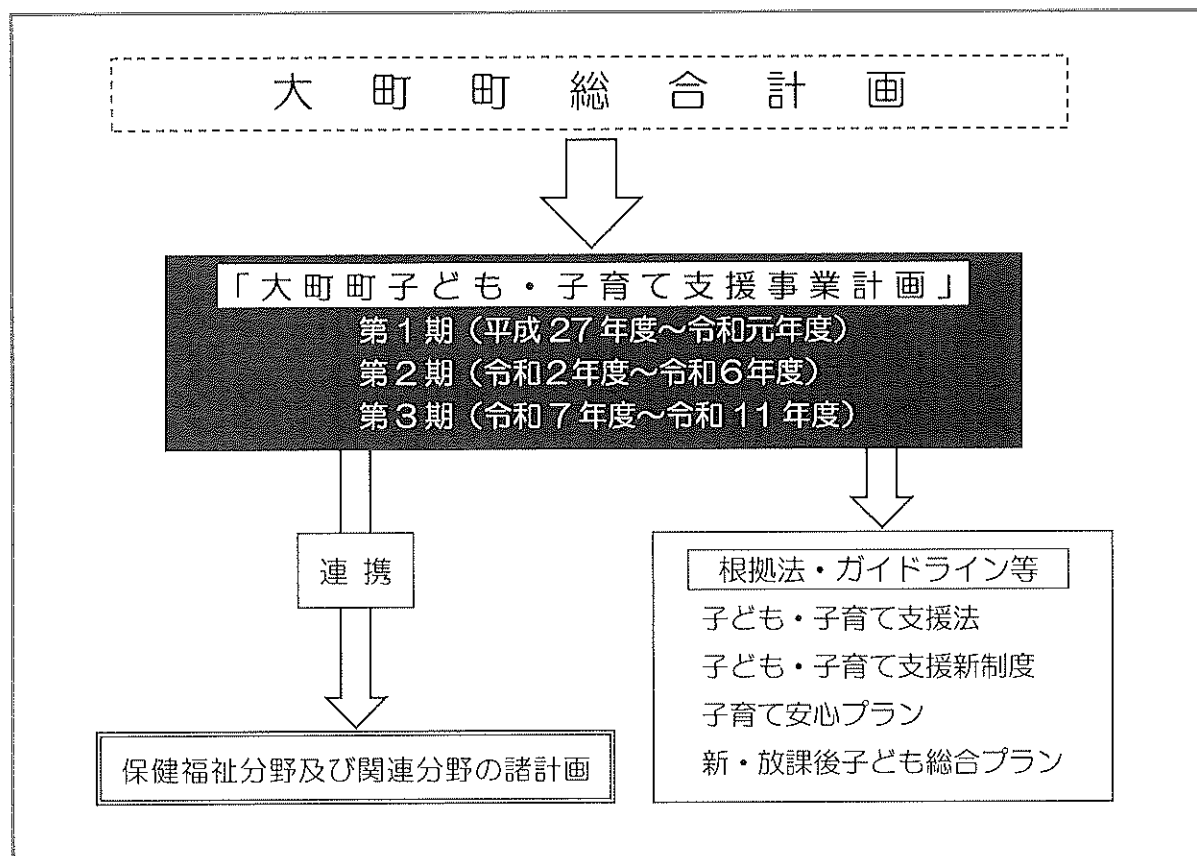
2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、全ての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。

また、本計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や教育の場、学校、事業者、各関係機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって、子ども・子育てを推進するための大町町の取り組みとして位置づけています。

なお、本計画は国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定するとともに、「大町町総合計画」を上位計画とし、他の計画などと整合を図るものとしております。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

計画の位置付けのイメージ



3 計画期間

第3期計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、法第77条第1項に基づき、子どもの保護者や学識経験者等により構成される「大町町子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。また、庁内において関係課との連携を図りながら策定・推進します。

さらに、子どもの保護者のニーズを把握するため、国のモデル調査票を踏まえ、児童保護者を対象とした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

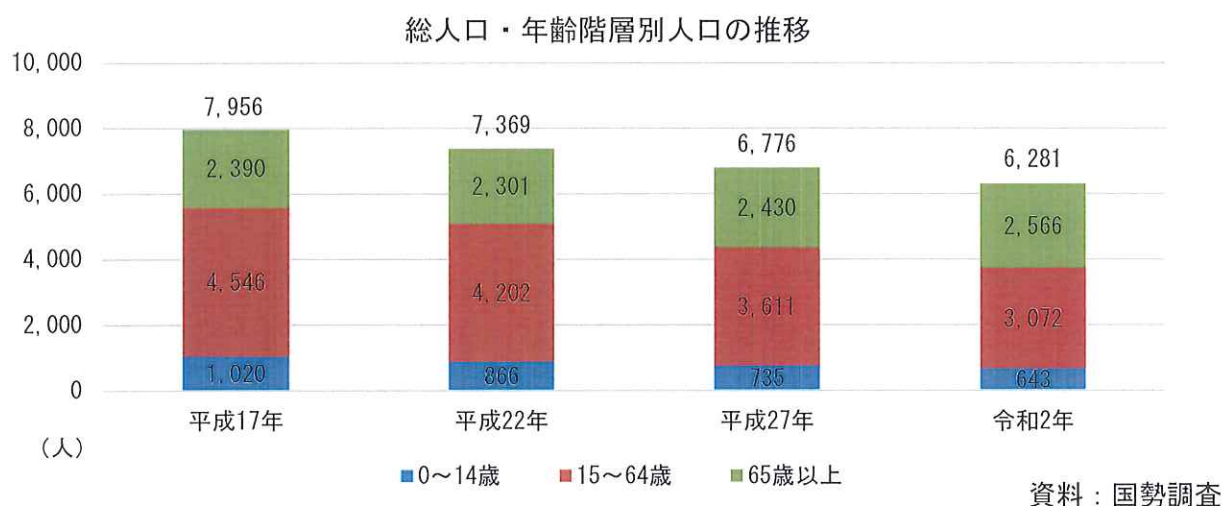
第2章 子どもと子育てを取り巻く状況

1 人口の推移

本町の総人口は、6,281 人（令和 2 年国勢調査）で、近年の推移をみると平成 17 年の 7,956 人から、平成 22 年では 7,369 人、平成 27 年では 6,776 人と一貫して減少傾向にあります。

また、年齢別人口構成比をみると、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口の構成比は減少していますが、65 歳以上の高齢者人口の構成比は増加傾向にあります。

また、年齢別の人口構成比（令和 2 年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口、生産年齢人口は国や県を下回る一方、高齢者人口は大きく上回ります。



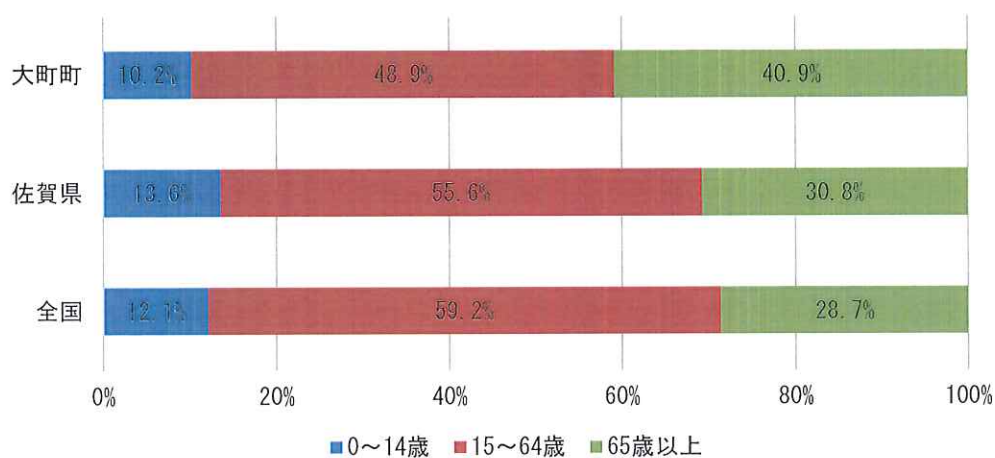
総人口・年齢階層別人口の推移

（単位：人、％）

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	7,956	7,369	6,776	6,281
0～14 歳 (構成比)	1,020 (12.8)	866 (11.8)	735 (10.8)	643 (10.3)
15～64 歳 (構成比)	4,546 (57.1)	4,202 (57.0)	3,611 (53.3)	3,072 (48.9)
65 歳以上 (構成比)	2,390 (30.0)	2,301 (31.2)	2,430 (35.9)	2,566 (40.8)

資料：国勢調査

年齢階層別人口構成比の比較

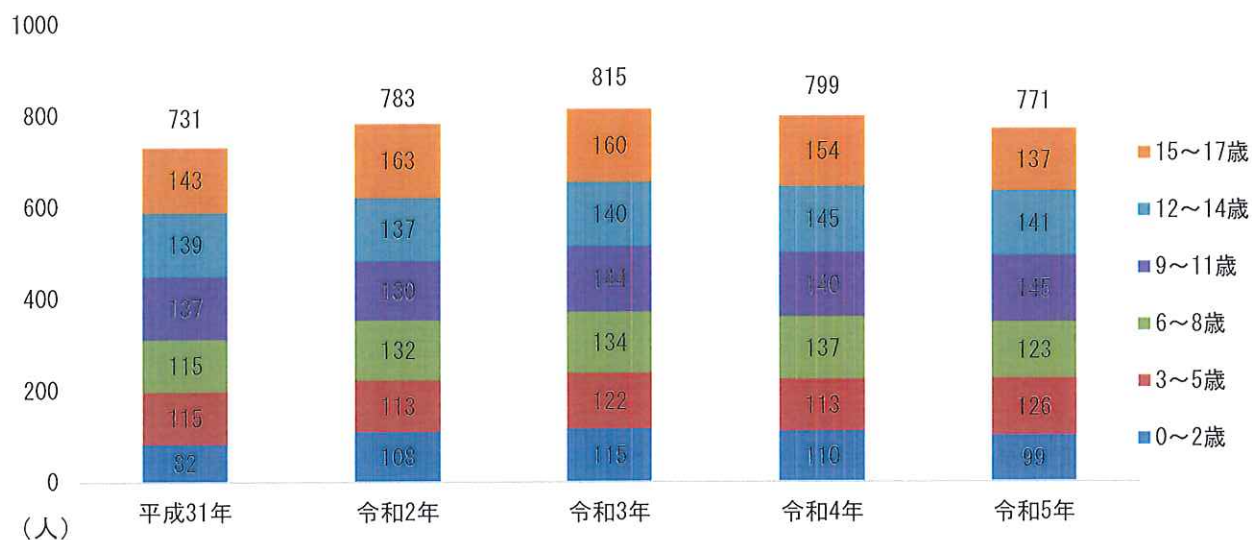


資料：令和2年国勢調査

2 児童人口の推移

本町の児童人口（0～17歳）の推移をみると、令和3年の815人をピークに、令和5年では771人となっています。

児童人口の推移

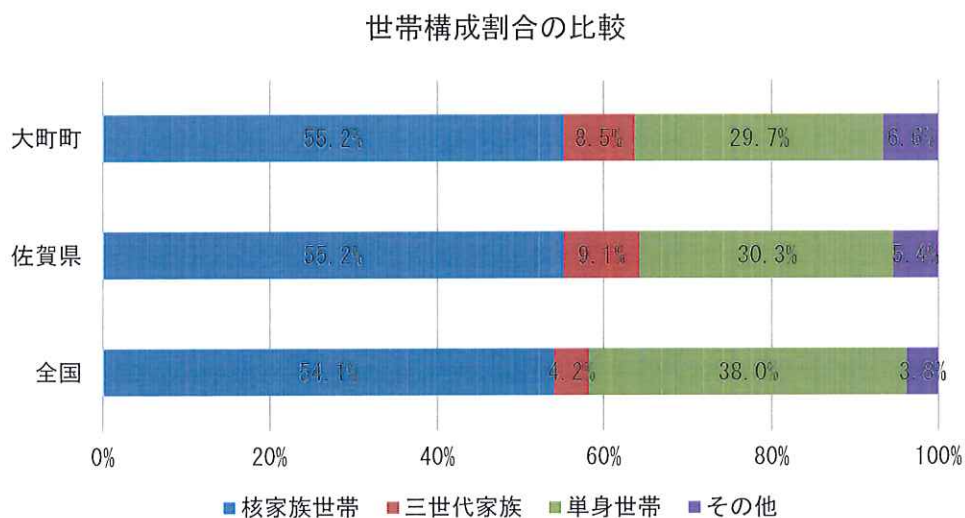
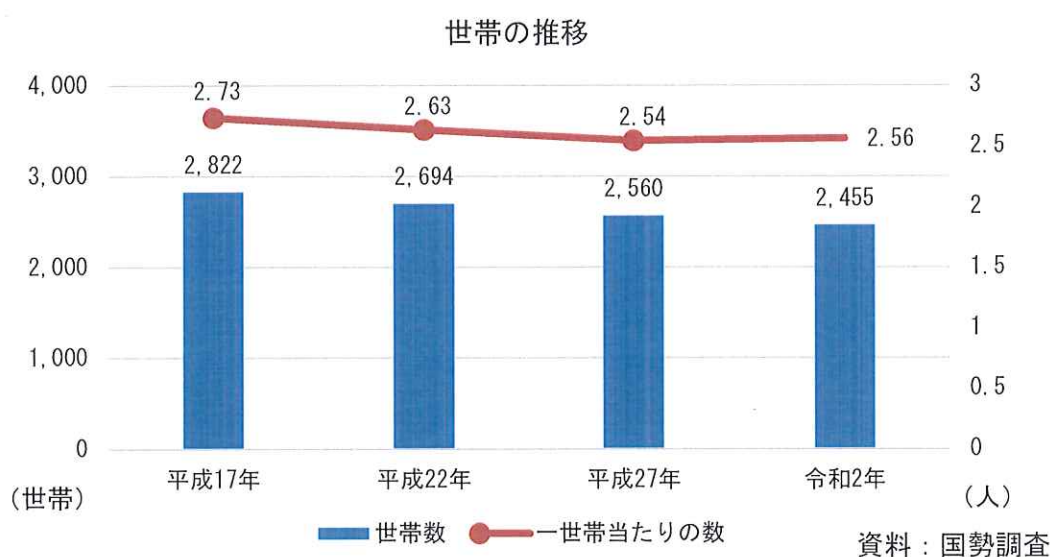


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

3 世帯の状況

(1) 世帯の推移

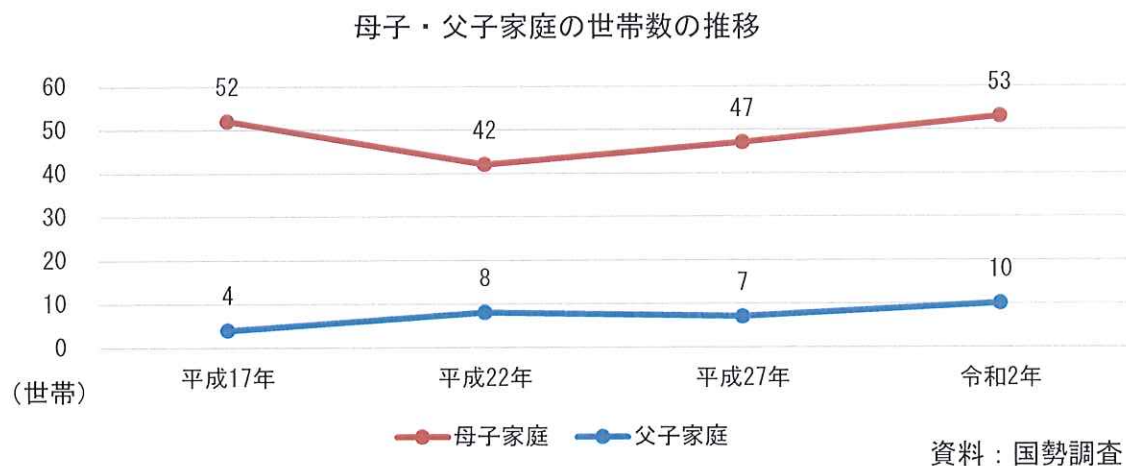
本町の世帯数は、2,455 世帯（令和 2 年国勢調査）で、近年の推移をみると平成 17 年の 2,822 世帯から、平成 22 年では 2,694 世帯、平成 27 年では 2,455 世帯と一貫して減少傾向にあり、一世帯当たりの人員も平成 17 年の 2.73 人から令和 2 年には 2.56 人へと減少しています。



資料：令和 2 年国勢調査

(2) 母子・父子家庭の世帯数の推移

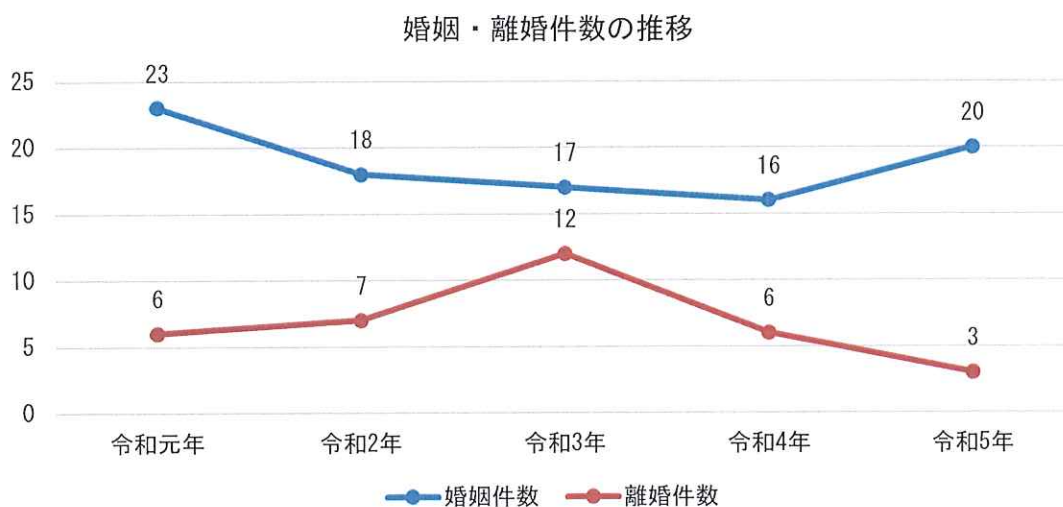
本町の母子・父子家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭は平成 27 年の 47 世帯から、令和 2 年は 53 世帯と増加しています。父子家庭については令和 2 年で 10 世帯となっています。



4 結婚・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

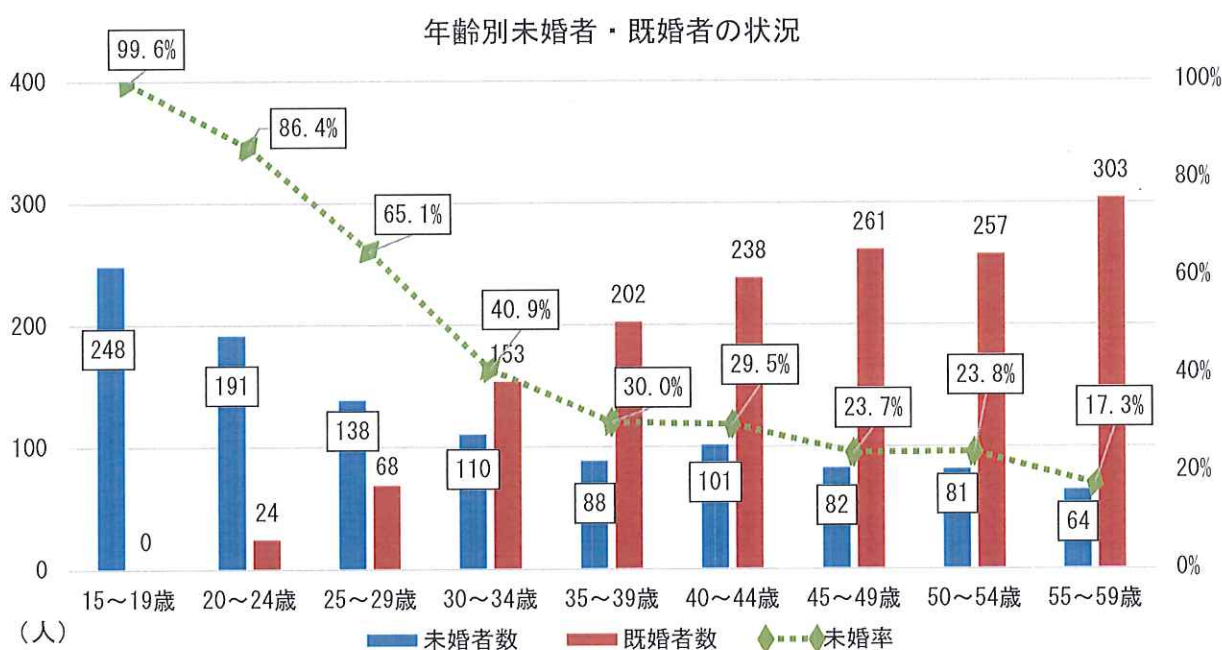
本町の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は令和元年の 23 件をピークに令和 5 年で 20 件となっています。また、離婚件数は令和 3 年をピークに減少しており、令和 5 年で 3 件となっています。



(2) 未婚者・既婚者の状況

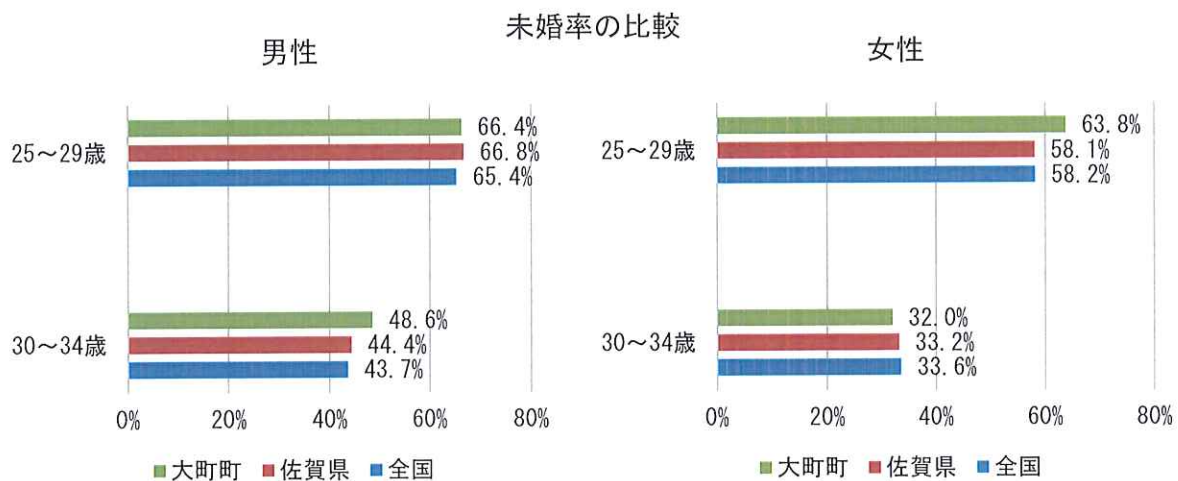
本町の年齢別の未婚者・既婚者数をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。未婚率についても、20代後半で65.1%とおよそ6割ですが、30代前半では40.9%とおよそ4割に減少します。つまり、30代前半ではおよそ6割が既婚者ということになり、婚姻年齢の中心層であることが分かります。

また、婚姻年齢の中心層(20代後半・30代前半)の未婚率を国、県と比較すると、本町は男性の未婚率がやや多い傾向がみられます。



※離婚・死別は既婚者数に含む。

資料：令和2年国勢調査

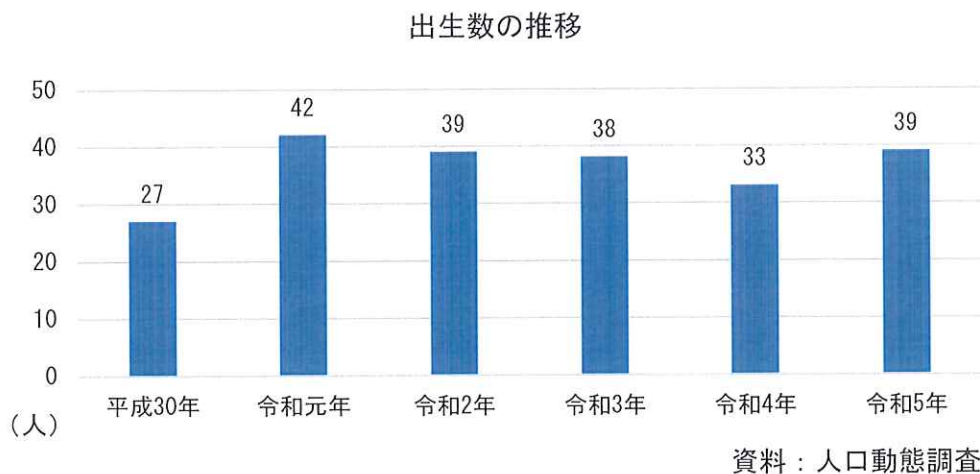


資料：令和2年国勢調査

5 出生の状況

(1) 出生数の推移

本町の出生数をみると、平成 30 年で 30 人を下回っており、その他の年は 30 人以上となっています。



(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率の推移をみると、平成 15 年～平成 19 年で 1.50 と最も低くなりましたが、平成 30 年～令和 4 年では 1.56 となっています。

合計特殊出生率の推移

	平成 15 年～ 平成 19 年	平成 20 年～ 平成 24 年	平成 25 年～ 平成 29 年	平成 30 年～ 令和 4 年
大町町	1.50	1.53	1.52	1.56
佐賀県	1.52	1.61	1.63	1.59
全国	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態調査

6 就業の状況

(1) 就業者数の推移

本町の就業者数は減少傾向にあり、令和 2 年で 2,853 人となっています。また、産業別の割合をみると第 3 次産業に従事する割合が増加しており、令和 2 年では 66%となっています。

就業者数・産業別割合の推移

(単位：人、%)

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
就業者数		3498	3,141	2,948	2,853
構成比	第 1 次産業	7.6	5.6	6.0	6.0
	第 2 次産業	30.6	30.1	28.1	27.1
	第 3 次産業	61.8	64.3	65.2	66.0

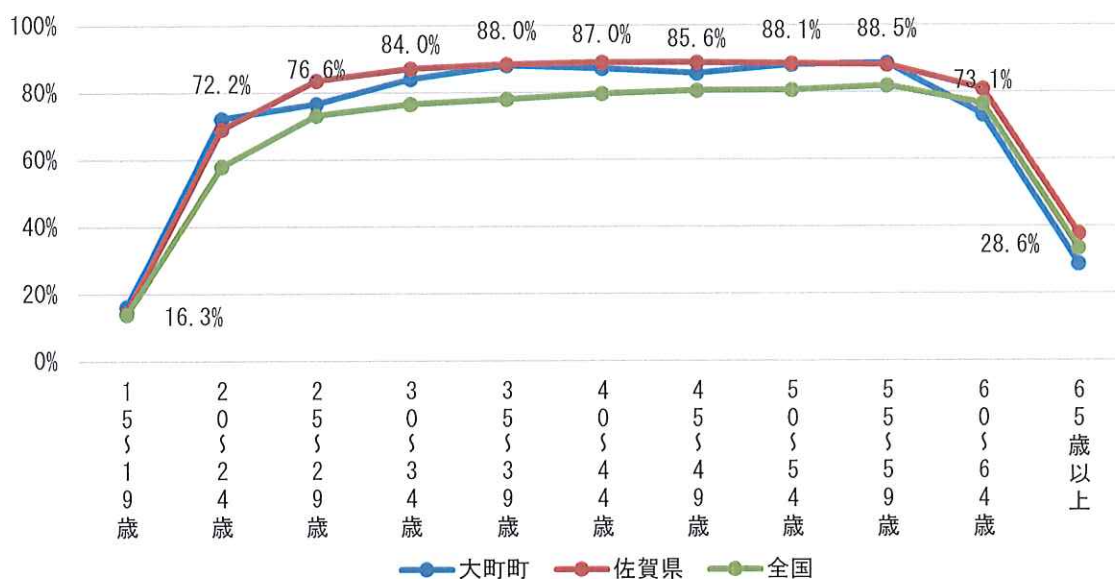
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率の推移

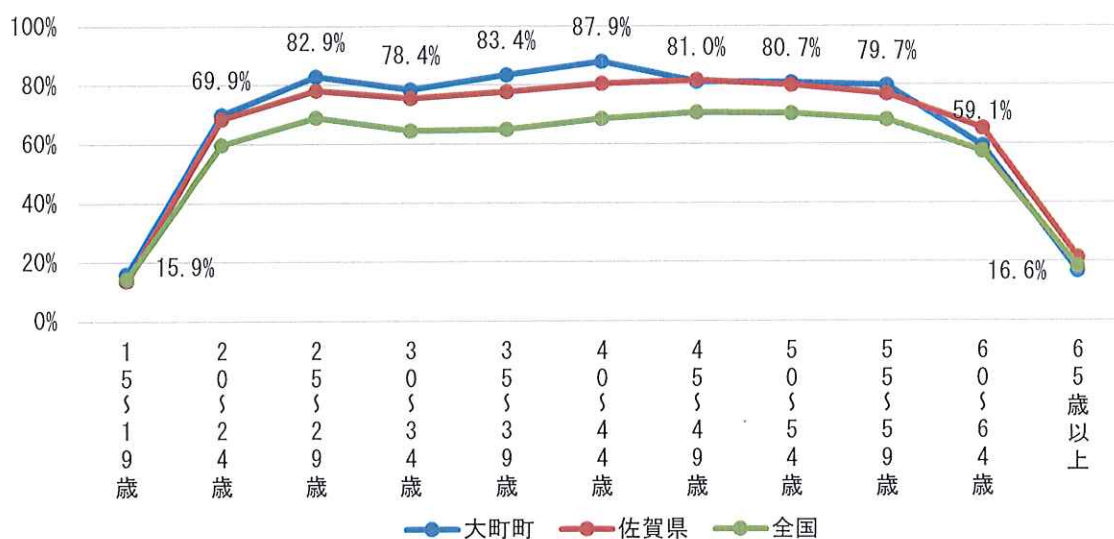
本町の年齢 5 歳階級別の労働力率をみると、20 代からの労働力率が男性、女性ともに約 70%以上で推移し、男性、女性ともに 60 代前半から大きく減少しています。

また、本町の女性の労働力率は国、県に比べて各年齢層の労働力がおおむね高い傾向にあり、30 代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

男性の年齢別労働力率の推移



女性の年齢別労働力率の推移



資料：令和 2 年国勢調査

7 子どもに関する施策の状況

(1) 保育所の状況

本町の保育所の状況をみると、令和6年4月1日現在で認可保育所が1か所、定員は240人、入所者数は120人となっています。

認可保育所サービス実施状況

認可保育所名	定員 (人)	入所者数 (人)	保育士数 (人)	開所時間	特別保育		
					乳児	延長	障がい児
大町保育園	240	120	20	7:00~19:00	実施	実施	実施

※令和6年4月1日現在

資料：子育て・健康課

入所者数等の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可保育所数（か所）	1	1	1	1	1
入所者数（人）	132	142	134	128	130
定員（人）	240	240	240	240	240
保育士数（人）	20	19	21	21	18

資料：子育て・健康課

特別保育利用者の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児保育（月平均数）	3	3	4	4	6
延長保育（延人数）	2116	1022	1182	1060	1043
障がい児保育	1	0	0	2	2

資料：子育て・健康課

大町ひじり学園の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学部児童数（人）	272	269	277	274	264
中学部生徒数（人）	139	134	131	132	119
教員数（人）	64	68	66	66	61

資料：教育委員会

（４）放課後児童クラブ・放課後子ども教室の状況

本町の放課後児童クラブの施設数は１か所で、令和５年度の利用者数は５２人となっています。放課後子ども教室は令和５年度で開催回数は１１回、登録者数は２６人となっています。

放課後児童クラブの状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1
定員（人）	60	60	60	60	60
利用者数（人）	59	64	66	67	52

資料：子育て・健康課

放課後子ども教室の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数（回）	16	12	7	8	11
登録者数（人）	31	21	27	31	26

資料：教育委員会

(5) 母子保健事業の状況

本町の子どもと親の健康づくりのための各種母子保健事業の状況は以下のとおりとなっています。

母子健康手帳の交付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	35	36	31	37	36

資料：子育て・健康課

妊婦健康診査の受診状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	460	471	365	392	464

資料：子育て・健康課

乳幼児健診の受診率の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4カ月児健康診査	92.7	89.2	91.9	100	96.8
6カ月児健康診査	92.5	97.5	90.7	89.7	96.8
9カ月児健康診査	93.9	92.7	89.7	83.3	88.6
12カ月児健康診査	90.0	97.6	95.7	88.5	81.8
1歳6カ月児健康診査	96.7	92.5	84.2	89.2	85.7
3歳児健康診査	95.1	97.4	95.1	94.4	97.7

資料：子育て・健康課

乳幼児健康相談

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施会場（か所）	1	1	1	1	1
参加人数（人）	221	172	97	113	135

資料：子育て・健康課

母子保健推進員の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子保健推進委員（人）	6	6	6	6	6

資料：子育て・健康課

（６）民生委員・児童委員の状況

本町の民生委員・児童委員数は 30 人となっており、うち児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が 2 人となっています。

民生委員・児童委員の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員数（人）	30	30	30	30	30
主任児童委員数（人）	2	2	2	2	2

資料：福祉課

第3章 ニーズ調査結果の概要

1. 調査の目的

令和7年度に策定する「大町町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、住民の皆さんの子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握するためにニーズ調査を実施し、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握・整理を行い、大町町の子育て環境の向上を目的としています。

2. 調査の実施要領

調査時期	令和7年2月			
調査対象者	大町町在住の就学前児童・小学生児童の保護者			
調査方法	学校経由での配布・回収			
配布数	未就学児	93件	就学児	180件
有効回収数		80件		141件
有効回答率		86.0%		78.3%

3. 調査結果利用上の注意

- ・各設問のnは、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記しています。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

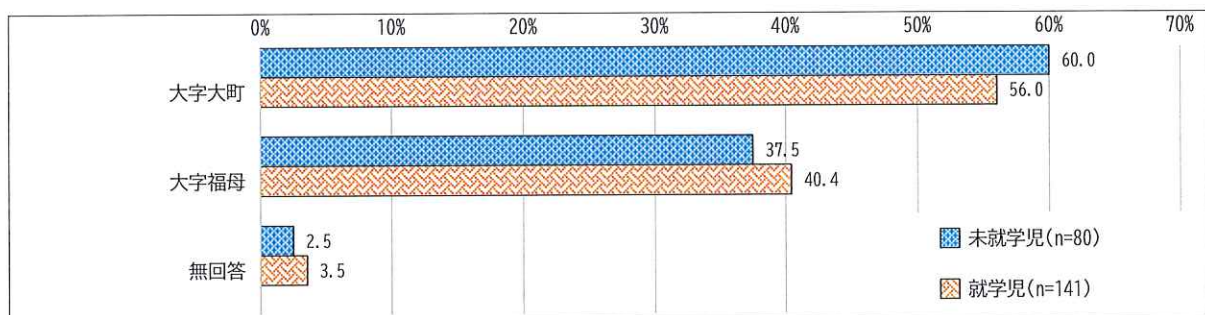
・ニーズ調査結果

調査結果については、未就学児向け調査票の問番号の順に記載しており、その中に就学児向け調査にある同一設問の結果を併記しています。就学児向け調査のみの設問については、別途記載をしています。

1. お住まいの地域について

問1 お住まいの地域はどちらですか。(単数回答)

○居住地区については、「大字大町」(未就学：60.0%、就学児：56.0%)、「大字福母」(未就学：37.5%、就学児：40.4%)となっており、未就学児及び就学児ともに「大字大町」が5割を超えています。



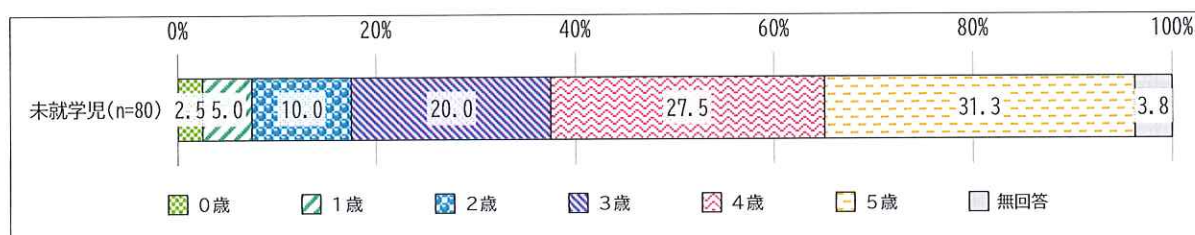
2. お子さんご家族の状況について

問2 宛名のお子さんの生年月（学年）をご記入ください。

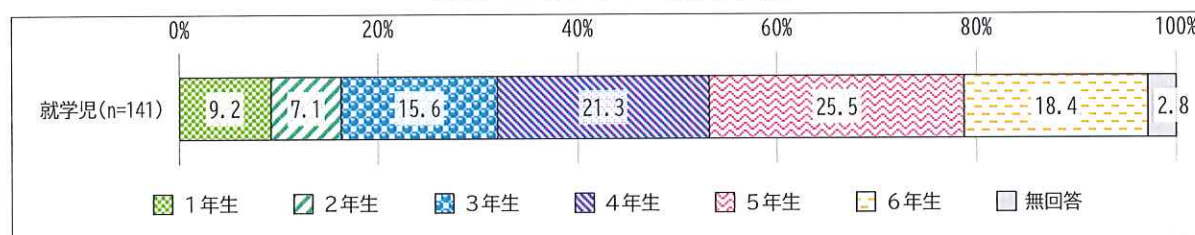
○未就学児の年齢については、「5歳」が31.3%と最も高く、次いで「4歳」27.5%、「3歳」20.0%となっています。

○就学児の学年については、「5年生」が25.5%と最も高く、次いで「4年生」21.3%、「6年生」18.4%となっています。

【お子さんの年齢（未就学児）】



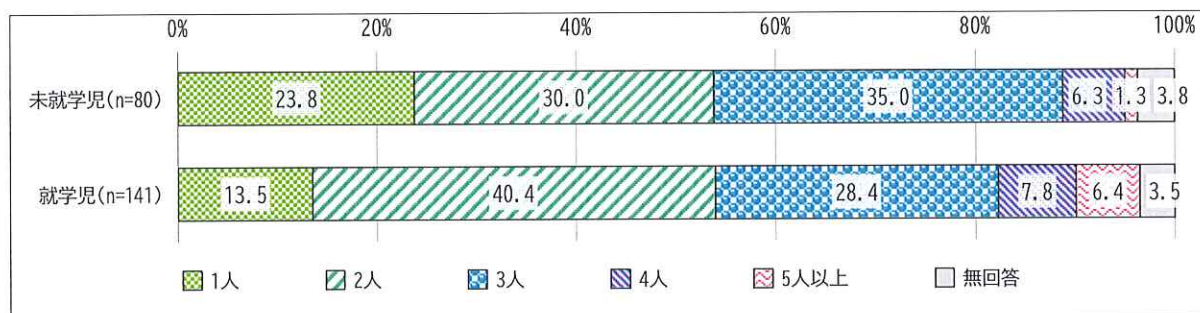
【お子さんの学年（就学児）】



問3 お子さんは何人いらっしゃいますか。

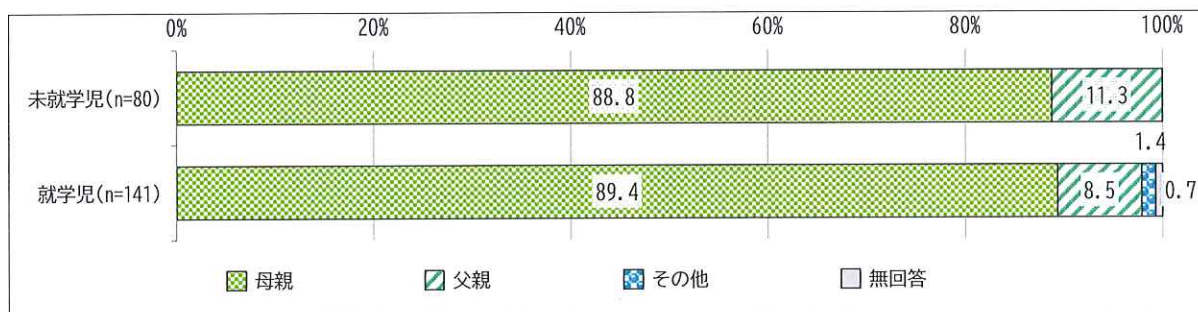
○未就学児では「3人」が35.0%と最も高く、次いで「2人」30.0%、「1人」23.8%となっています。

○就学児では「2人」が40.4%と最も高く、次いで「3人」28.4%、「1人」13.5%となっています。



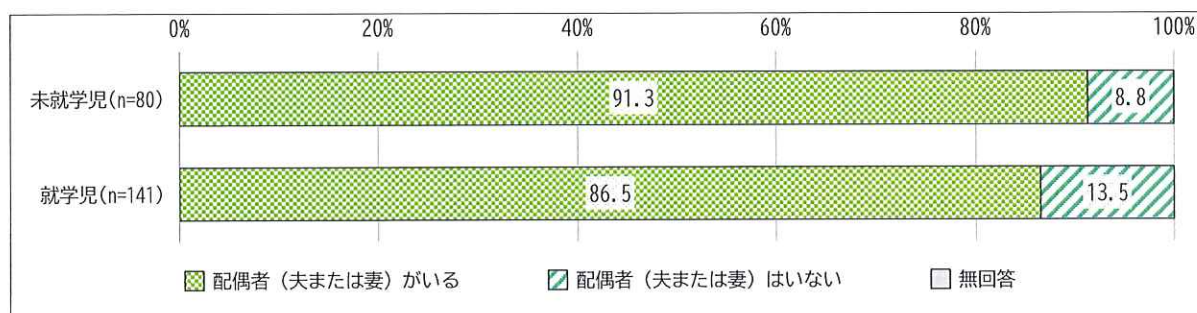
問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。(単数回答)

○未就学児及び就学児ともに「母親」(未就学児：88.8%、就学児：89.4%)が8割を超えており、「父親」(未就学児：11.3%、就学児：8.5%)は1割前後となっています。



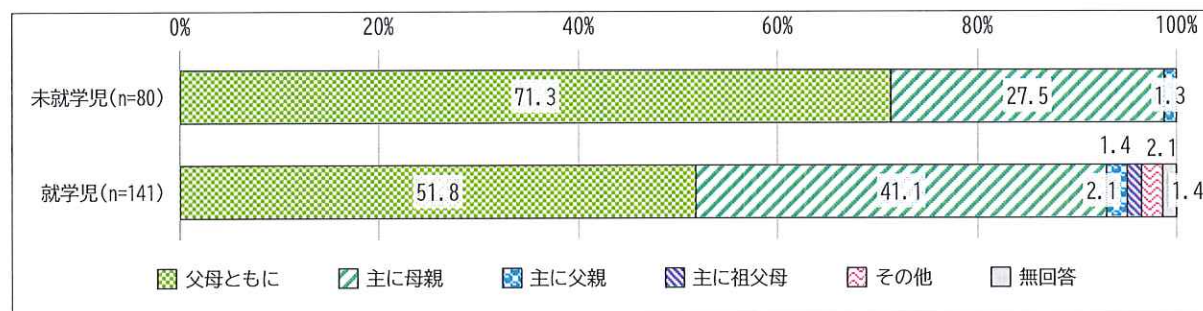
問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。
(単数回答)

○未就学児及び就学児ともに9割前後が「配偶者（夫または妻）がいる」（未就学児：91.3%、就学児：86.5%）と回答しています。



問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのは、お子さんから見た関係でどなたですか。(単数回答)

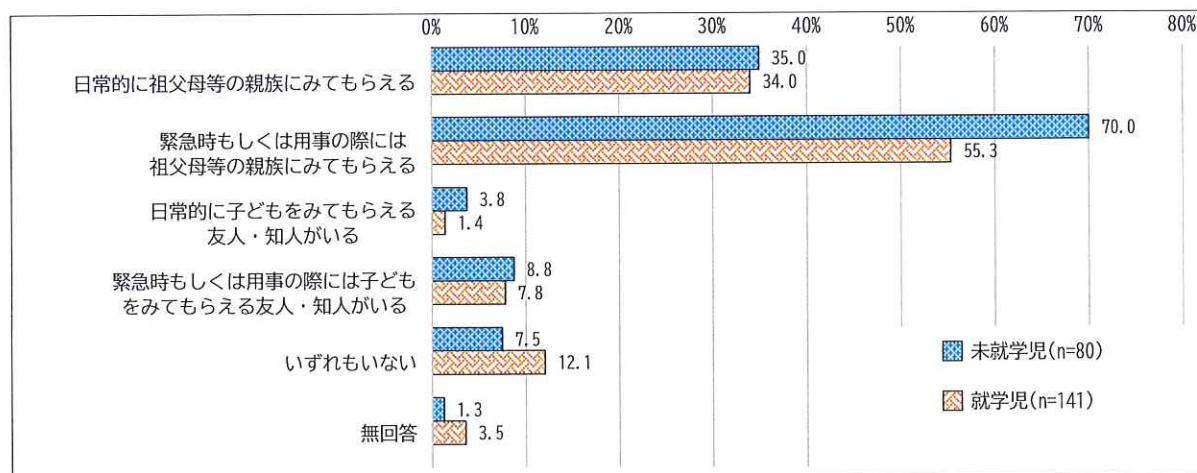
○未就学児及び就学児ともに「父母ともに」（未就学児：71.3%、就学児：51.8%）が最も高く、次いで「主に母親」（未就学児：27.5%、就学児：41.1%）となっています。



3. 子どもの育ちをめぐる環境について

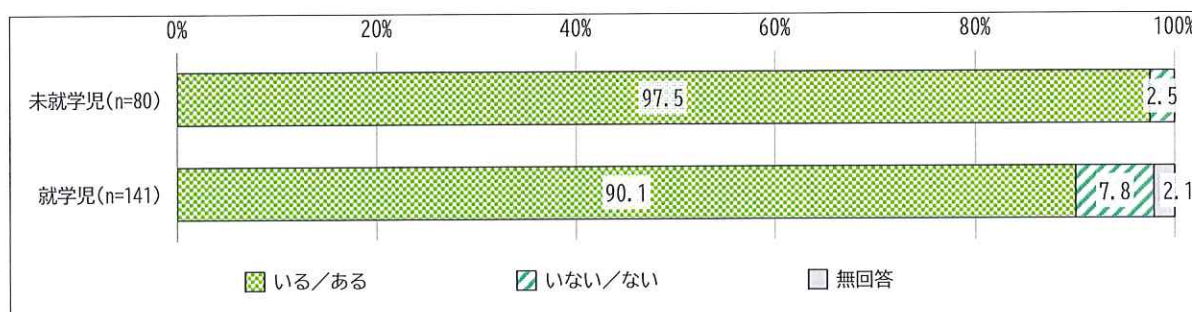
問7 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)

○未就学児及び就学児ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(未就学児：70.0%、就学児：55.3%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(未就学児：35.0%、就学児：34.0%)となっています。



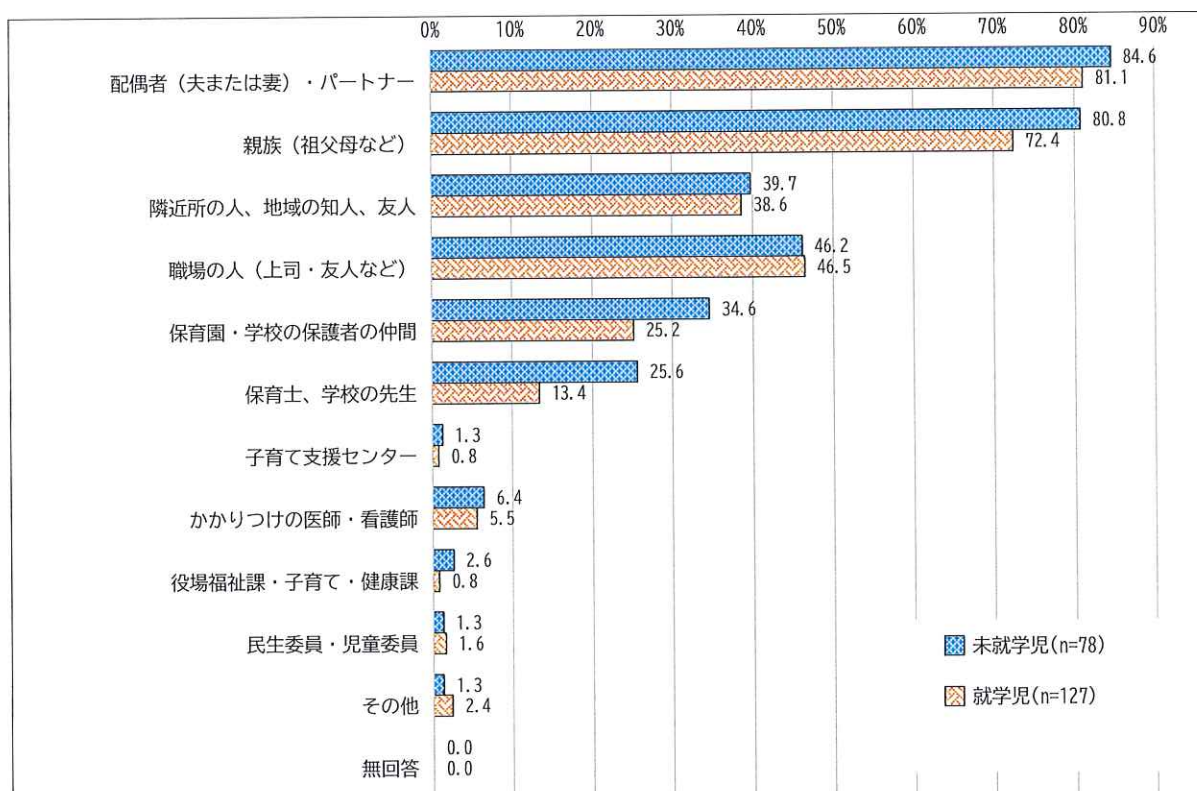
問8 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか。(単数回答)

○未就学児及び就学児ともに9割以上が「いる／ある」(未就学児：97.5%、就学児：90.1%)と回答しており、「いない／ない」(未就学児：2.5%、就学児：7.8%)は1割を切っています。



問8-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（複数回答）

○未就学児及び就学児ともに「配偶者（夫または妻）・パートナー」（未就学児：84.6%、就学児：81.1%）が最も高く、次いで「親族（祖父母など）」（未就学児：80.8%、就学児：72.4%）、「職場の人（上司・友人など）」（未就学児：46.2%、就学児：46.5%）となっています。

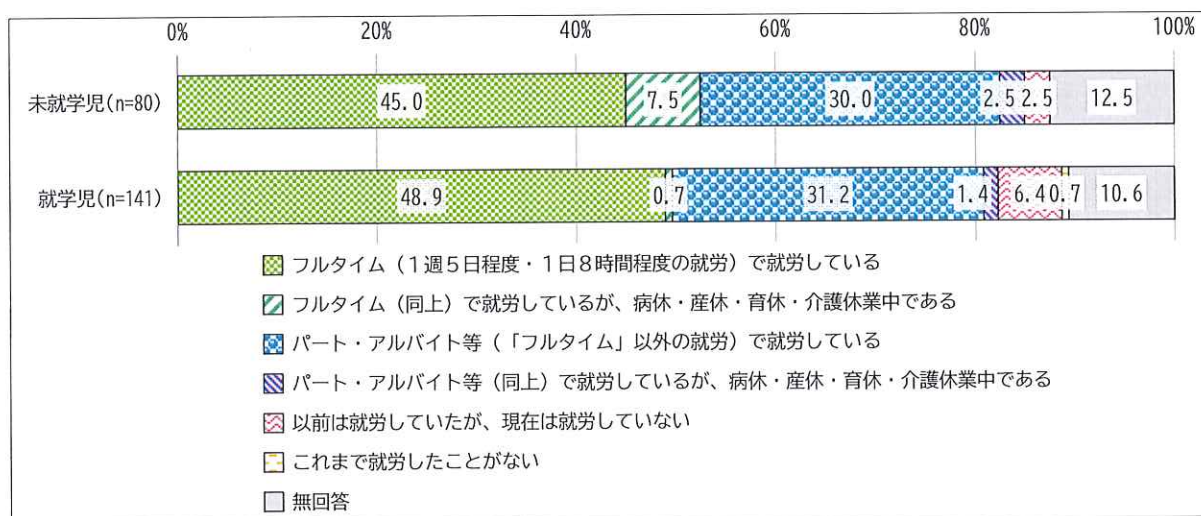


4. 保護者の就労状況について

問9 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。（単数回答）

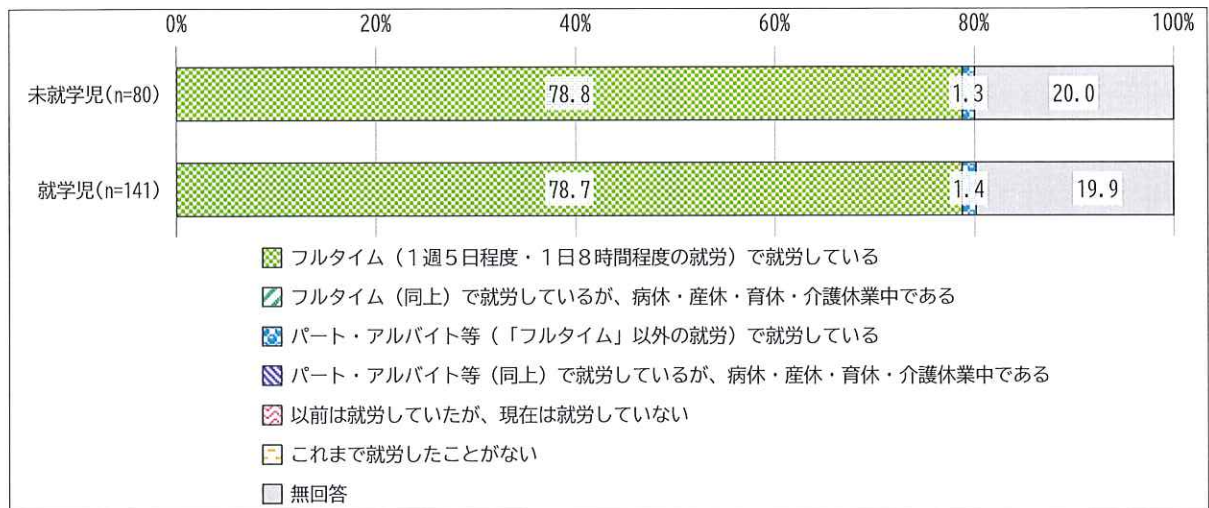
◆母親

○未就学児及び就学児ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」（未就学児：45.0%、就学児：48.9%）が最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」（未就学児：30.0%、就学児：31.2%）となっています。



◆父親

○未就学児及び就学児ともに「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労している」（未就学児：78.8%、就学児：78.7%）が最も高く、約８割が「フルタイムで就労している」と回答しています。



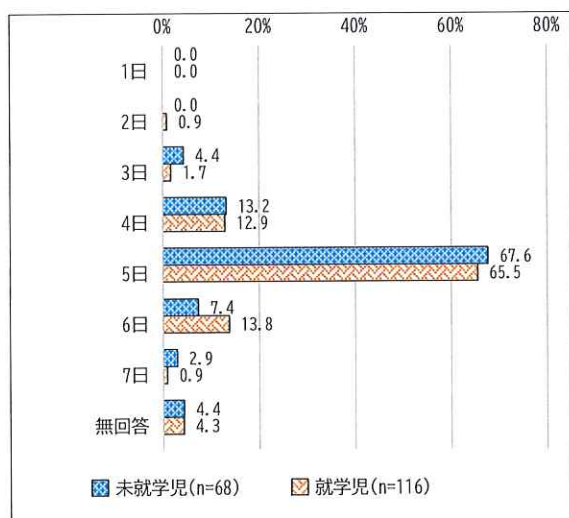
問9-1 1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」、およびその家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。

◆母親

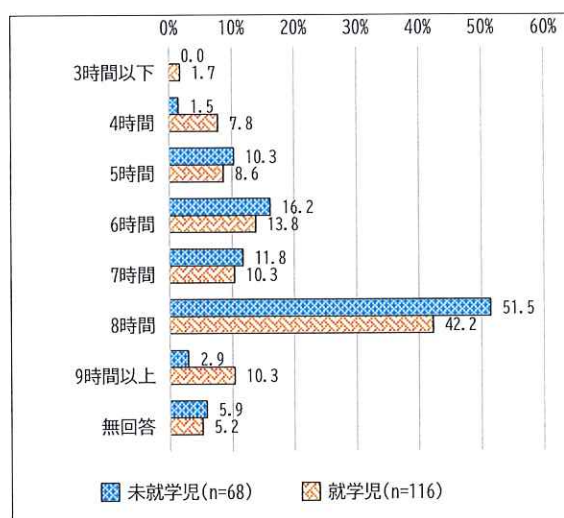
○1週当たりの就労日数では、未就学児及び就学児ともに「5日」、1日当たりの就労時間では、「8時間」が最も高くなっています。

○家を出る時刻では、未就学児及び就学児ともに「8時台」、帰宅時刻では「18時台」が最も高くなっています。

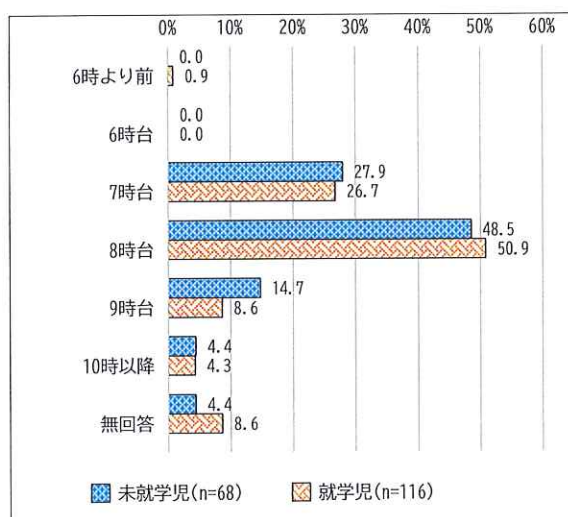
【1週当たりの就労日数】



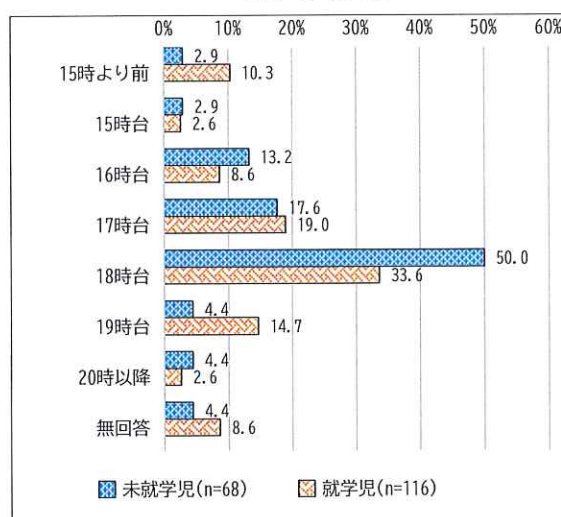
【1日当たりの就労時間】



【家を出る時刻】



【帰宅時刻】

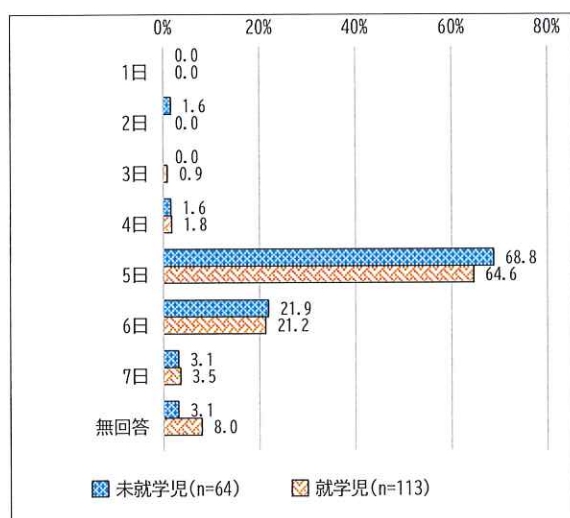


◆父親

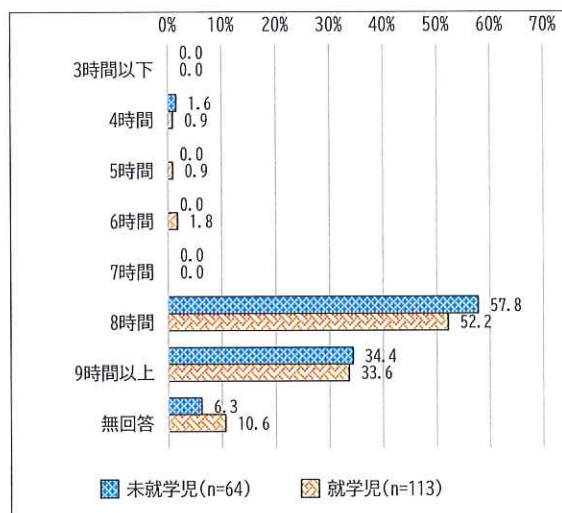
○1週当たりの就労日数では、未就学児及び就学児ともに「5日」、1日当たりの就労時間では、「8時間」が最も高くなっています。

○家を出る時刻では未就学児及び就学児ともに「7時台」、帰宅時刻では「18時台」が最も高くなっています。

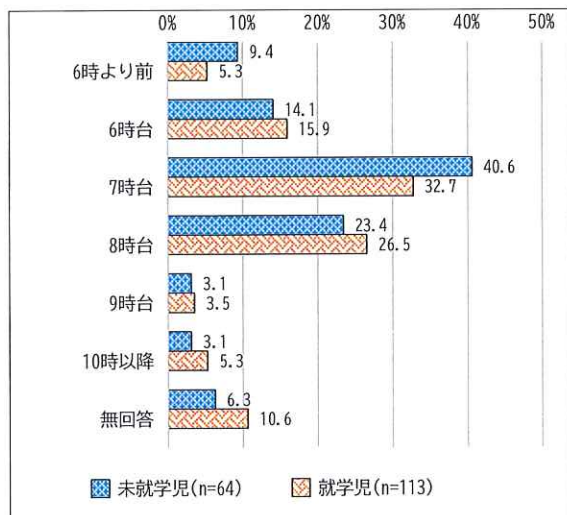
【1週当たりの就労日数】



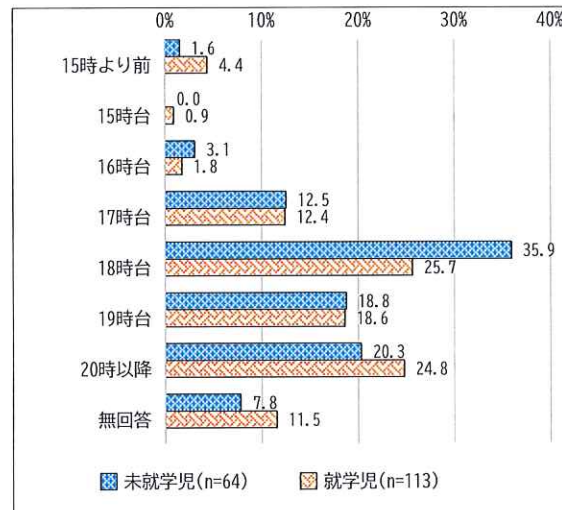
【1日当たりの就労時間】



【家を出る時刻】



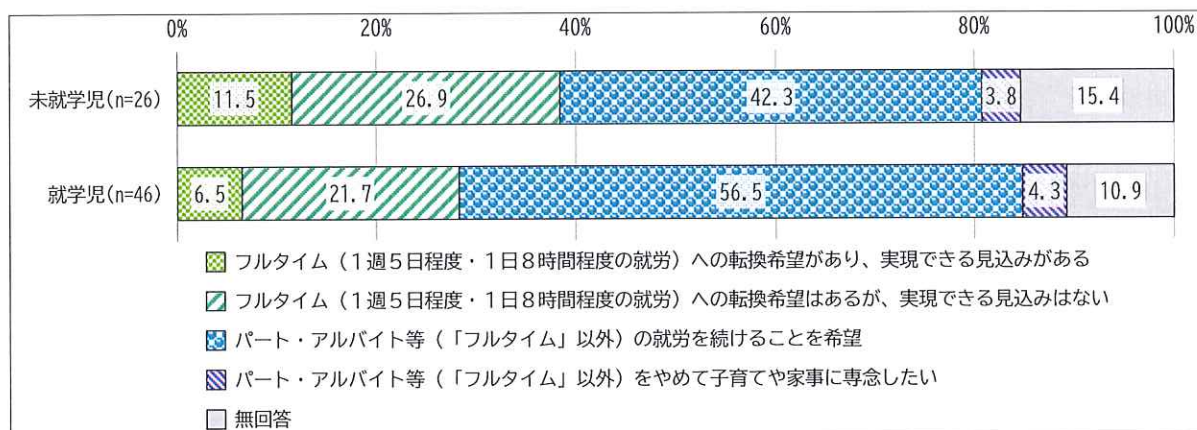
【帰宅時刻】



問10 フルタイムへの転換希望はありますか。（単数回答）

◆母親

○未就学児及び就学児ともに「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」（未就学児：42.3%、就学児：56.5%）が最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（未就学児：26.9%、就学児：21.7%）となっています。



◆父親

○父親のフルタイムへの転換希望については、サンプル数が少ないため参考程度。

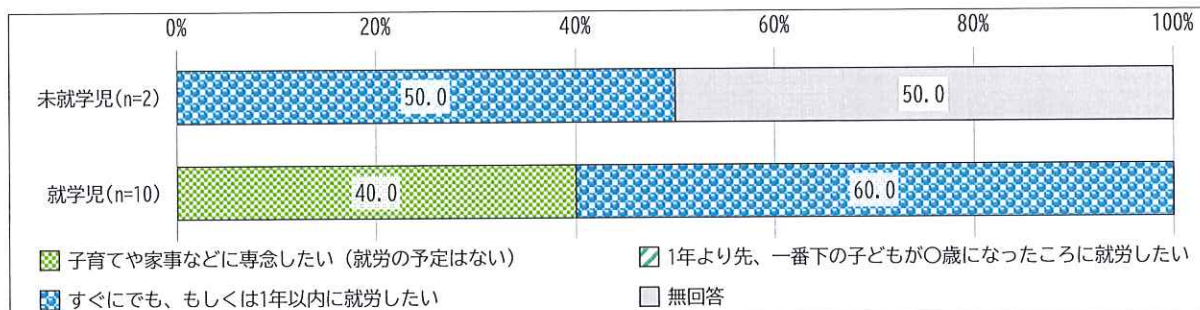


問9で「5」・「6」（就労していない・就労したことがない）と回答した方のみ

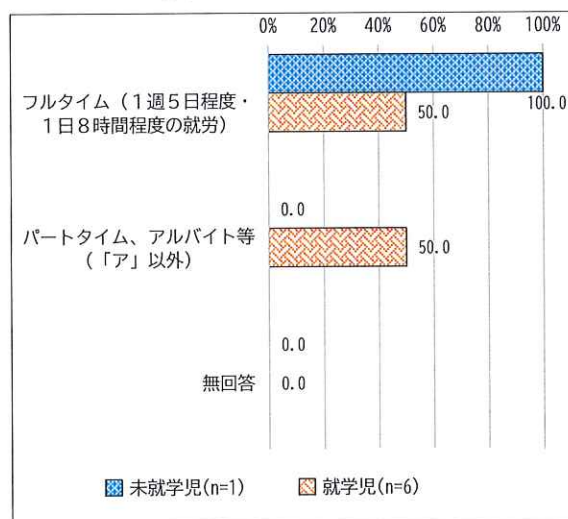
問11 就労したいという希望はありますか。

◆母親

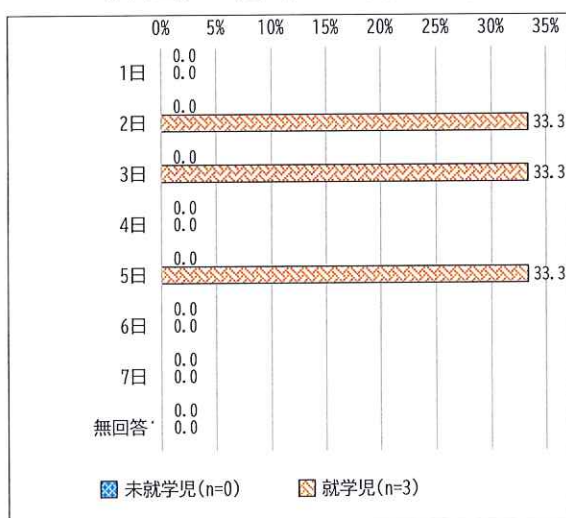
○就労していない母親の就労希望については、サンプル数が少ないため参考程度。



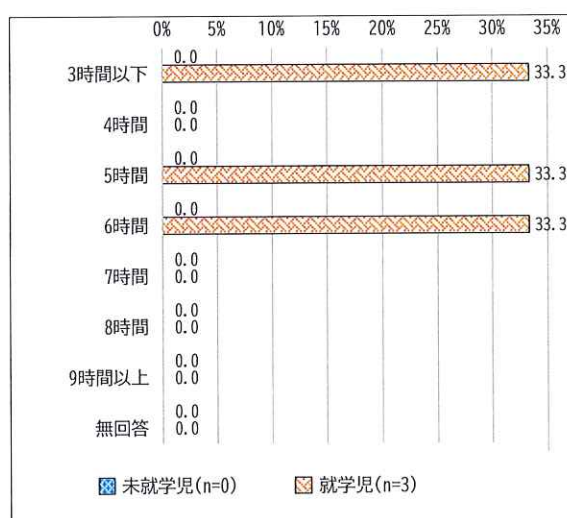
【希望する就労形態】



【希望する週当たり勤務日数】



【希望する1日当たり勤務時間】



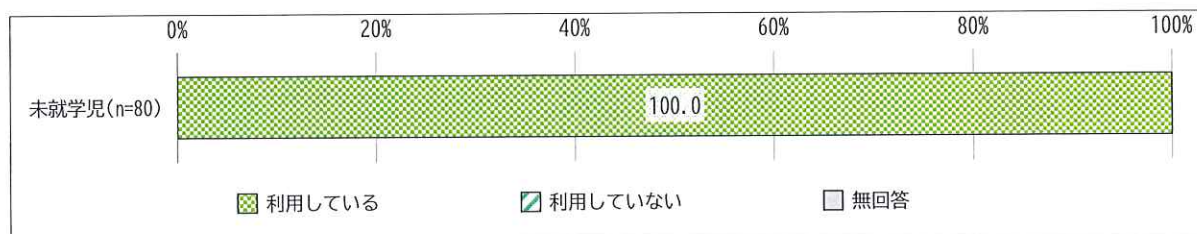
◆父親

○父親の就労希望については、該当者なし。

5. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

問12 お子さんは現在、保育所（園）や認定こども園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していますか。（単数回答）

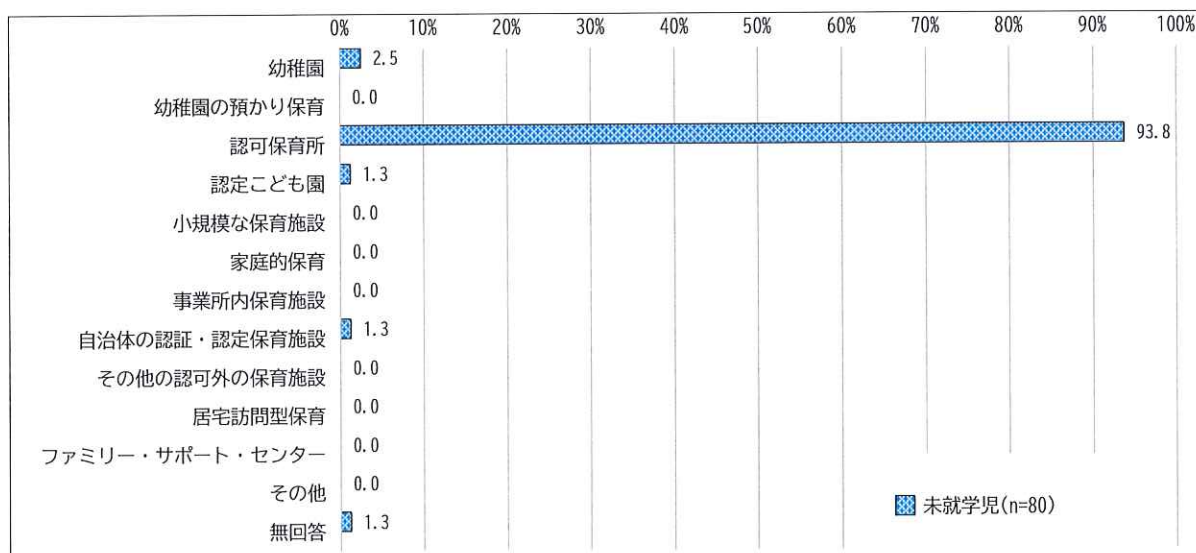
○「利用している」が100.0%となっています。



問12で「1. 利用している」と回答した方のみ

問12-1 お子さんは、平日どのような「定期的な教育・保育事業」を利用していますか。（複数回答）

○「認可保育所」が93.8%と最も高く、次いで「幼稚園」2.5%、「認定こども園」「自治体の認証・認定保育施設」1.3%となっており、9割以上が「認可保育所」と回答しています。

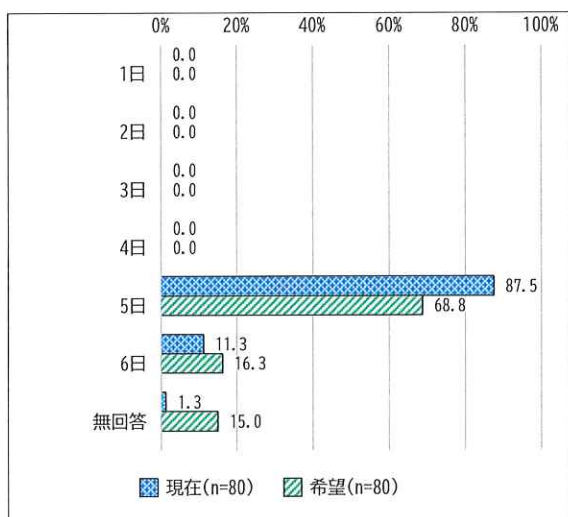


問12で「1. 利用している」と回答した方のみ

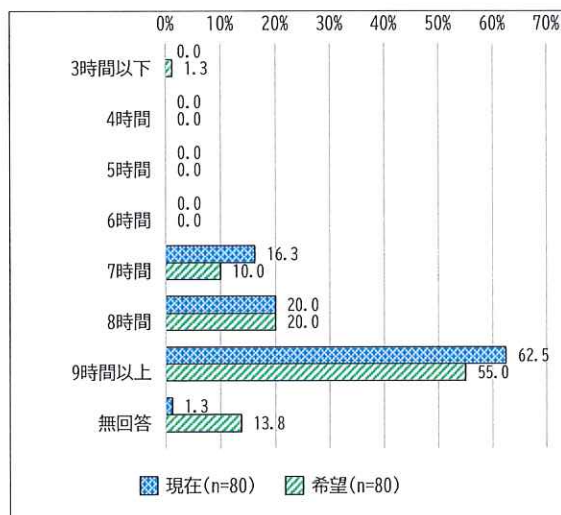
問12-2 平日に定期的に利用している「定期的な教育・保育事業」について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。

- 1週当たりの利用日数では、現在及び希望ともに「5日」が最も高くなっています。
- 1日当たりの利用時間では、現在及び希望ともに「9時間以上」が最も高くなっています。
- 利用開始時刻では、現在及び希望ともに「8時」が最も高く、次いで「9時」となっています。
- 利用終了時刻について、現在及び希望ともに「17時」が最も高く、次いで「18時以降」となっています。

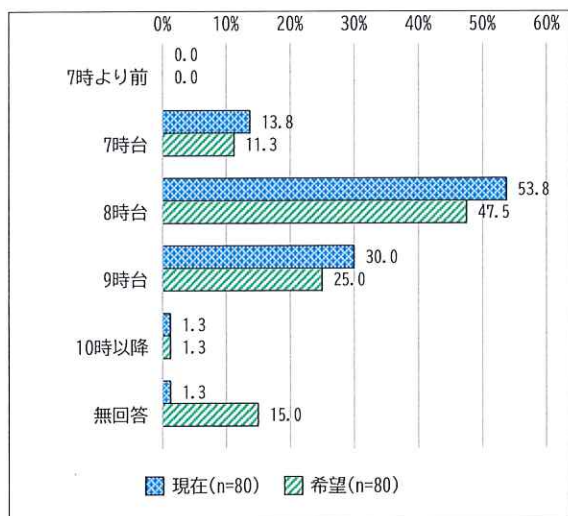
【1週当たり利用日数】



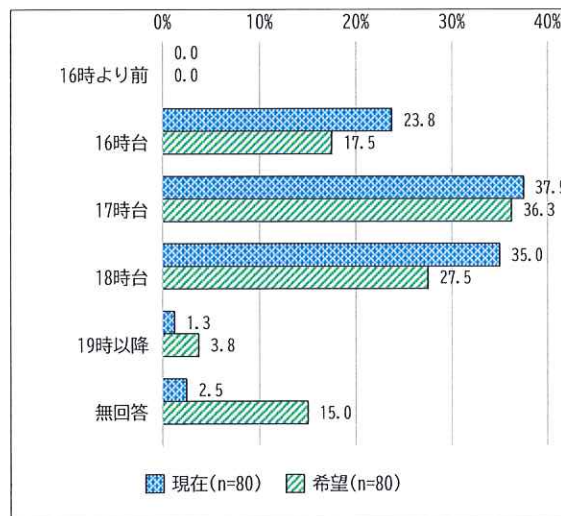
【1日当たり利用時間】



【利用開始時刻】



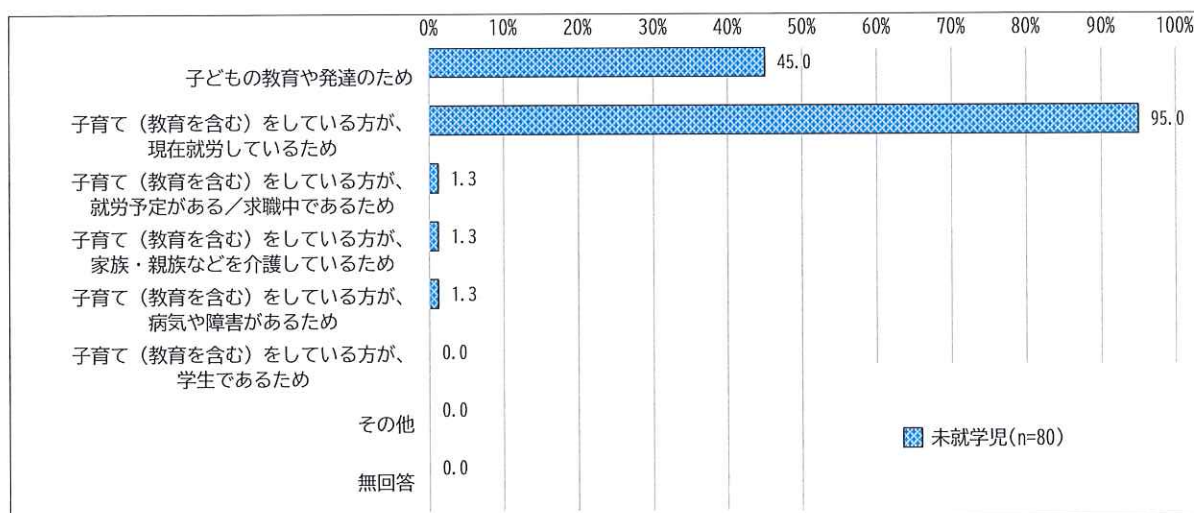
【利用終了時刻】



問12で「1. 利用している」と回答した方のみ

問12-3 平日に「定期的な教育・保育事業」を利用されている理由は何ですか。
(複数回答)

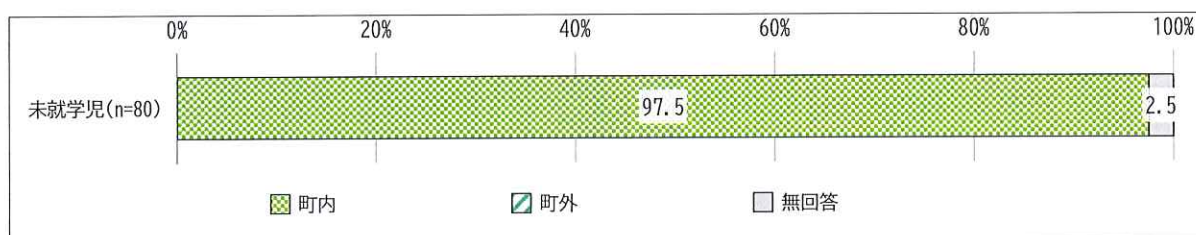
○「子育て（教育を含む）をしている方が、現在就労しているため」が 95.0%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」45.0%となっています。



問12で「1. 利用している」と回答した方のみ

問12-4 現在、利用している主な「定期的な教育・保育事業」の実施場所はどこですか。(単数回答)

○「町内」が 97.5%となっており、現在利用中の「定期的な教育・保育事業」の実施場所については、9割以上が「町内」と回答しています。



問12で「2. 利用していない」と回答した方のみ

問12-5 「定期的な教育・保育事業」を利用していない理由は何ですか。（複数回答）

○該当者なし。

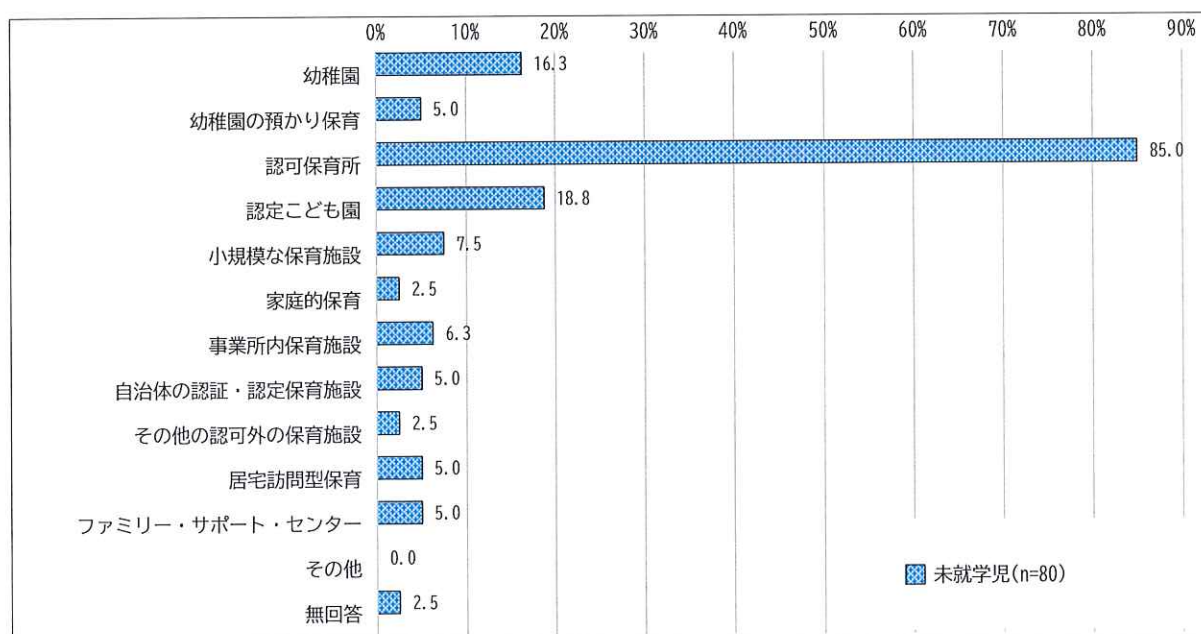
宛名のお子さんが0～2歳で、問12で「2. 利用していない」と回答した方のみ

問12-6 国が検討している「こども誰でも通園制度（仮称）」が創設された場合、仮に月10時間まで定期的に利用が可能だとしたら、利用したいと思いますか。（単数回答）

○該当者なし。

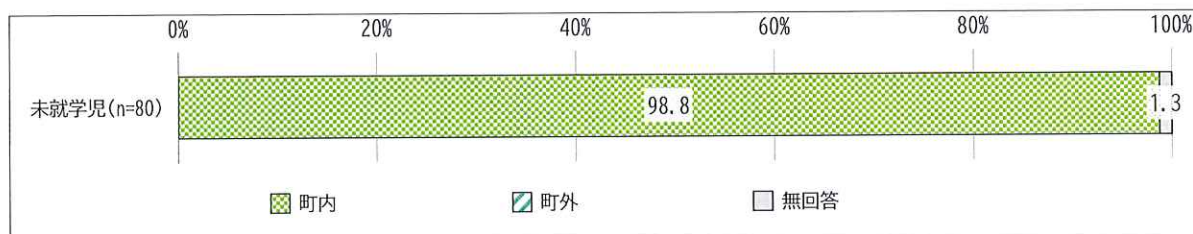
問14 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。（複数回答）

○「認可保育所」が85.0%と最も高く、次いで「認定こども園」18.8%、「幼稚園」16.3%となっています。



問1 4-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。(単数回答)

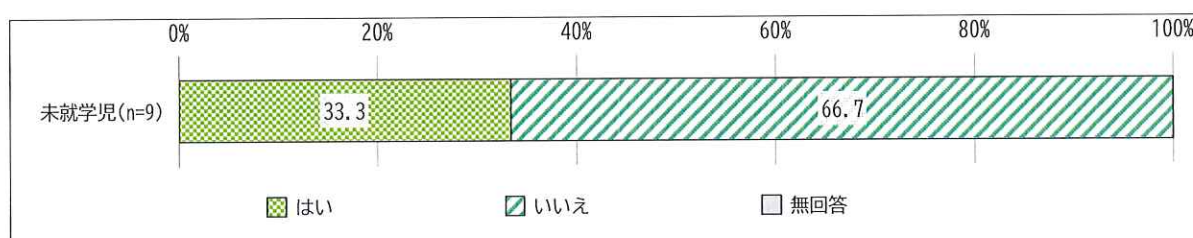
○「町内」が 98.8%となっており、利用したい「定期的な教育・保育事業」の場所については 9 割以上が「町内」と回答しています。



問 14 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ 3. ～12. にも○をつけた方のみ

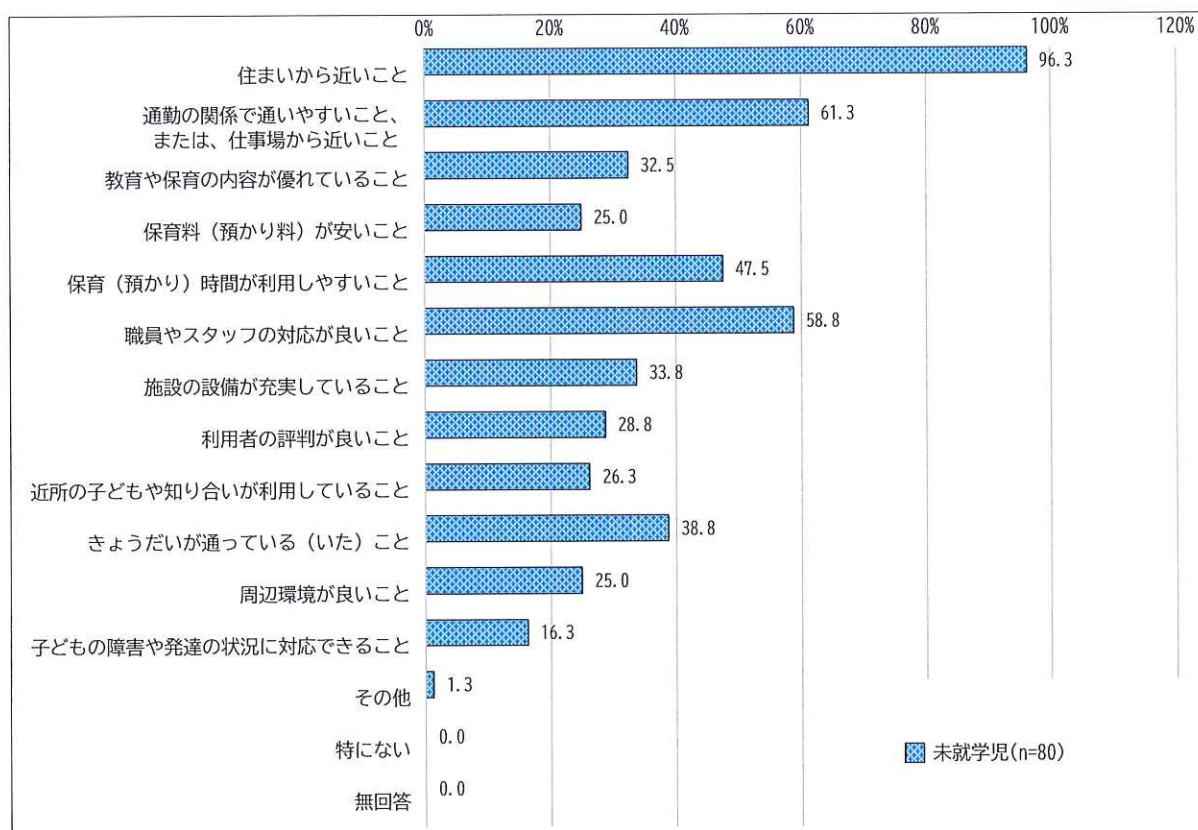
問1 4-2 特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。(単数回答)

○幼稚園の利用の強い希望については、サンプル数が少ないため参考程度。



問15 お子さんの平日の「定期的な教育・保育事業」を選ぶ際に、重視する（した）ことは何ですか。（複数回答）

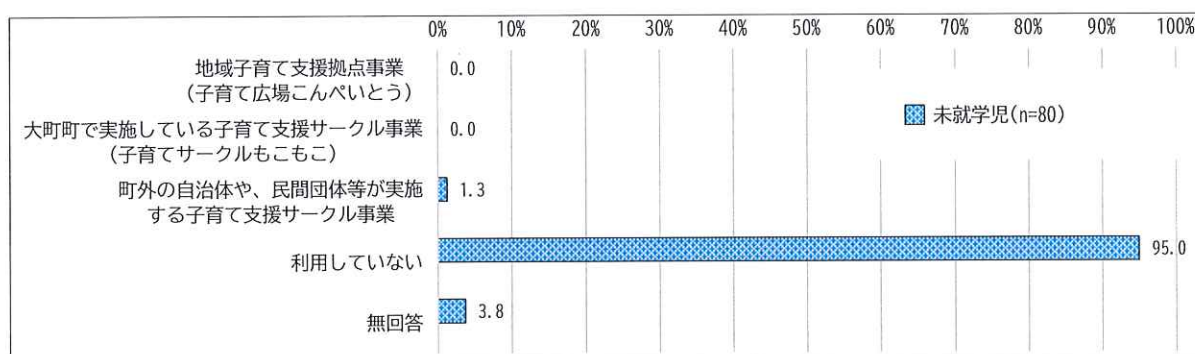
○「住まいから近いこと」が96.3%と最も高く、次いで「通勤の関係で通しやすいこと、または、仕事場から近いこと」61.3%、「職員やスタッフの対応が良いこと」58.8%となっています。また、「保育（預かり）時間が利用しやすいこと」も4割を超えています。



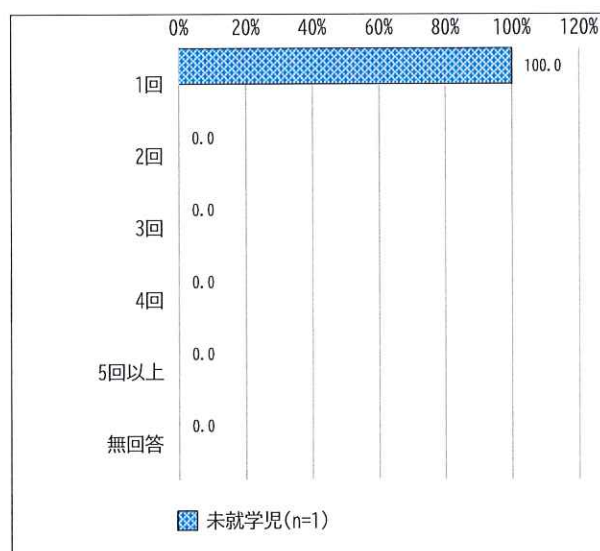
6. 地域の子育て支援事業の利用状況について

問16 お子さんは、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする地域子育て支援拠点事業や子育て支援サークル事業を利用していますか。
(複数回答)

○地域子育て支援拠点事業等の利用状況については、9割以上が「利用していない」と回答しています。

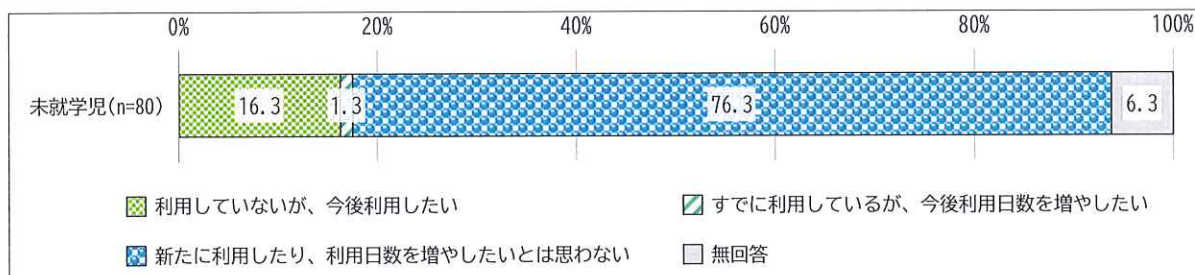


【町外の自治体や、民間団体等が実施する子育て支援サークル事業：月当たり利用回数】

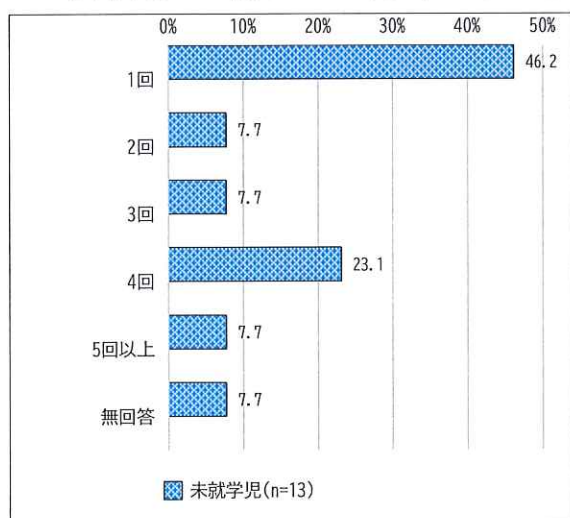


問17 問16のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。

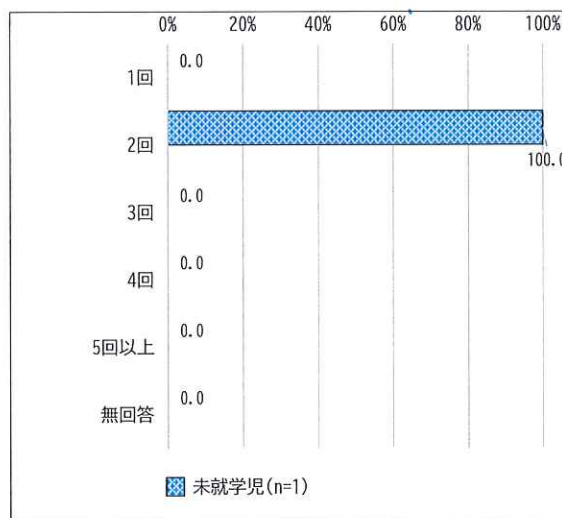
- 「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が76.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」16.3%となっており、今後の利用希望については約2割程度となっています。
- 今後新たに利用したい月当たり回数では、「1回」が46.2%と最も高く、次いで「4回」23.1%となっています。



【今後新たに利用したい月当たり回数】



【今後利用を増やしたい月当たり回数】



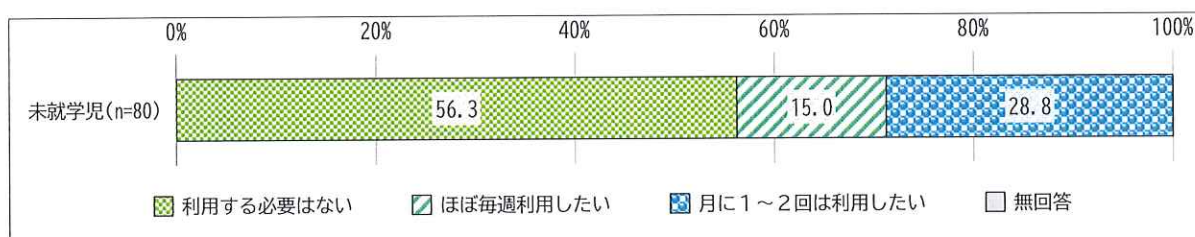
7. 土曜・休日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

問18 お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。

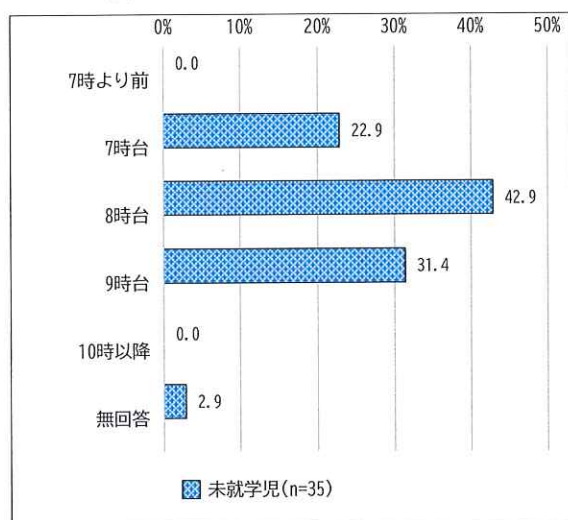
（1）土曜日

○土曜日の利用希望については、「利用する必要はない」が56.3%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」28.8%、「ほぼ毎週利用したい」15.0%となっており、4割は利用したいと回答しています。

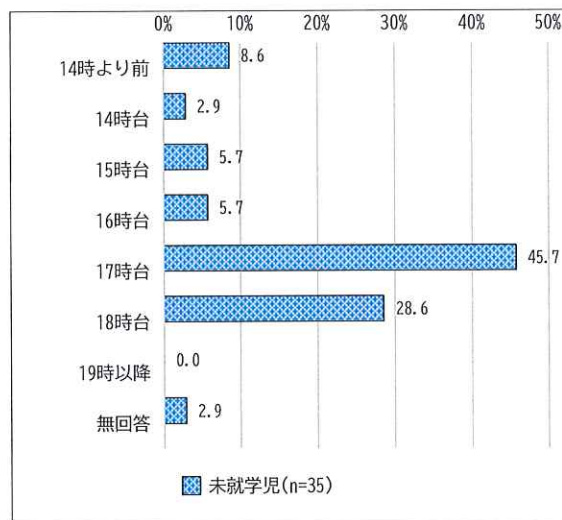
○利用希望時刻について、開始時刻では「8時台」「9時台」、終了時刻では「17時」が3割を超えています。



【利用したい時間帯（開始時刻）】



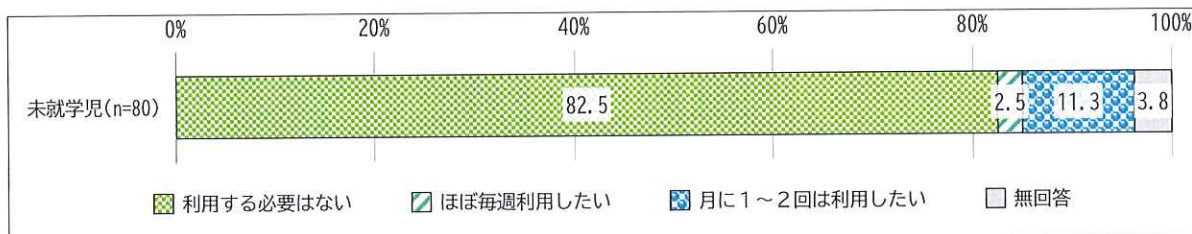
【利用したい時間帯（終了時刻）】



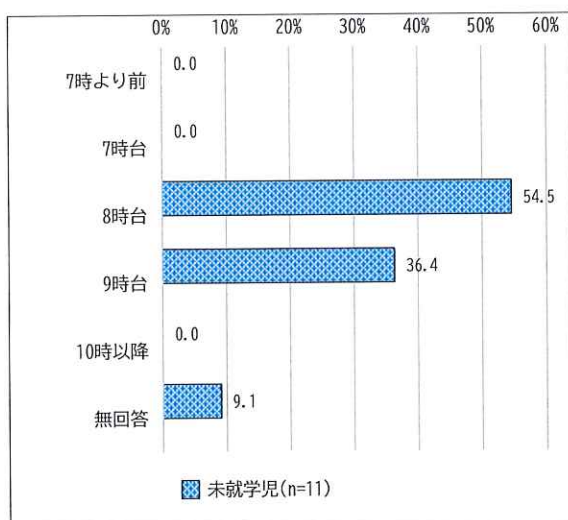
(2) 日曜・祝日

○日曜・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」が 82.5%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」11.3%、「ほぼ毎週利用したい」2.5%となっており、利用希望は1割程度となっています。

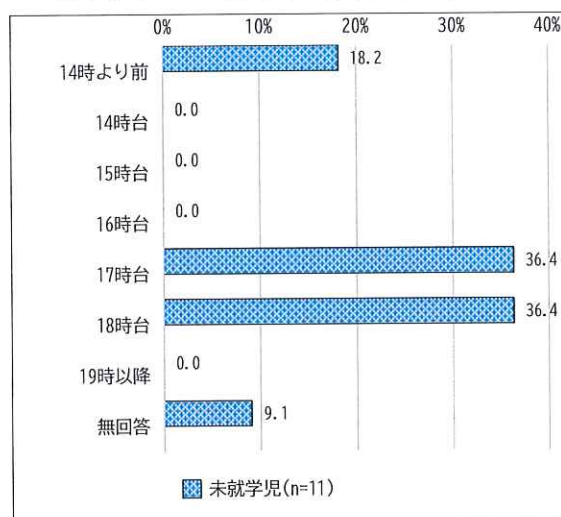
○利用希望時刻について、開始時刻では「8時台」「9時台」、終了時刻では「17時」「18時台」が3割を超えています。



【利用したい時間帯（開始時刻）】



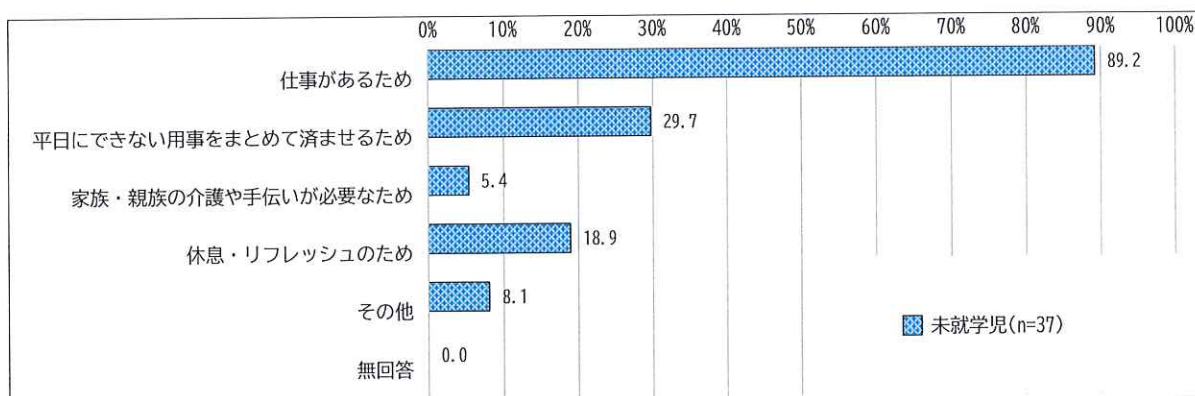
【利用したい時間帯（終了時刻）】



問18の(1)もしくは(2)で、「2.」または「3.」(利用したい)と回答した方のみ

問18-1 利用したい理由は何ですか。(複数回答)

○「仕事があるため」が 89.2%と最も高く、次いで「平日にできない用事をまとめて済ませるため」29.7%、「休息・リフレッシュのため」18.9%となっています。

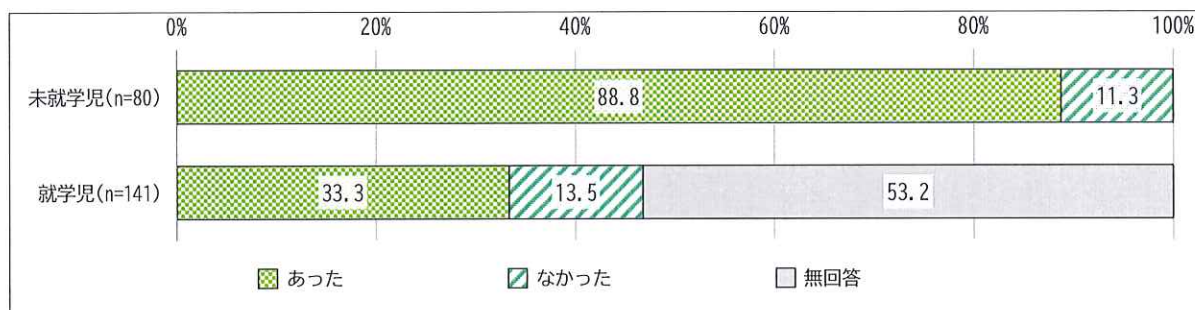


8. 病気の際の対応について

保育所（園）や認定こども園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していると答えた方（問 12 で「1. 利用している」に○をつけた方）のみ

問19 この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。（単数回答）

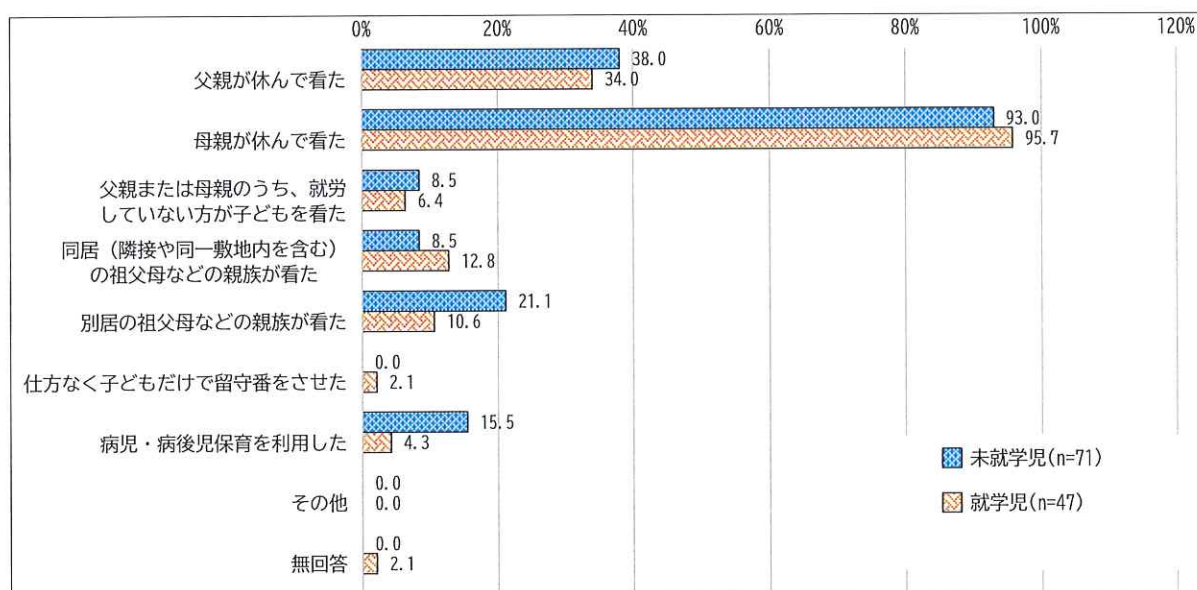
○「あった」（未就学児：88.8％、就学児：33.3％）、「なかった」（未就学児：11.3％、就学児：13.5％）となっており、未就学児及び就学児ともに「あった」が「なかった」を上回っています。



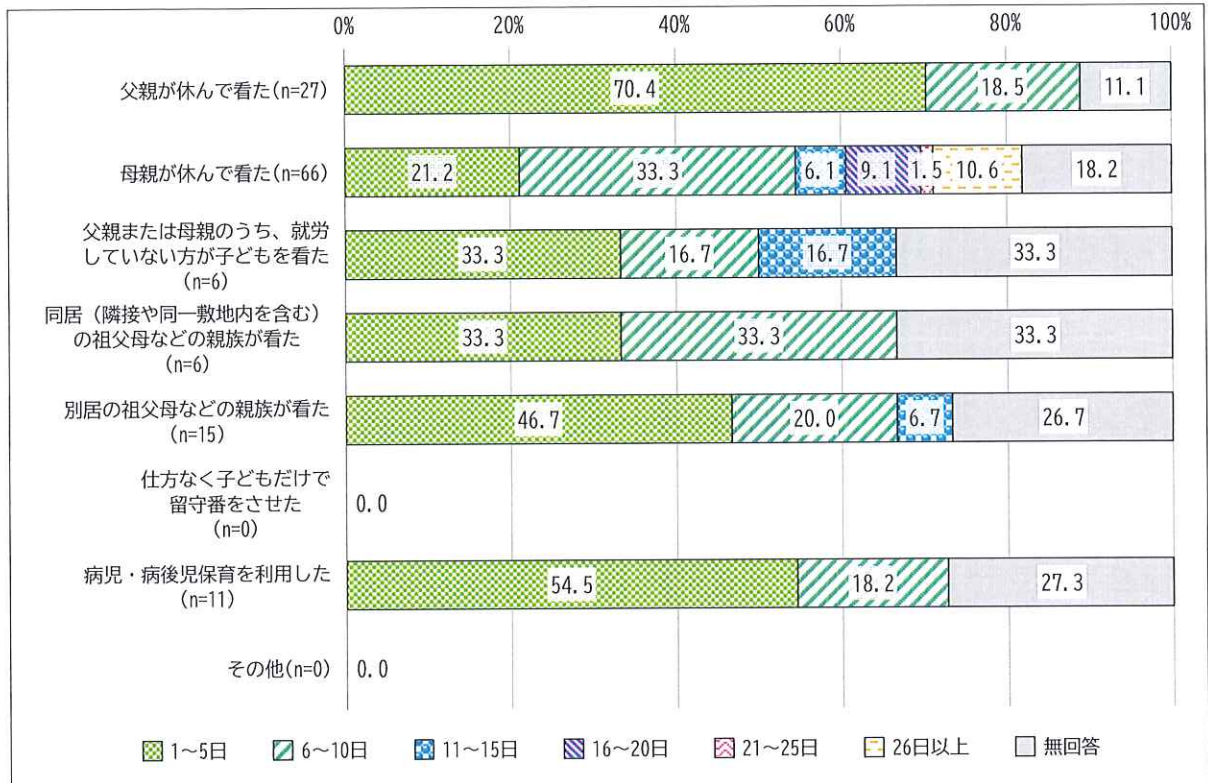
問19-1 お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった、小学校に行けなかった場合に、この1年間に行った対処方法をおうかがいします。

○未就学児及び就学児ともに「母親が休んだ」（未就学児：93.0%、就学児：95.7%）が最も高く、次いで「父親が休んだ」（未就学児：38.0%、就学児：34.0%）となっています。

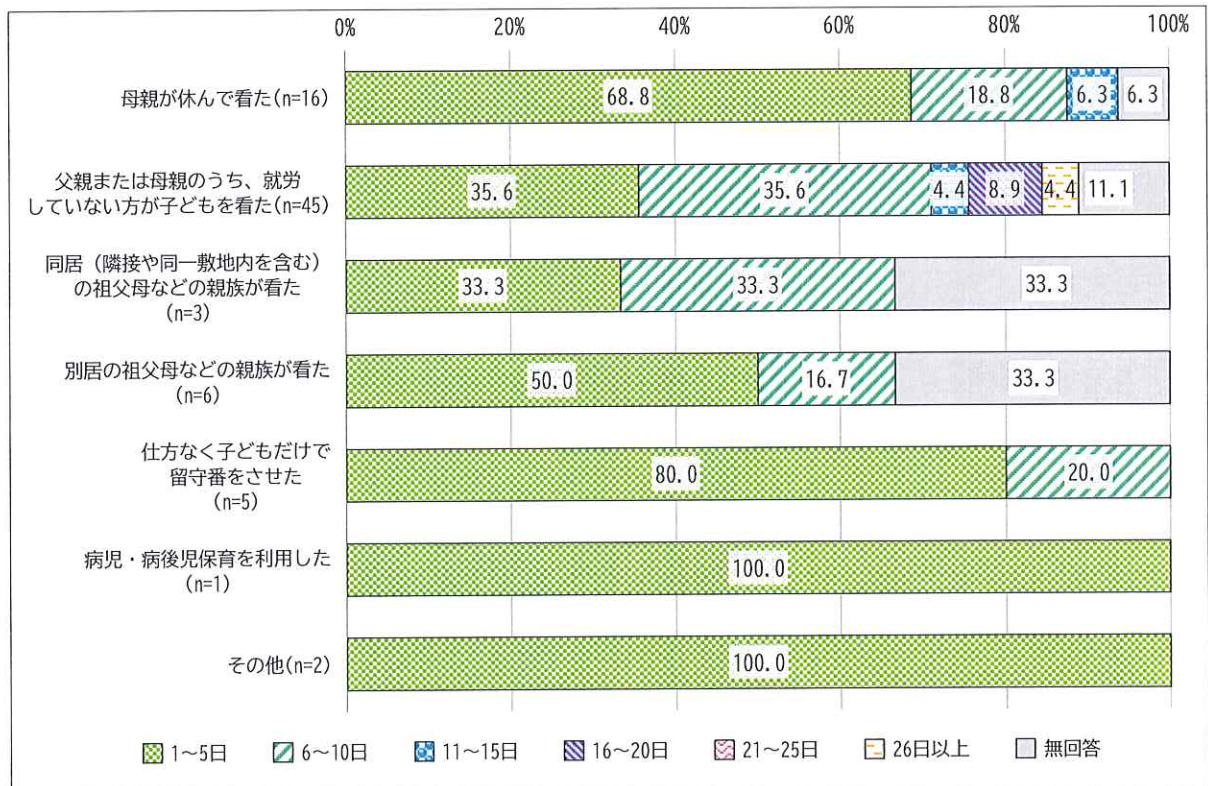
【1年間の対処方法】



【1年間の対処日数（未就学児）】



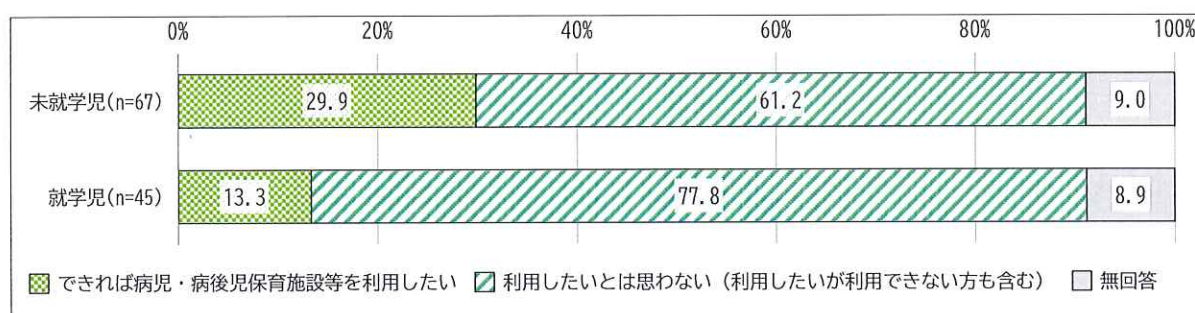
【1年間の対処日数（就学児）】



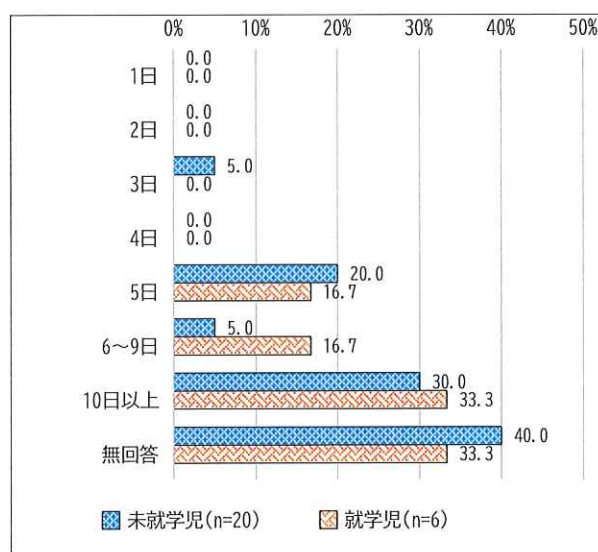
問19-1で「1.」「2.」のいずれかを回答した方のみ

問19-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

○「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」（未就学児：29.9%、就学児：13.3%）、「利用したいとは思わない（利用したいが利用できない方も含む）」（未就学児：61.2%、就学児：77.8%）となっており、未就学児及び就学児ともに6割以上が「利用したいとは思わない」と回答しています。



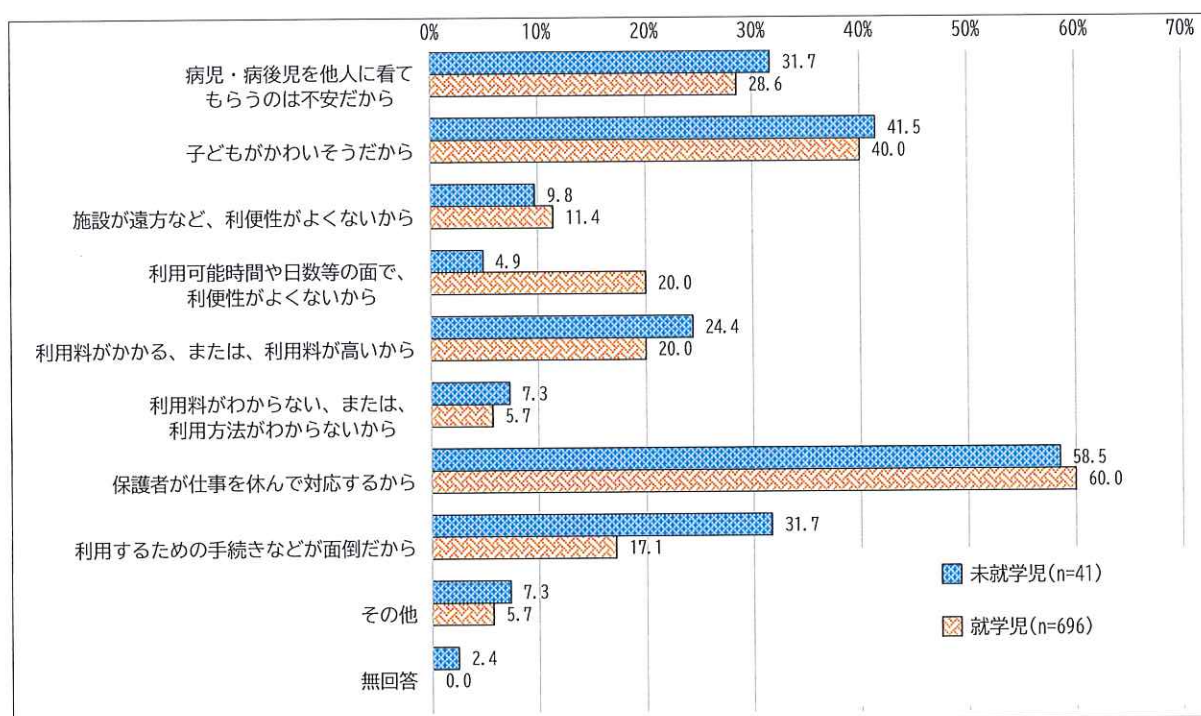
【病児・病後児保育施設等を利用したい年間日数】



問19-2で「2. 利用したいとは思わない」と回答した方のみ

問19-3 そう思われる理由は何ですか。(複数回答)

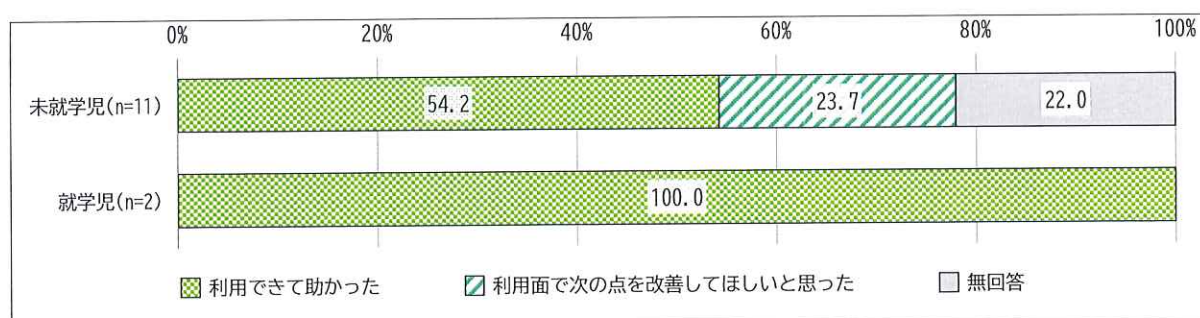
○未就学児及び就学児ともに「保護者が仕事を休んで対応するから」(未就学児：58.5%、就学児：60.0%)が最も高く、次いで「子どもがかawaiiそうだから」(未就学児：41.5%、就学児：40.0%)となっています。



問19-1で「7. 病児・病後児保育を利用した」に回答した方のみ

問19-4 病児・病後児保育を利用してどう思われましたか。(単数回答)

○未就学児では「利用できて助かった」が54.2%、「利用面で次の点を改善してほしいと思った」23.7%となっており、5割が「利用できて助かった」と回答しています。



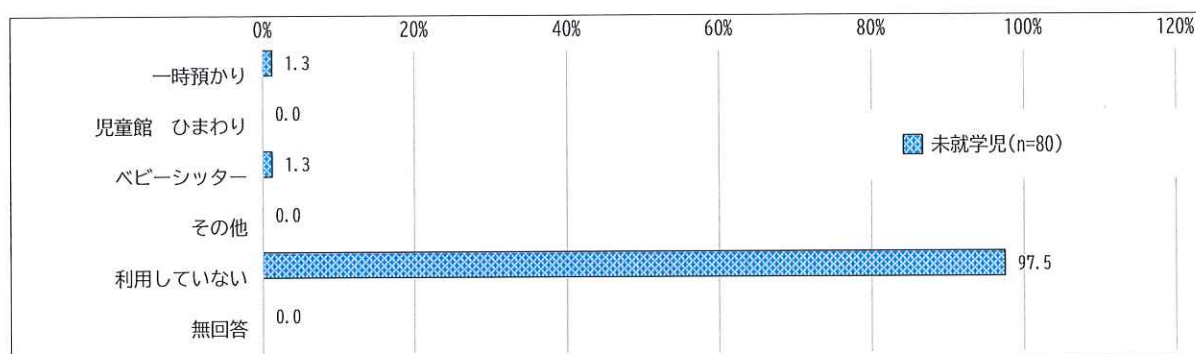
9. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

問20 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。

◆未就学児

○「利用していない」が97.5%と最も高く、9割を超えています。

【1年間の対処方法】



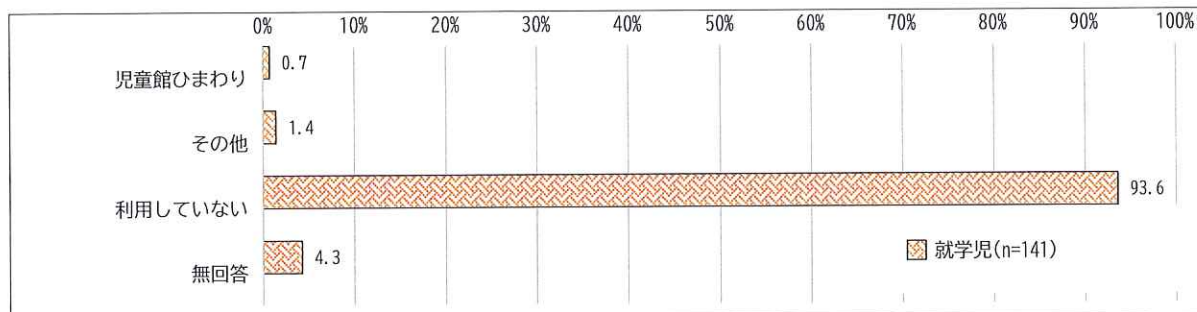
【1年間の対処日数】



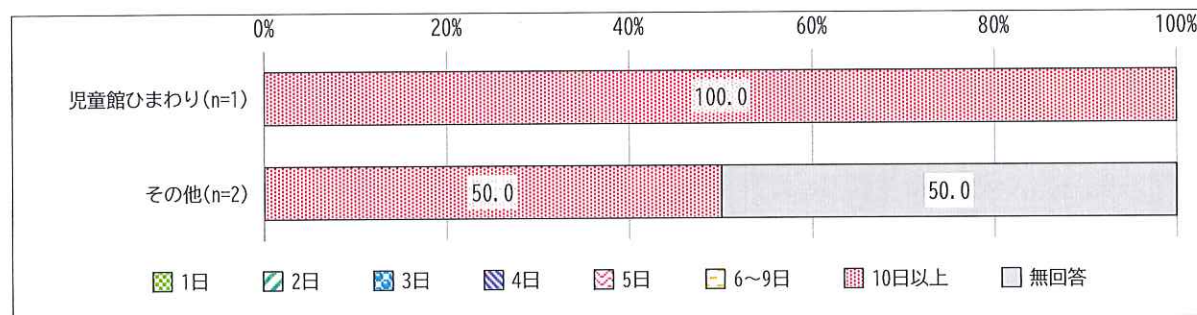
◆就学児

○「利用していない」が93.6%と最も高く、9割を超えています。

【1年間の対処方法】



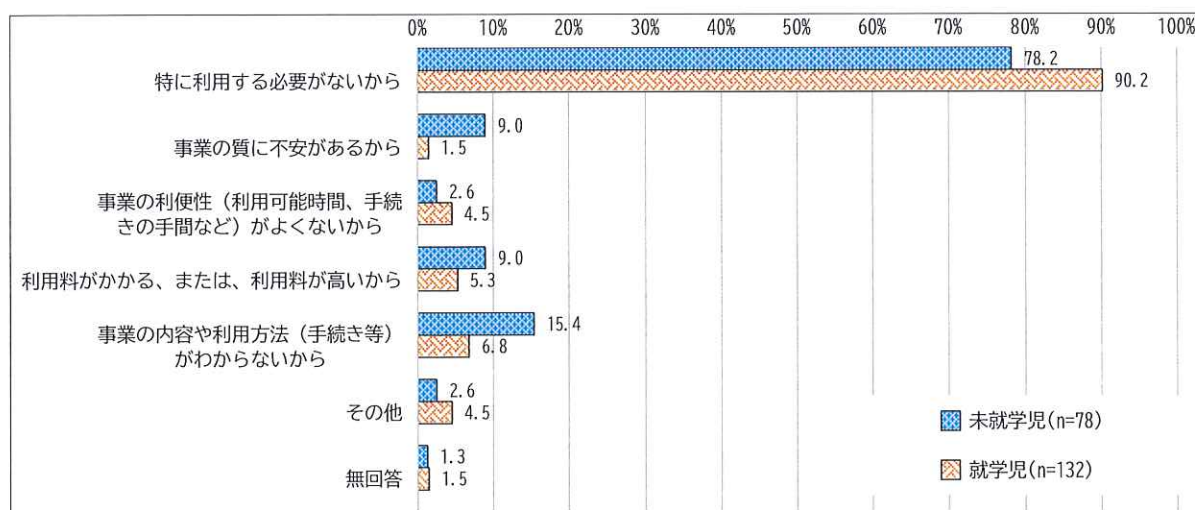
【1年間の対処日数】



問20で「5. 利用していない」と回答した方のみ

問20-1 現在利用していない理由は何ですか。(複数回答)

○未就学児及び就学児ともに「特に利用する必要がないから」(未就学児：78.2%、就学児：90.2%)が最も高く、次いで「事業の内容や利用方法(手続き等)がわからないから」(未就学児：15.4%、就学児：6.8%)となっています。



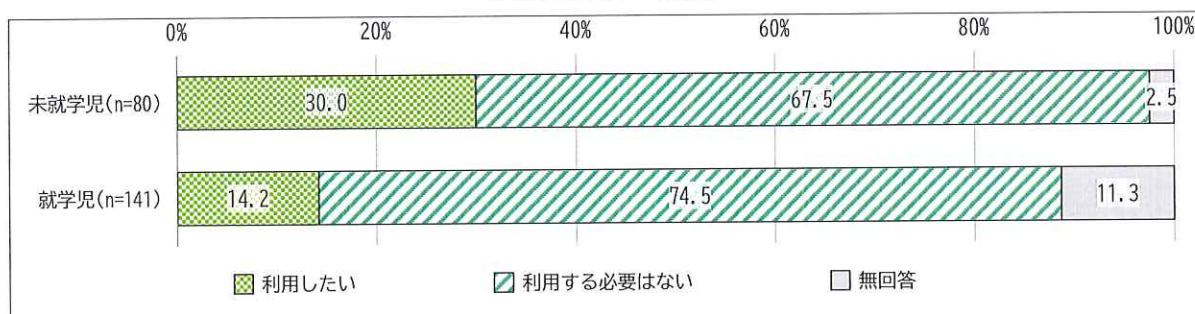
問 2 1 お子さんについて、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。

○利用希望については、「利用したい」（未就学児：30.0%、就学児：14.2%）、「利用する必要はない」（未就学児：67.5%、就学児：74.5%）となっており、6割以上が「利用する必要はない」と回答しています。

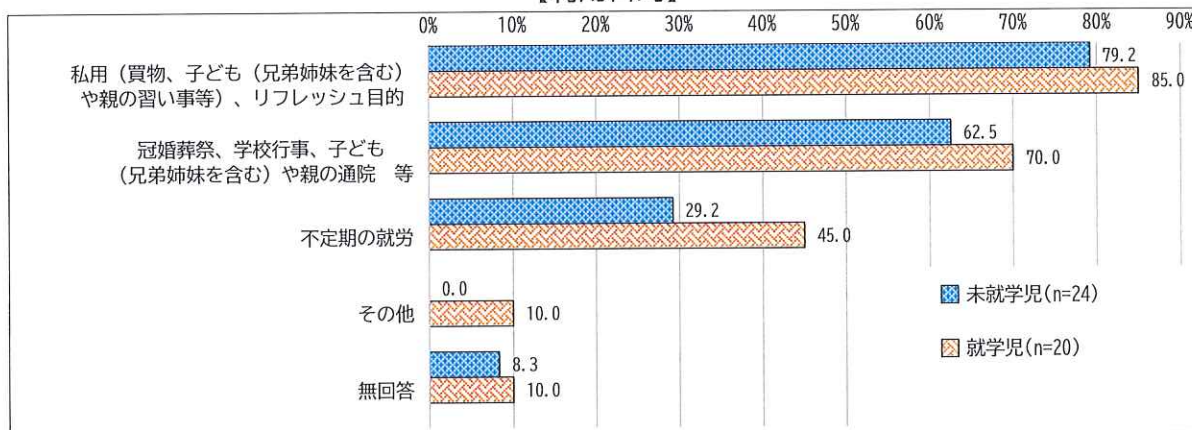
○利用目的については、未就学児及び就学児ともに「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」（未就学児：79.2%、就学児：85.0%）が最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」（未就学児：62.5%、就学児：70.0%）となっています。

○年間の利用希望日数については、未就学児及び就学児ともに「10 日以上」（未就学児：50.0%、就学児：70.0%）が最も高くなっています。

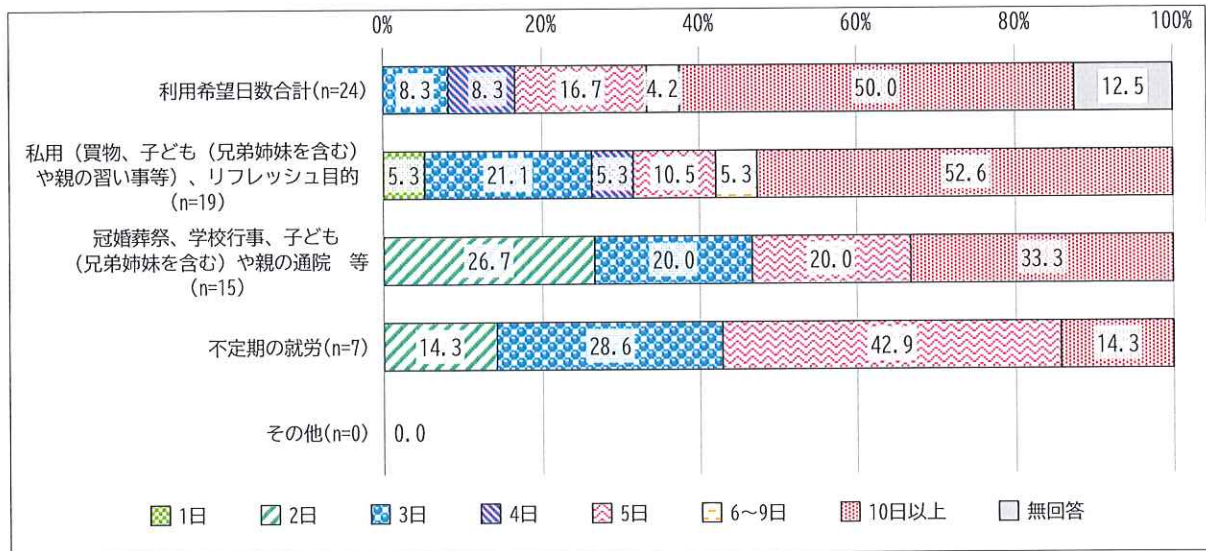
【利用希望の有無】



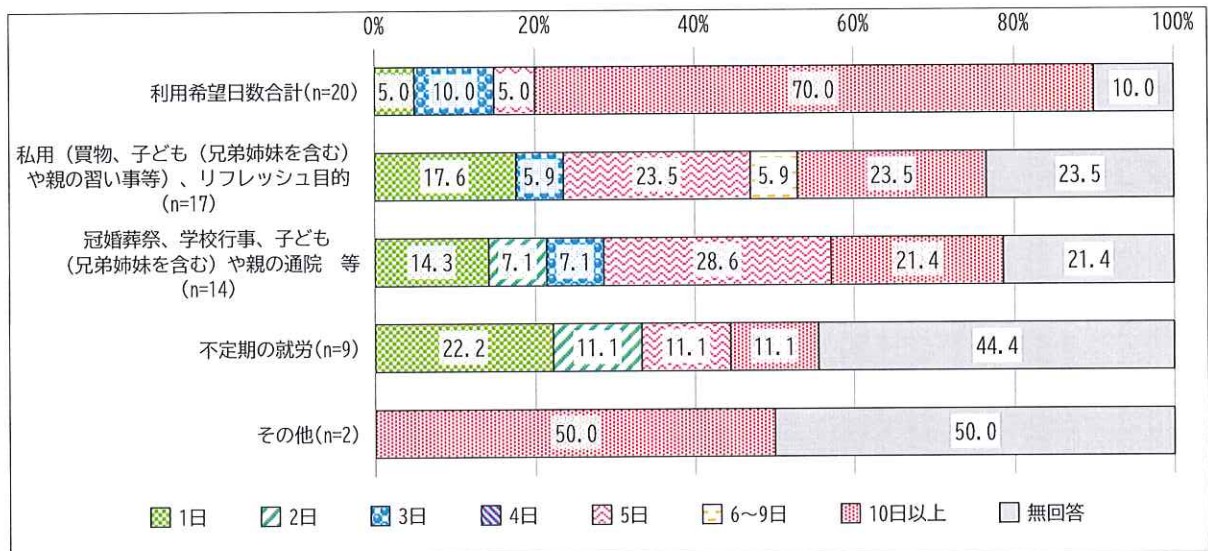
【利用目的】



【年間の利用希望日数：未就学児】



【年間の利用希望日数：就学児】

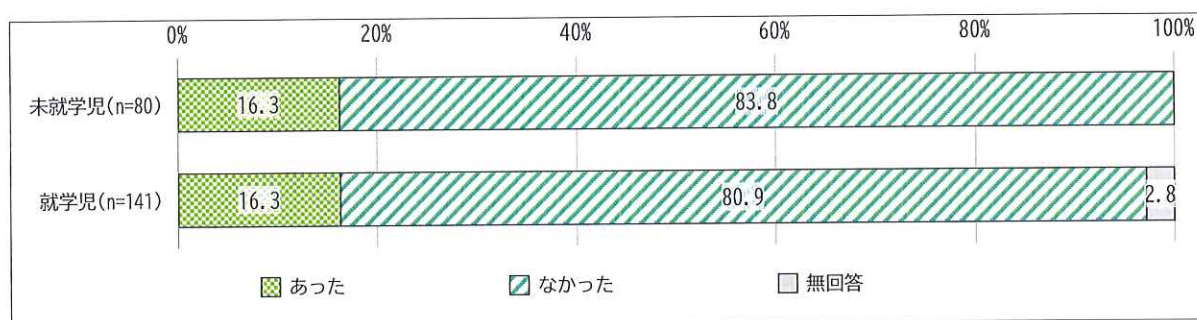


問22 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけでみてもらわなければならないことはありましたか。

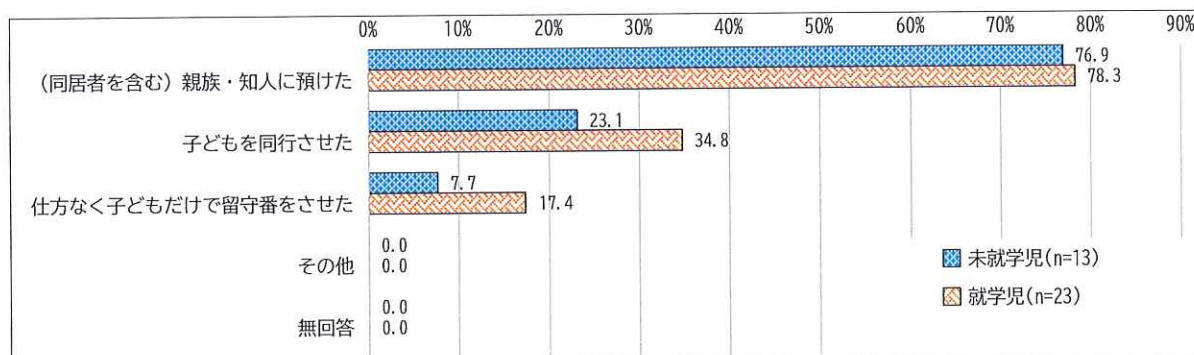
○「あった」（未就学児：16.3%、就学児：16.3%）、「なかった」（未就学児：83.8%、就学児：80.9%）となっており、未就学児及び就学児ともに8割以上が「なかった」と回答しています。

○利用目的について、未就学児及び就学児ともに「（同居者を含む）親族・知人に預けた」（未就学児：76.9%、就学児：78.3%）が最も高く、次いで「子どもを同行させた」（未就学児：23.1%、就学児：34.8%）、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」（未就学児：7.7%、就学児：17.4%）となっています。

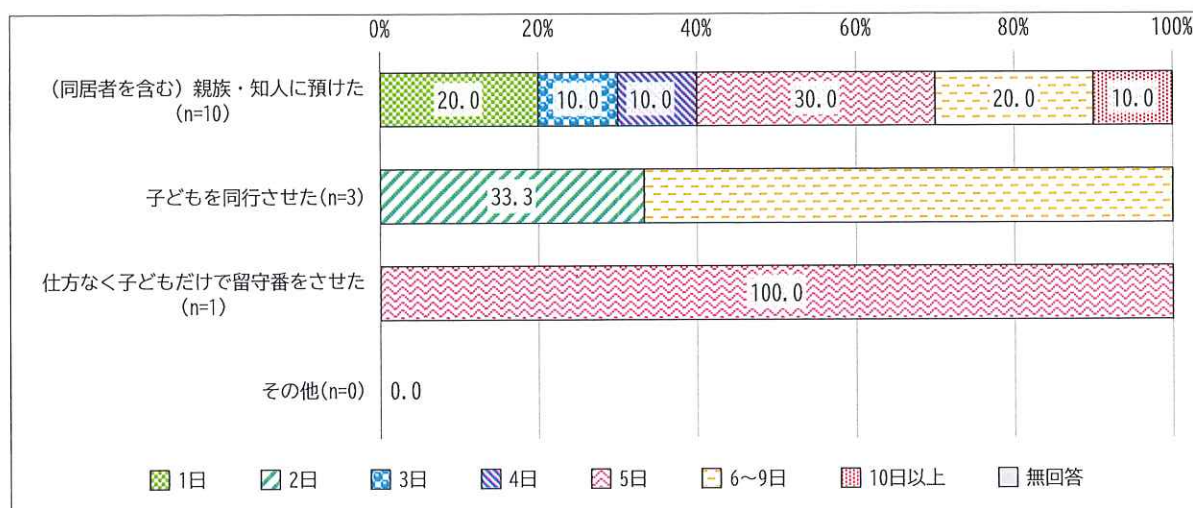
【利用希望の有無】



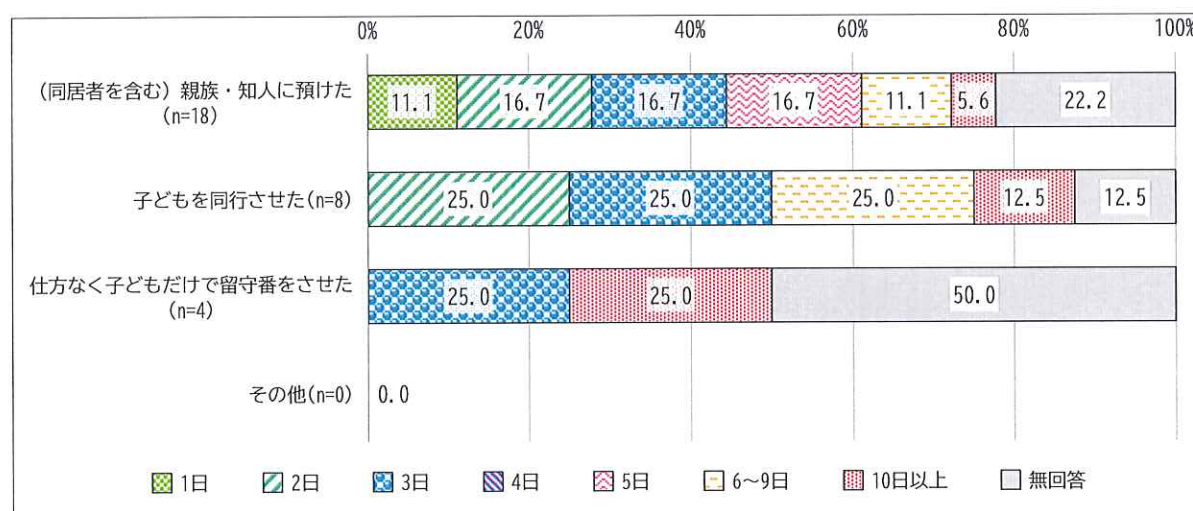
【利用目的】



【年間の利用希望日数：未就学児】



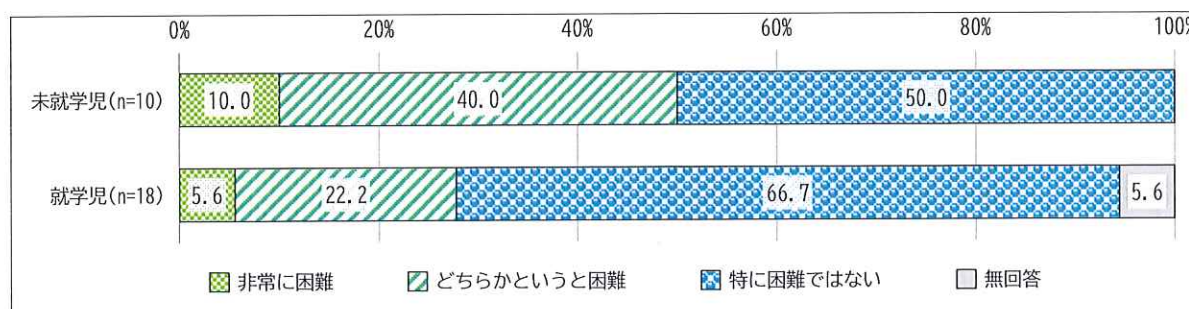
【年間の利用希望日数：就学児】



問22で「① 親族・知人に預けた」と回答した方のみ

問22-1 その場合の困難度（依頼のしやすさ、預けるための手段等）はどの程度でしたか。

○未就学児及び就学児ともに「特に困難ではない」（未就学児：50.0%、就学児：66.7%）が最も高くなっているものの、未就学児では5割、就学児では約3割が「困難：非常に困難+どちらかという困難」と回答しています。



10. 小学校就学後の放課後の過ごし方について

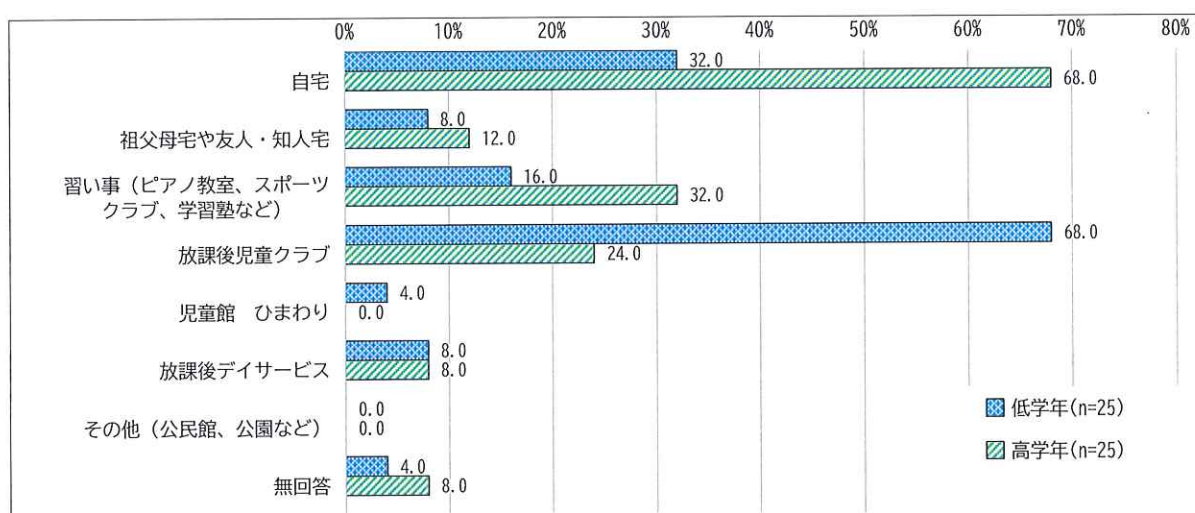
(お子さんが5歳以上の方のみ)

問23 お子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

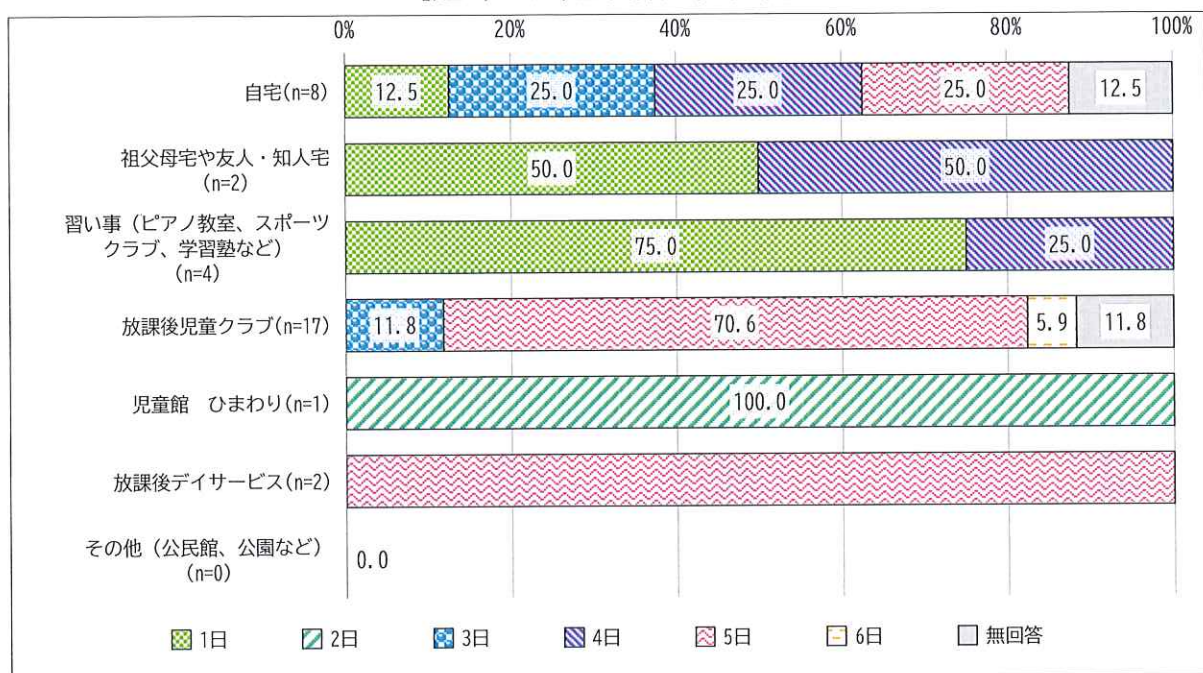
問24 お子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

○放課後過ごさせたい場所について（5歳以上の未就学児）、低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」が68.0%と最も高く、次いで「自宅」32.0%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」16.0%となっています。

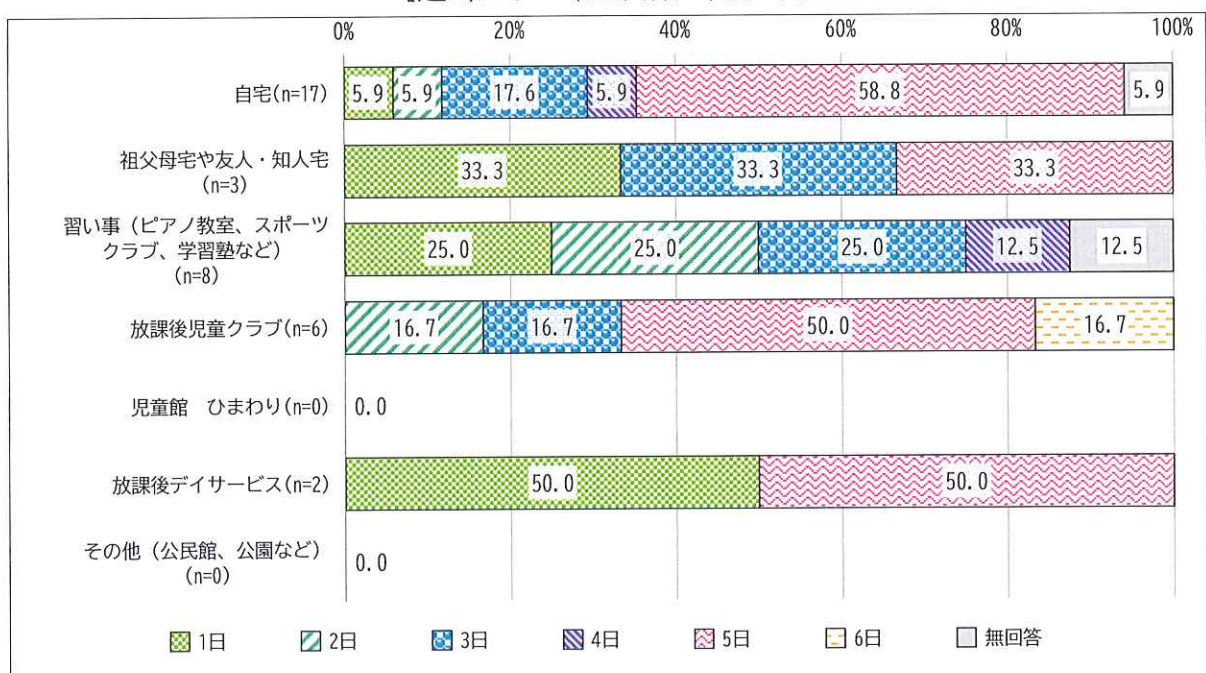
○高学年では「自宅」が68.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」32.0%、「放課後児童クラブ」24.0%となっています。



【週当たり希望日数：低学年】



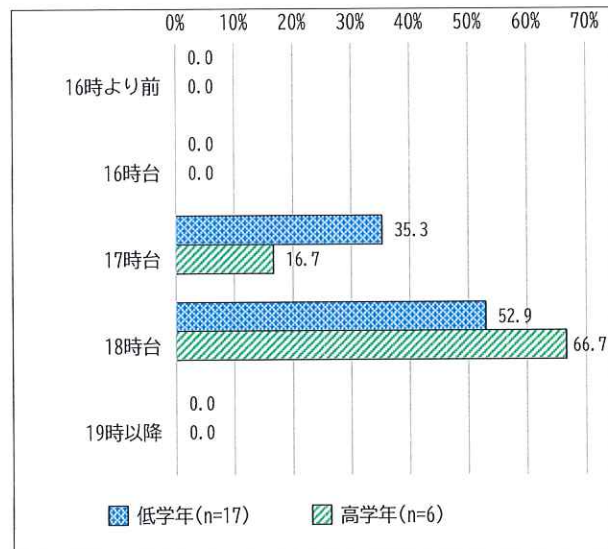
【週当たりの希望日数：高学年】



(お子さんが5歳以上の方のみ)

◆ 放課後児童クラブ（学童保育）の終了時刻

○放課後児童クラブの利用希望終了時間については、低学年及び高学年ともに「18 時台」
（低学年：52.9%、高学年：66.7%）が最も高くなっています。

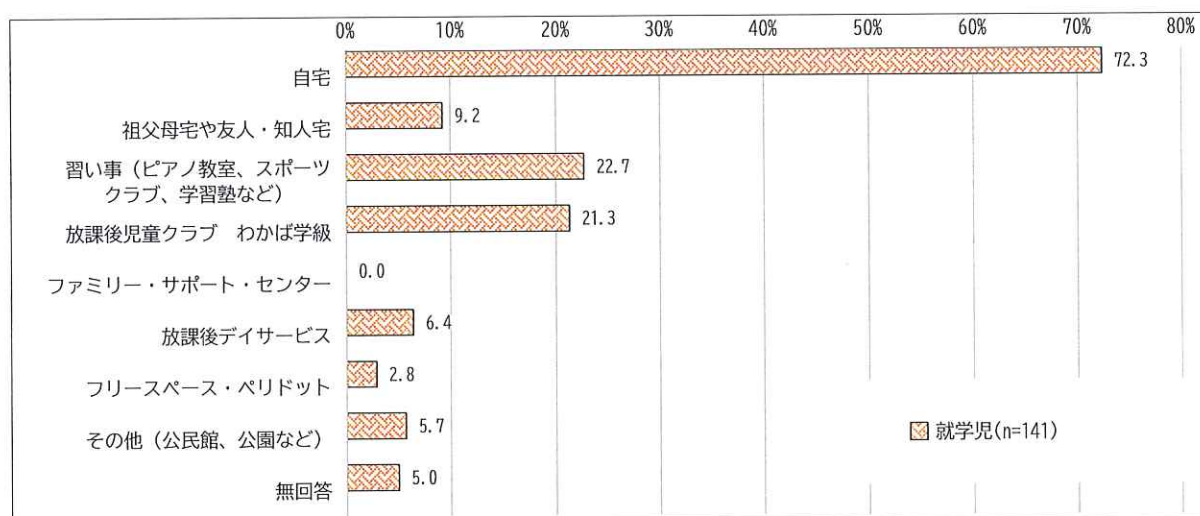


(就学児向け調査のみ)

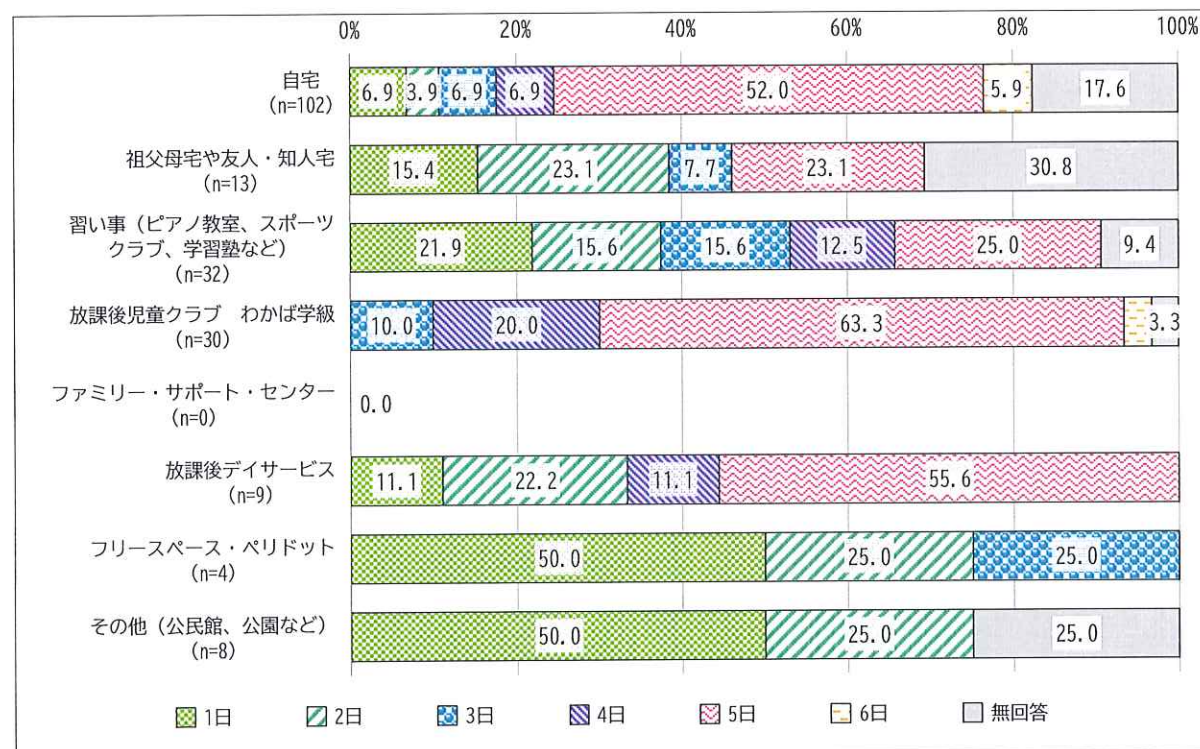
■ お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

○放課後過ごさせたい場所について、就学児では「自宅」が72.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」22.7%、「放課後児童クラブ わかば学級」21.3%となっています。

○週当たりの希望日数については、「自宅」「放課後児童クラブ わかば学級」「放課後デイサービス」では「5日」が5割を超えています。

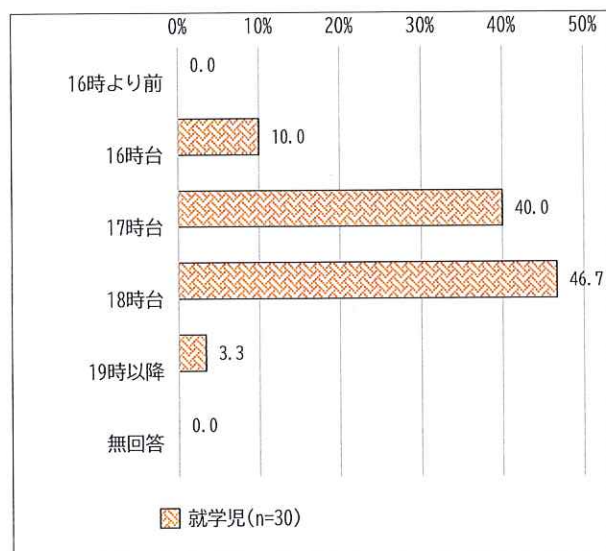


【週当たりの希望日数】



◆ 放課後児童クラブ（学童保育）の終了時刻

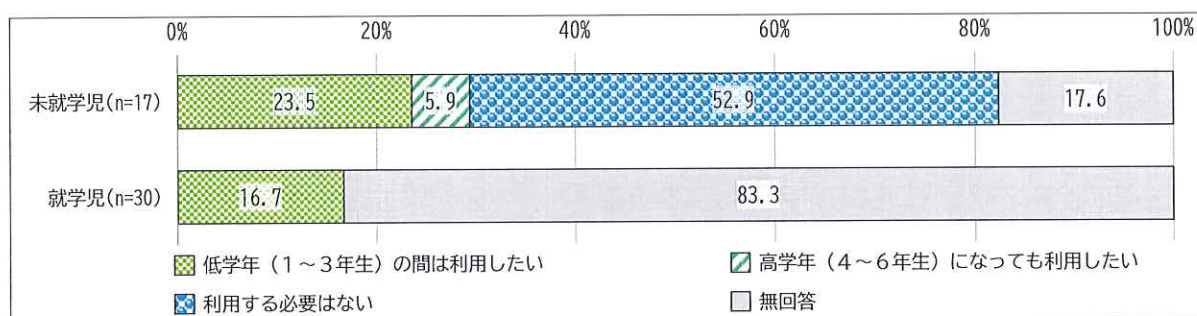
○放課後児童クラブの利用希望終了時間については、「17 時代」「18 時台」が4割を超えています。



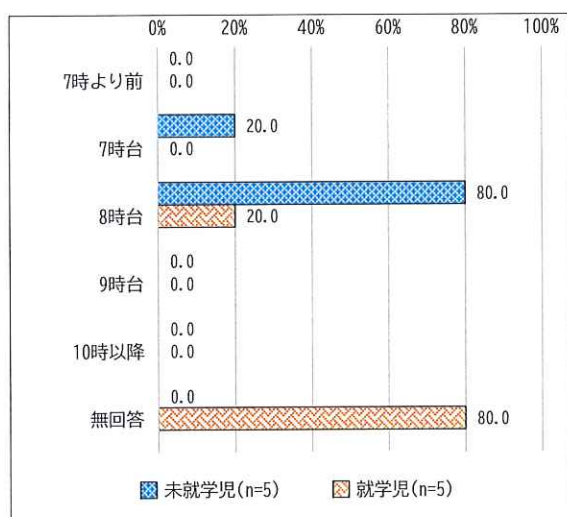
問23または問24で「4. 放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した方のみ

問25 お子さんについて、土曜日に「放課後児童クラブ」の利用希望はありますか。

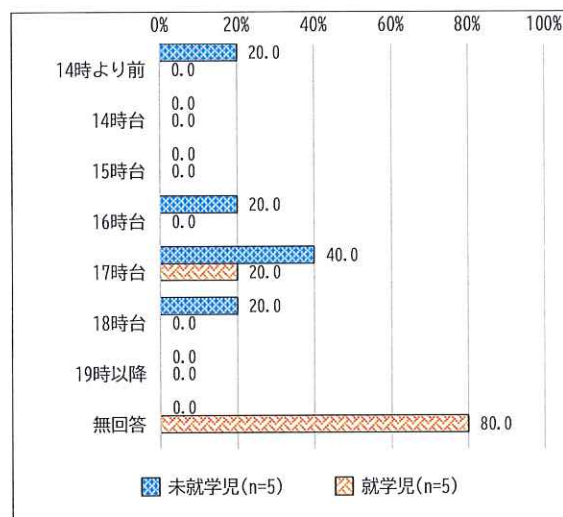
○土曜日の利用希望については、未就学児では「利用する必要はない」が52.9%と最も高く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」23.5%となっており、就学児では「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が16.7%となっています。



【利用したい時間帯（開始時刻）】



【利用したい時間帯（終了時刻）】

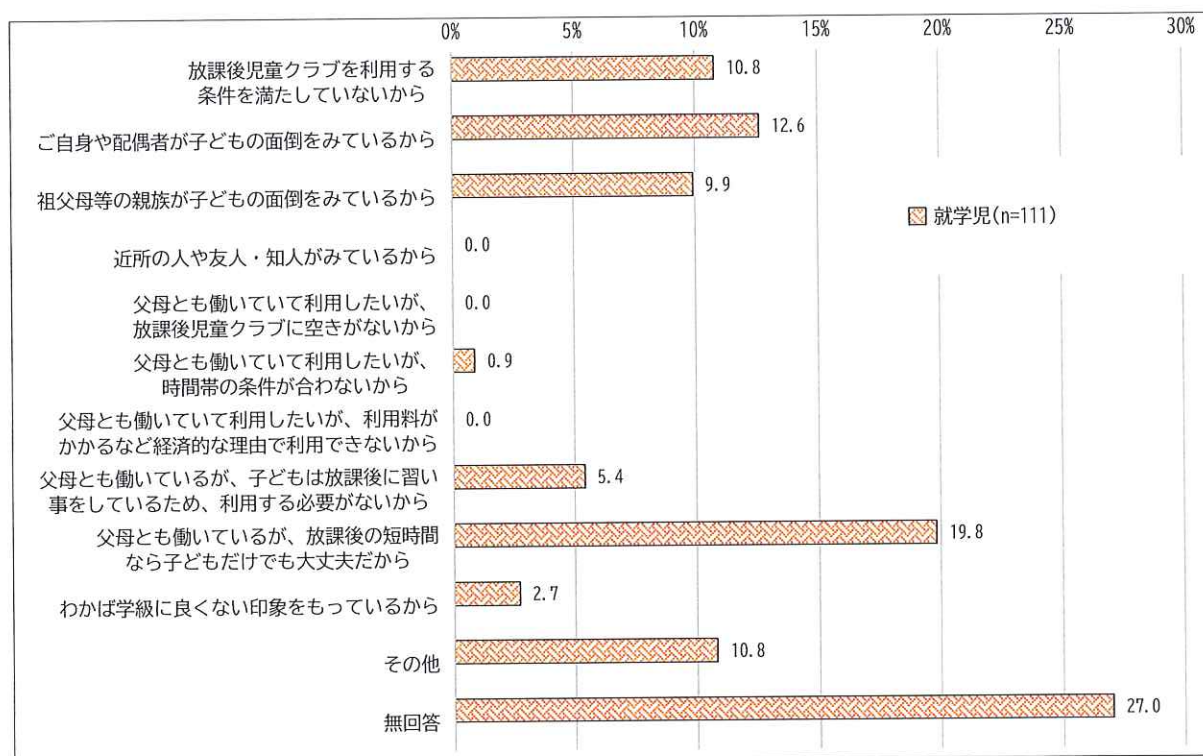


(就学児向け調査のみ)

「4. 放課後児童クラブ(学童保育)」と回答しなかった方のみ

■ 現在、「放課後児童クラブ わかば学級」を利用していない理由は何ですか。

○「父母とも働いているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫だから」が19.8%と最も高く、次いで「ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているから」12.6%、「放課後児童クラブを利用する条件を満たしていないから」10.8%となっています。

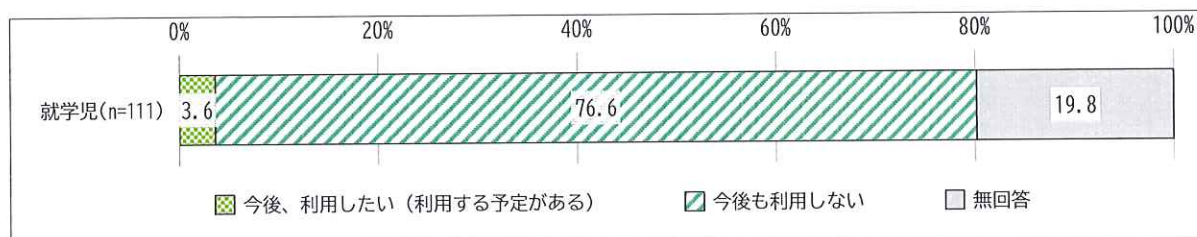


(就学児向け調査のみ)

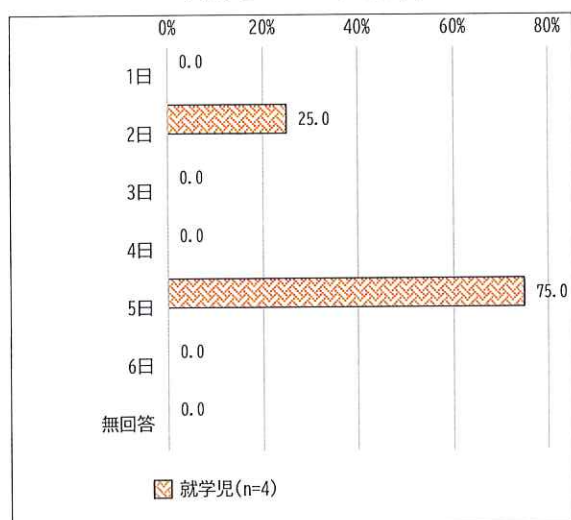
「4. 放課後児童クラブ（学童保育）」と回答しなかった方のみ

- 今後、父母とも働く予定があるなどの理由で「放課後児童クラブ」を利用したい、または利用する予定がありますか。

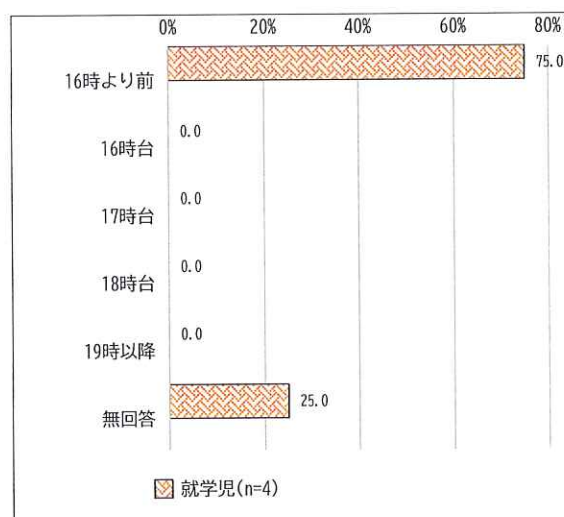
○「今後、利用したい（利用する予定がある）」が3.6%、「今後も利用しない」が76.6%となっており、約8割が「今後も利用しない」と回答しています。



【利用したい日数】

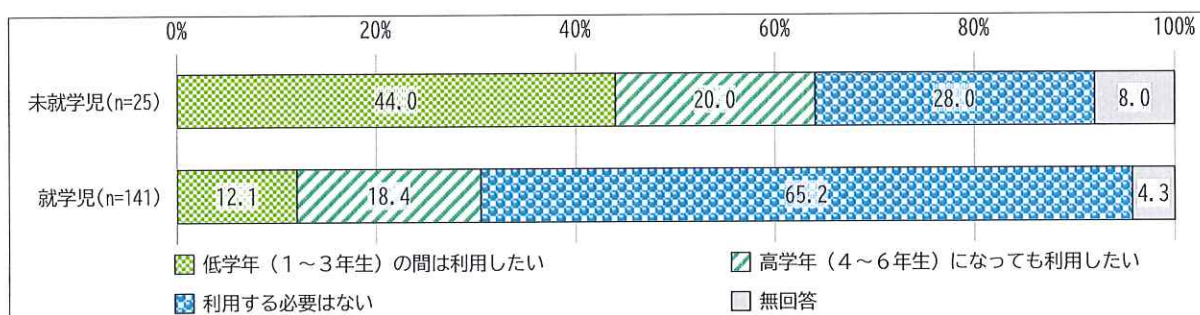


【利用したい時間帯（終了時刻）】

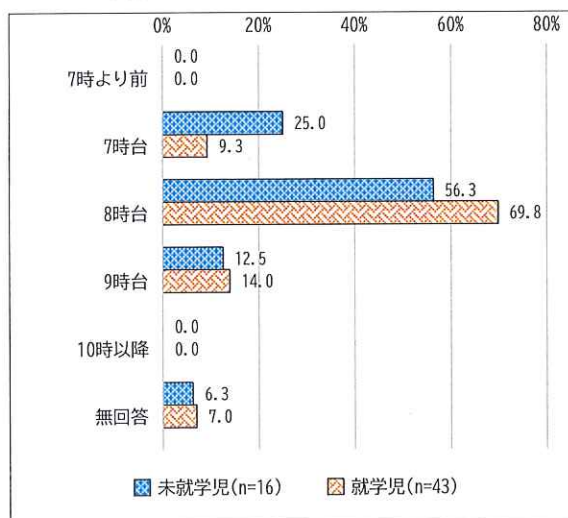


問26 お子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に「放課後児童クラブ」の利用希望はありますか。

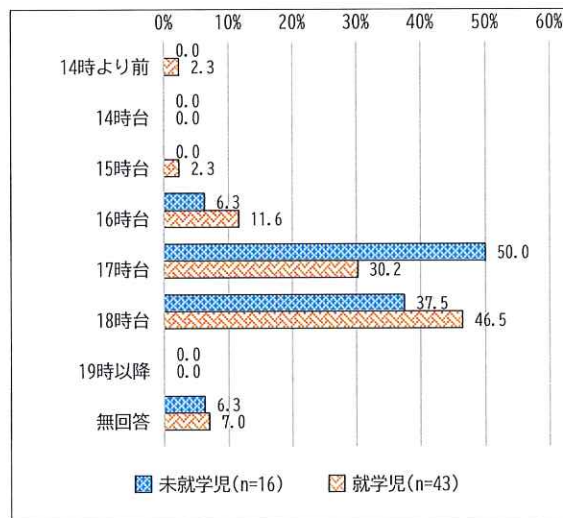
- 長期休暇期間中の利用希望について、未就学児では「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が 44.0%と最も高く、次いで「利用する必要はない」28.0%、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」20.0%となっています。
- 就学児では「利用する必要はない」が 65.2%と最も高く、次いで「高学年（４～６年生）になっても利用したい」18.4%、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」12.1%となっています。
- 長期休暇期間中の利用希望時刻について、開始時刻では未就学児及び就学児ともに「８時台」、終了時刻では、未就学児では「17 時台」、就学児では「18 時台」が最も高くなっています。



【利用したい時間帯（開始時刻）】



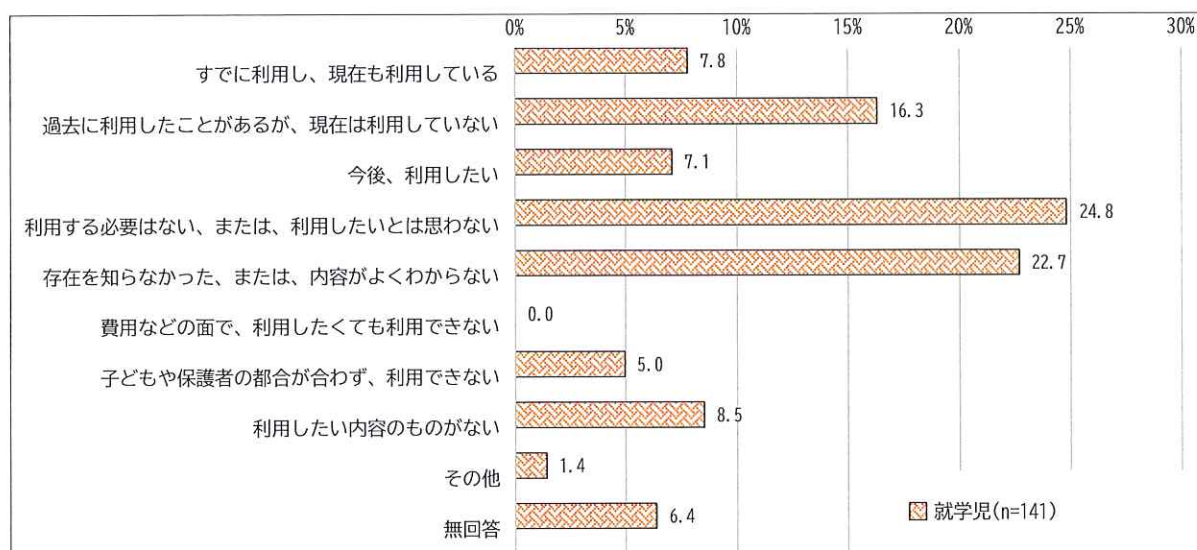
【利用したい時間帯（終了時刻）】



(就学児向け調査のみ)

■ お子さんについて、「放課後子ども教室」の利用意向をお答えください。

○ 「利用する必要はない、または、利用したいとは思わない」が 24.8%と最も高く、次いで「存在を知らなかった、または、内容がよくわからない」22.7%、「過去に利用したことがあるが、現在は利用していない」16.3%となっています。

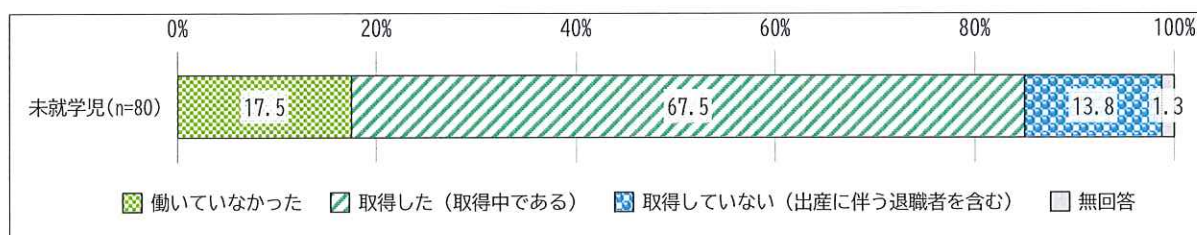


1 1. 子育てと職場の両立支援制度などについて

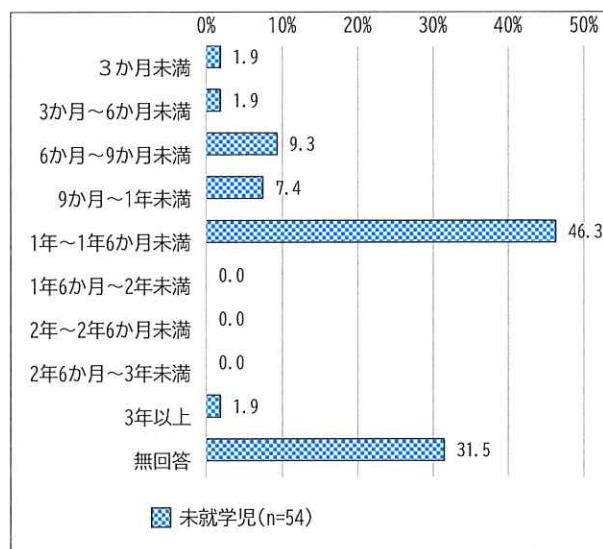
問27 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

(1) 母親

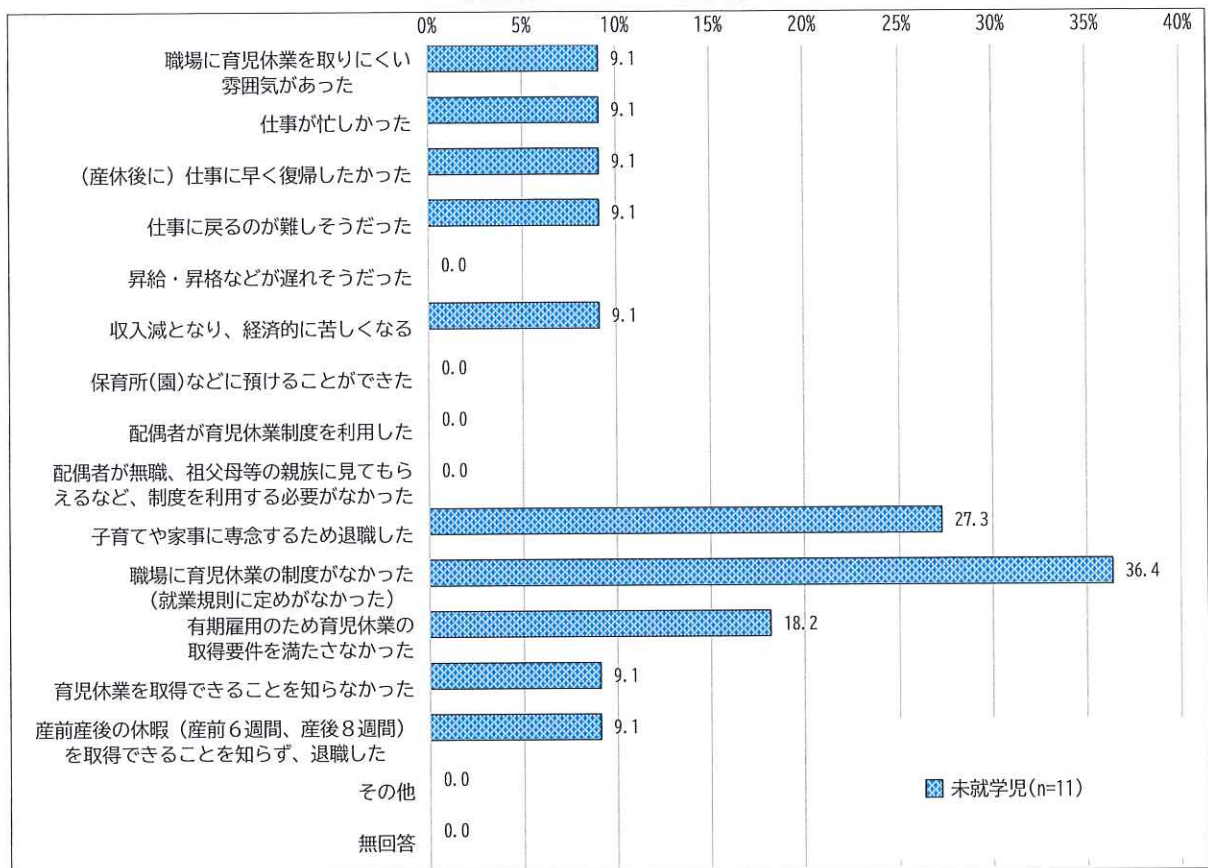
- 育児休業の取得について、母親では「取得した（取得中である）」が 67.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」17.5%となっており、取得率は約7割となっています。
- 取得期間では、「1年～1年6か月未満」が46.3%と最も高く、次いで「6か月～9か月未満」9.3%、「9か月～1年未満」7.4%となっており、約5割が「1年～1年6か月未満」と回答しています。
- 取得していない理由については、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が36.4%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」27.3%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」18.2%となっています。



【取得期間】



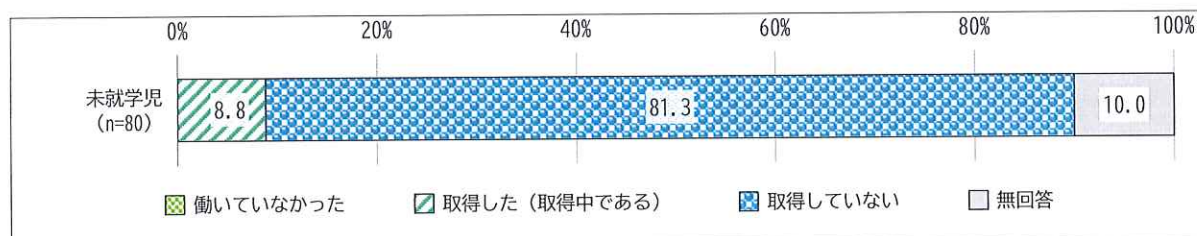
【取得していない理由】



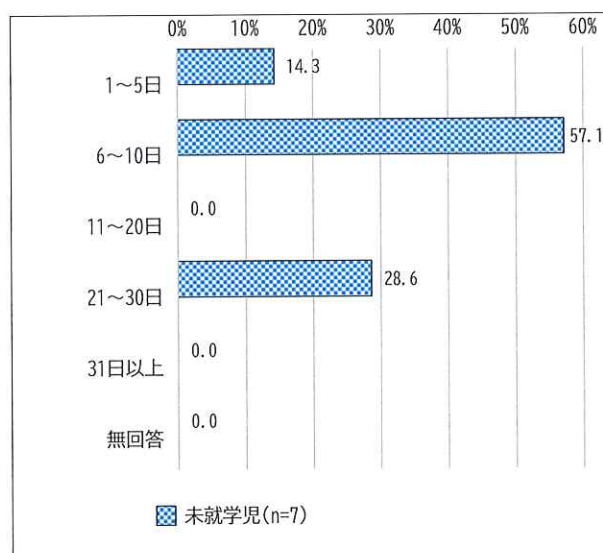
(2) 父親

○育児休業の取得について、父親では8割が「取得していない」(81.3%)と回答しています。

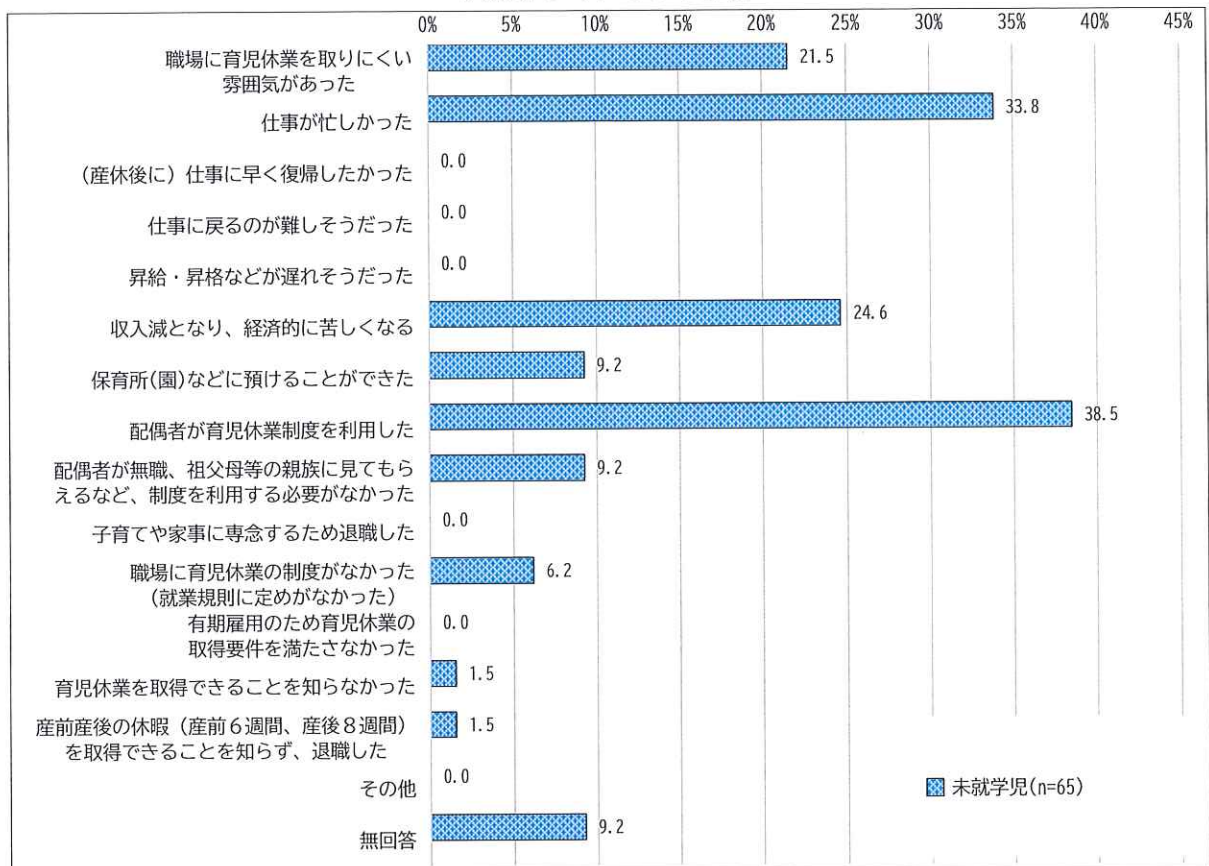
○取得していない理由については、「配偶者が育児休業制度を利用した」が38.5%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」33.8%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」24.6%となっています。



【取得期間】



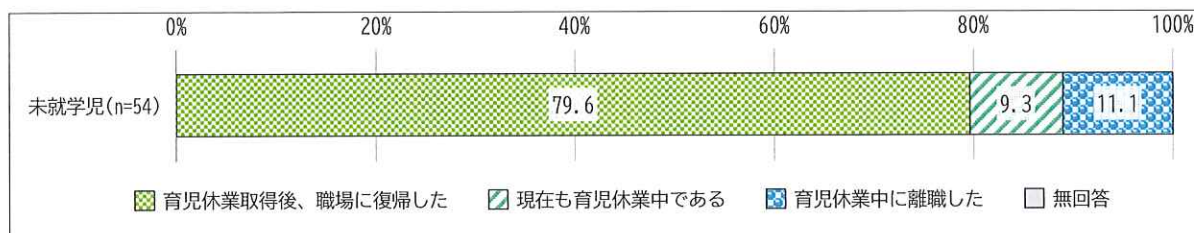
【取得していない理由】



問 27-1 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。

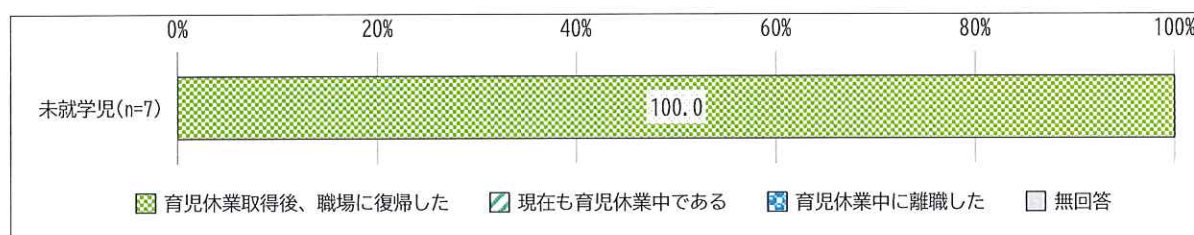
（1）母親

○「育児休業取得後、職場に復帰した」が 79.6%と最も高く、次いで「育児休業中に離職した」11.1%、「育児休業中に離職した」9.3%となっています。



（2）父親

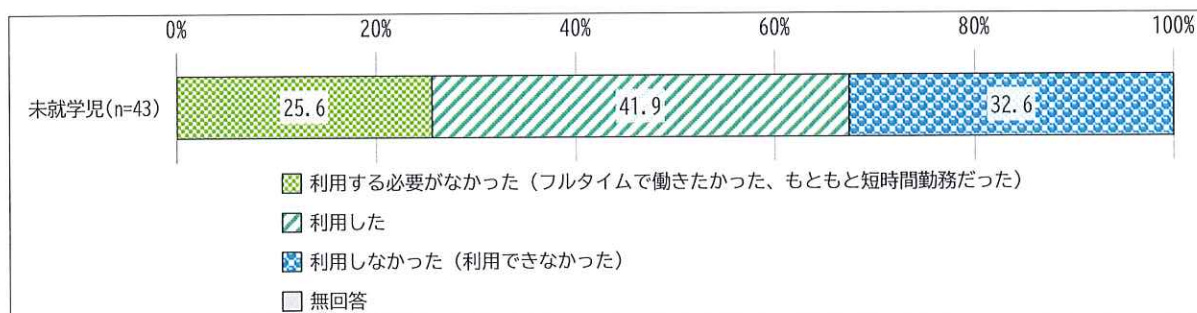
○父親については、サンプル数が少ないため参考程度。



問 2 7-2 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

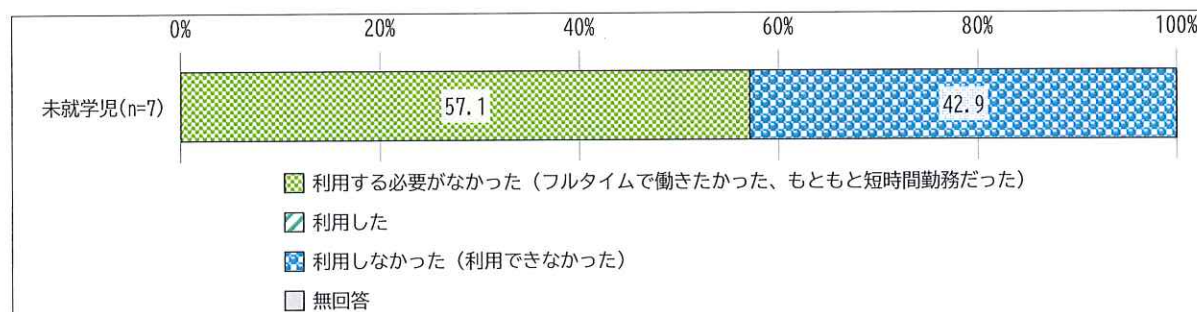
(1) 母親

○「利用した」が 41.9%と最も高く、次いで「利用しなかった（利用できなかった）」32.6%、「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」25.6%となっており、母親の短時間勤務制度の利用率は 4 割となっています。



(2) 父親

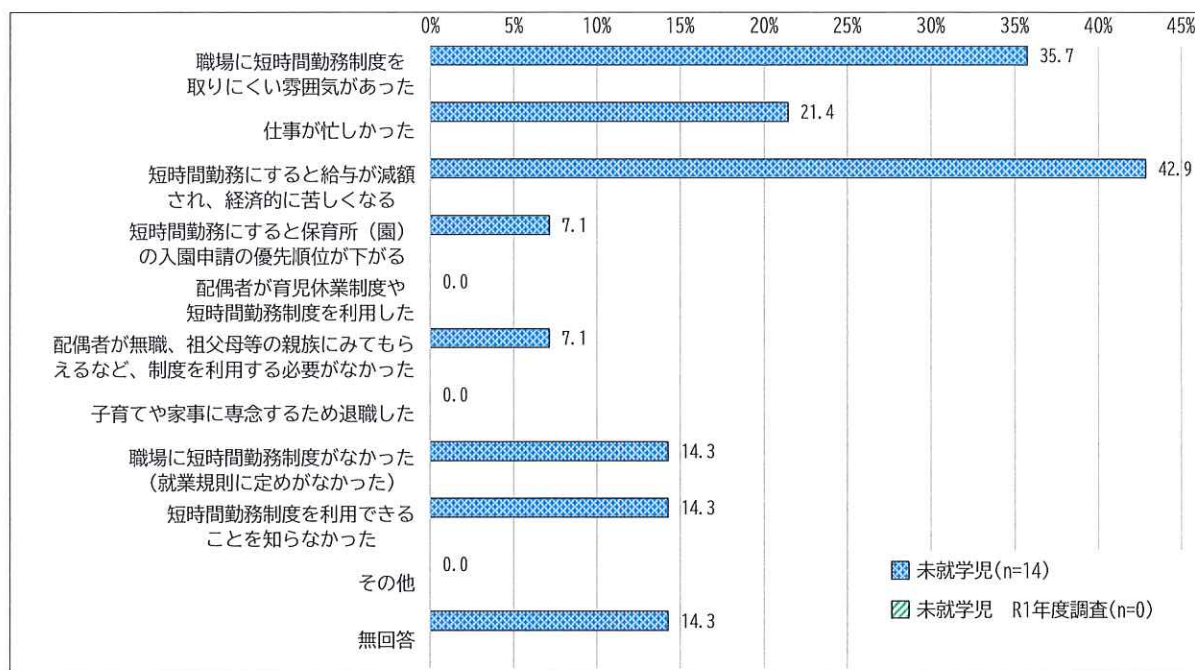
○父親については、サンプル数が少ないため参考程度。



問 27-3 短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。 （複数回答）

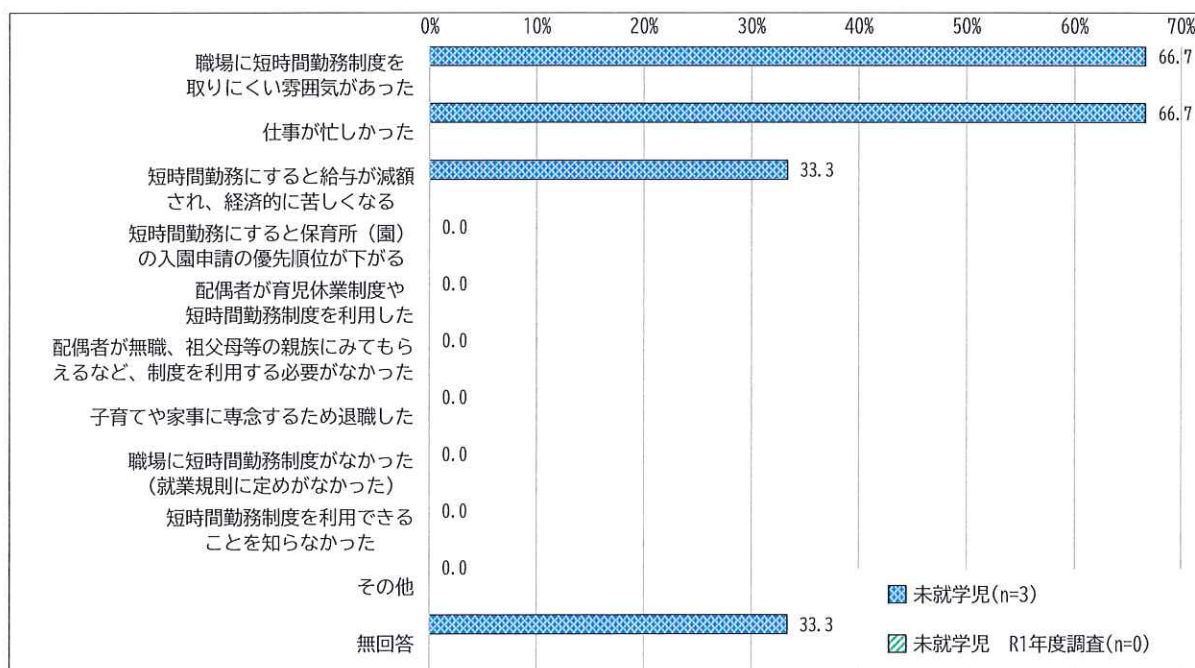
（1）母親

○「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が 42.9%と最も高く、次いで「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」35.7%、「仕事が忙しかった」21.4%となっています。



（2）父親

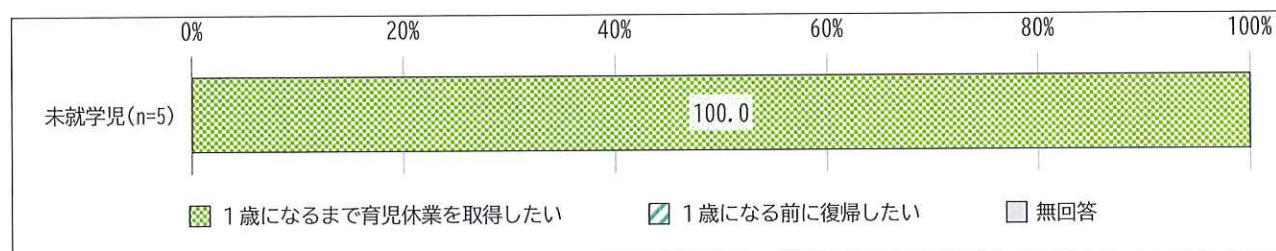
○父親については、サンプル数が少ないため参考程度。



問 27-4 お子さんが1歳になったときに必ず預けられる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。

(1) 母親

○サンプル数が少ないため参考程度。



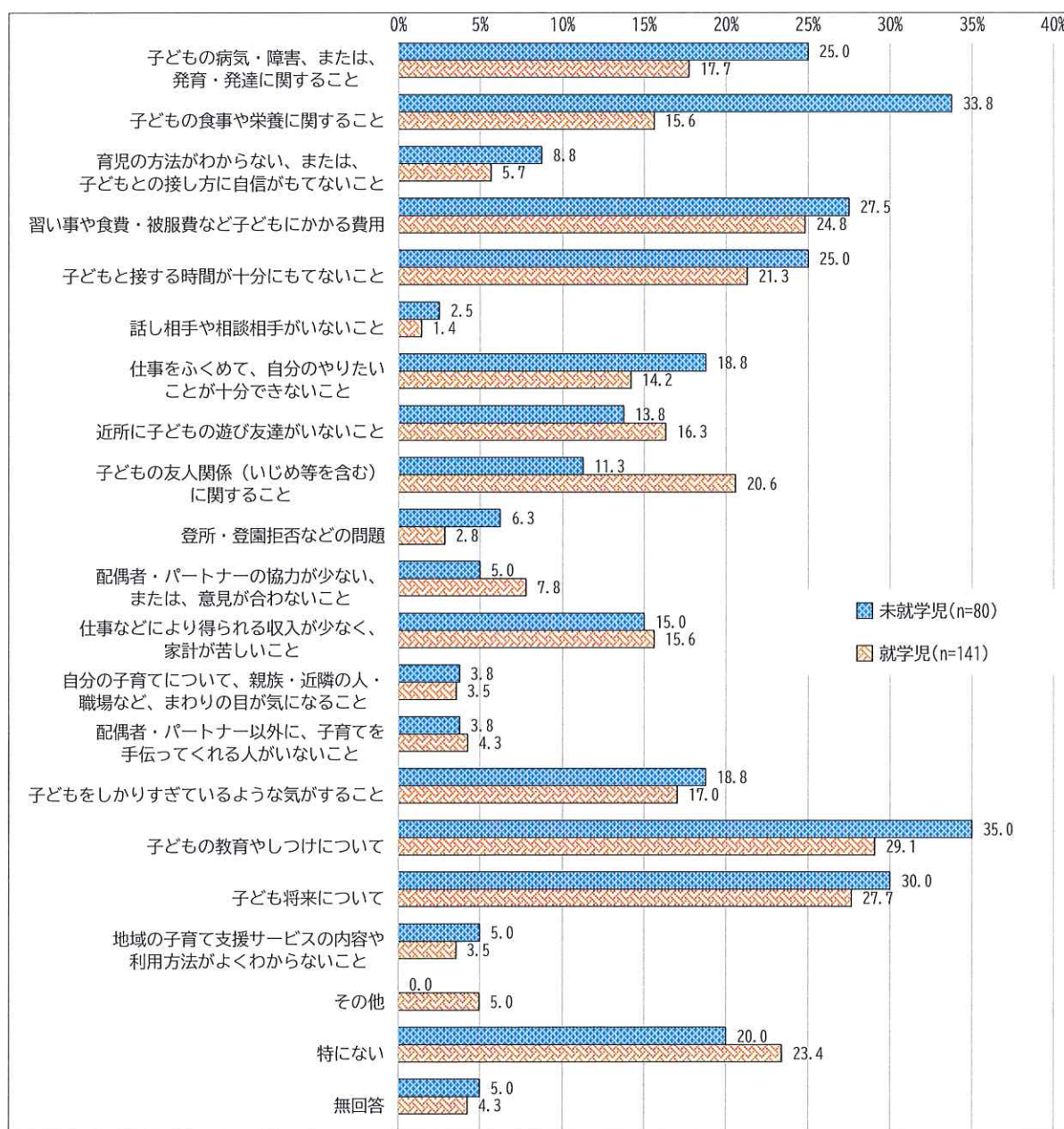
(2) 父親

○該当者なし。

12. 子育ての悩みや喜びなどについて

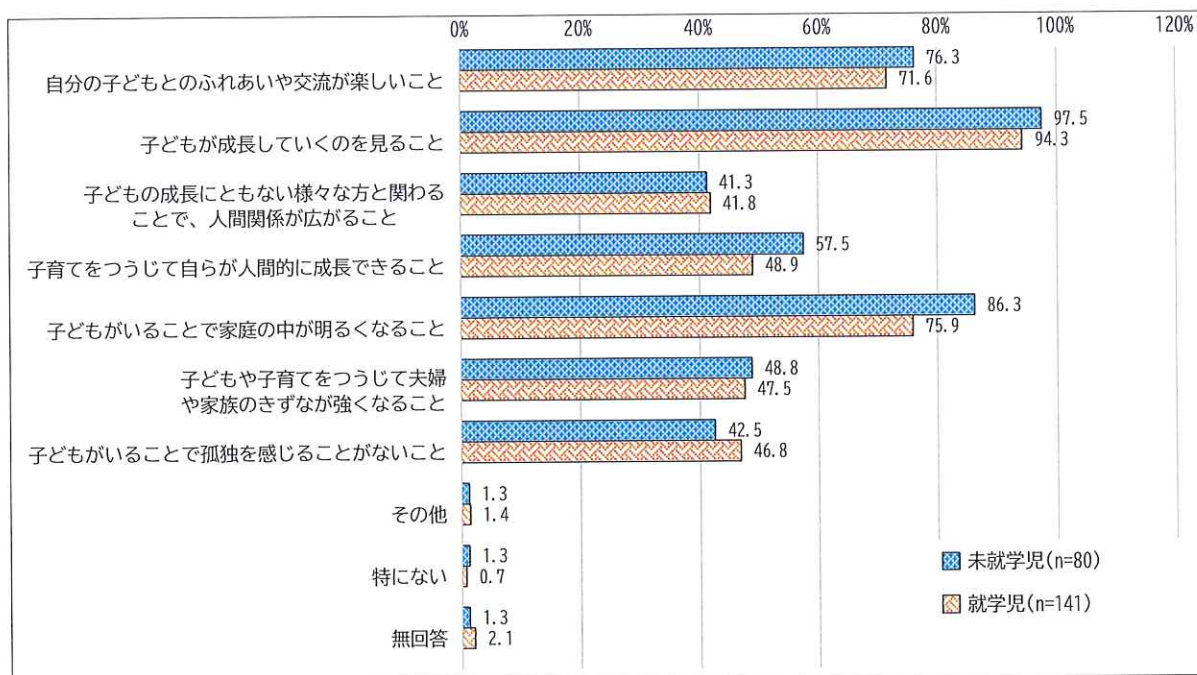
問28 お子さんの子育てについて、日頃悩んでいることや気になることはどのようなことですか。(複数回答)

○未就学児では「子どもの教育やしつけについて」が35.0%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」33.8%、「子ども将来について」30.0%となっています。
○就学児では「子どもの教育やしつけについて」が29.1%と最も高く、次いで「子ども将来について」27.7%、「習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用」24.8%となっています。



問29 お子さんの子育てをしておられる中で、喜びを感じたことや良かったことはどのようなことですか。(複数回答)

○未就学児及び就学児ともに「子どもが成長していくのを見ること」(未就学児：97.5%、就学児：94.3%) が最も高く、次いで「子どもがいることで家庭の中が明るくなること」(未就学児：86.3%、就学児：75.9%)、「自分の子どもとのふれあいや交流が楽しいこと」(未就学児：76.3%、就学児：71.6%)となっています。

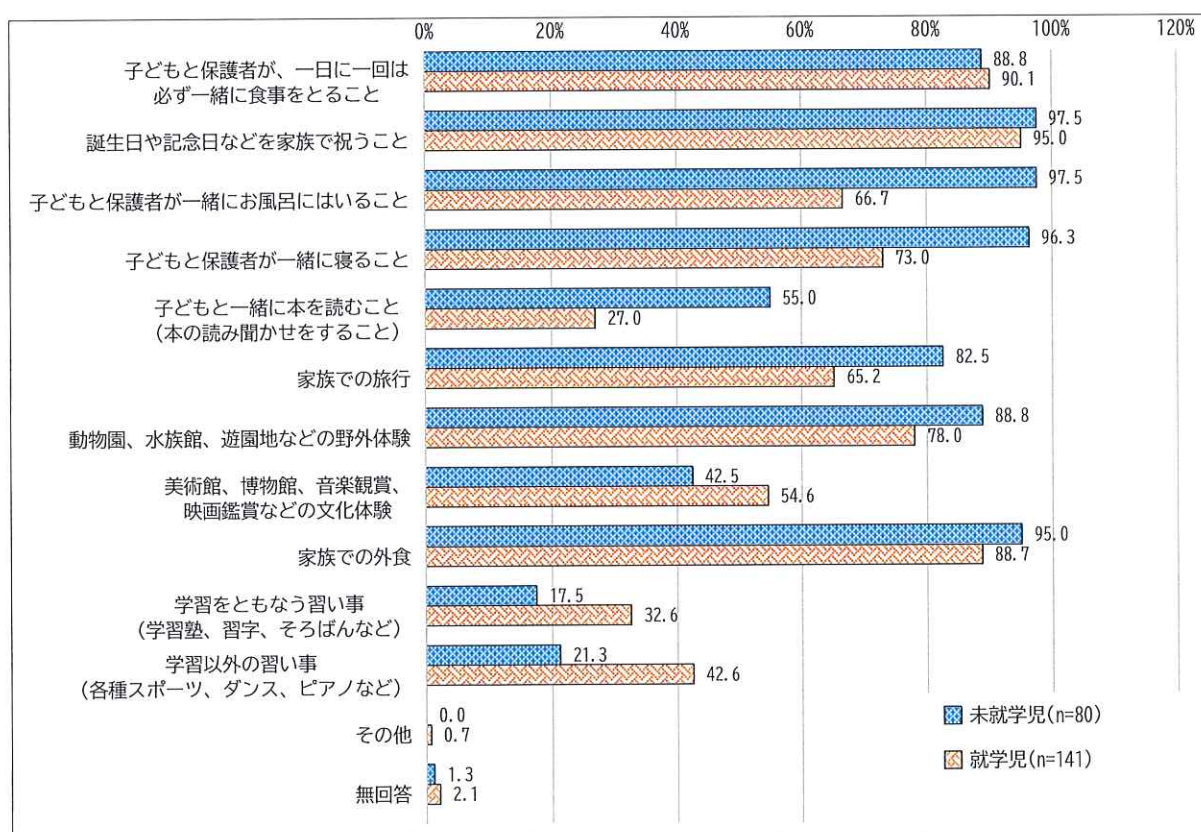


問30 あなたのご家庭では、お子さんに次のことをされていますか（複数回答）

○未就学児では「誕生日や記念日などを家族で祝うこと」「誕生日や記念日などを家族で祝うこと」が 97.5%と最も高く、次いで「子どもと保護者が一緒に寝ること」96.3%、「家族での外食」95.0%となっています。

○就学児では「誕生日や記念日などを家族で祝うこと」が 95.0%と最も高く、次いで「子どもと保護者が、一日に一回は必ず一緒に食事をとること」90.1%、「家族での外食」88.7%となっています。

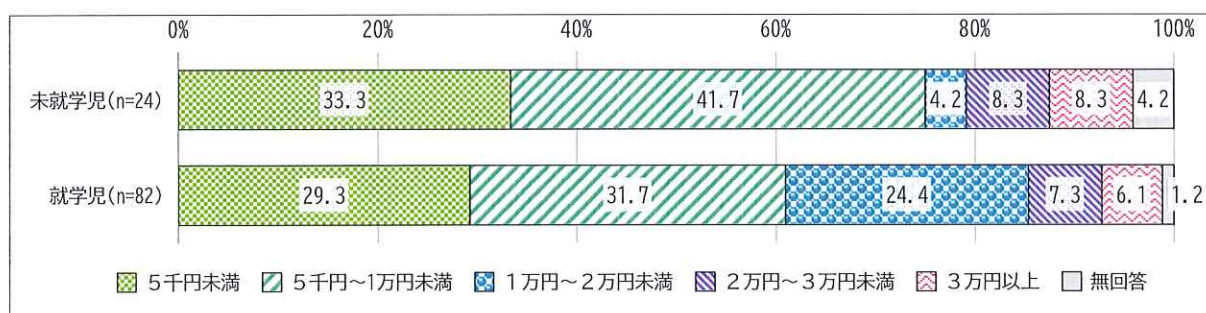
○未就学児は就学児と比べて「子どもと保護者が一緒にお風呂にはいること」「子どもと保護者が一緒に寝ること」「子どもと一緒に本を読むこと（本の読み聞かせをすること）」が高く、「学習以外の習い事」低くなっており、20 ポイント以上差が生じています。



問 30-1 習い事にかかる1か月当たりの費用の平均はいくらですか。

○未就学児及び就学児ともに「5千円～1万円未満」（未就学児：41.7％、就学児：31.7％）が最も高く、次いで「5千円未満」（未就学児：33.3％、就学児：29.3％）となっています。

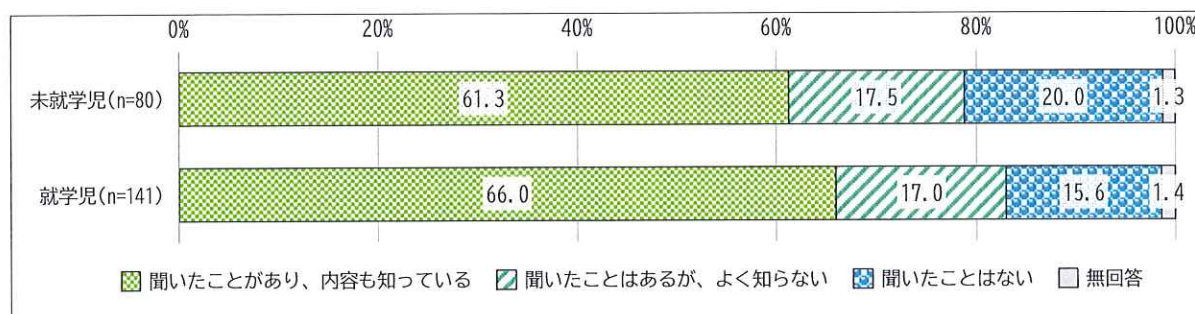
○就学児では未就学児と比べて「1万円～2万円未満」が 20.2 ポイント高くなっています。



13. ヤングケアラーについて

問31 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありましたか。 (単数回答)

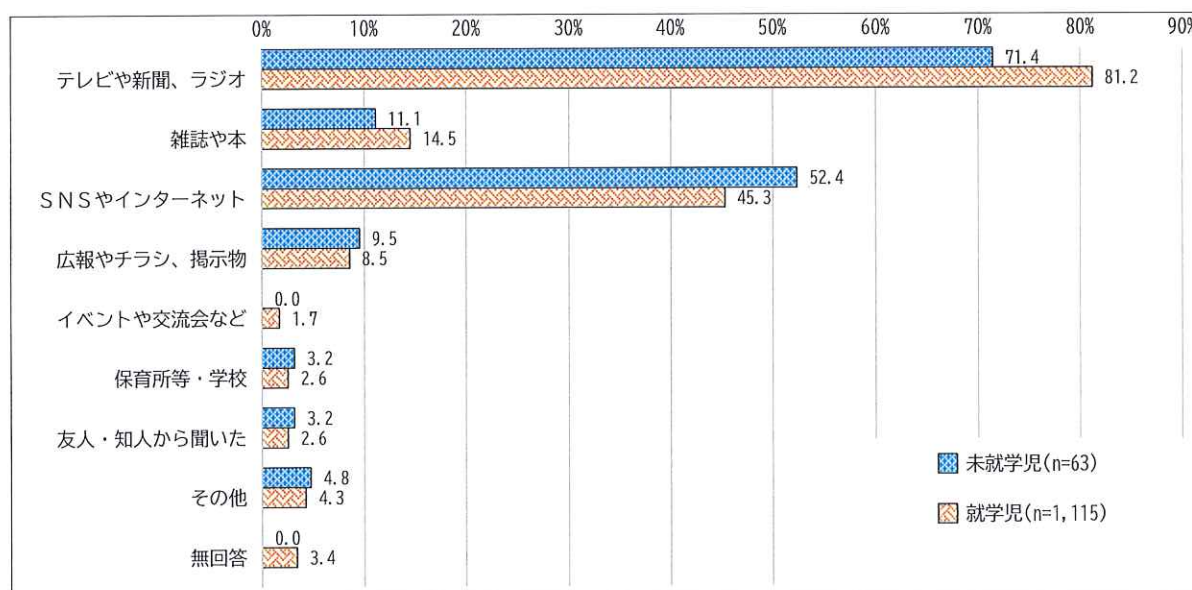
○未就学児及び就学児ともに6割が「聞いたことがあります、内容も知っている」(未就学児：61.3%、就学児：66.0%)と回答しており、「ヤングケアラー」の認知度は高くなっています。



問31で「1」、「2」のいずれかを回答した方のみ

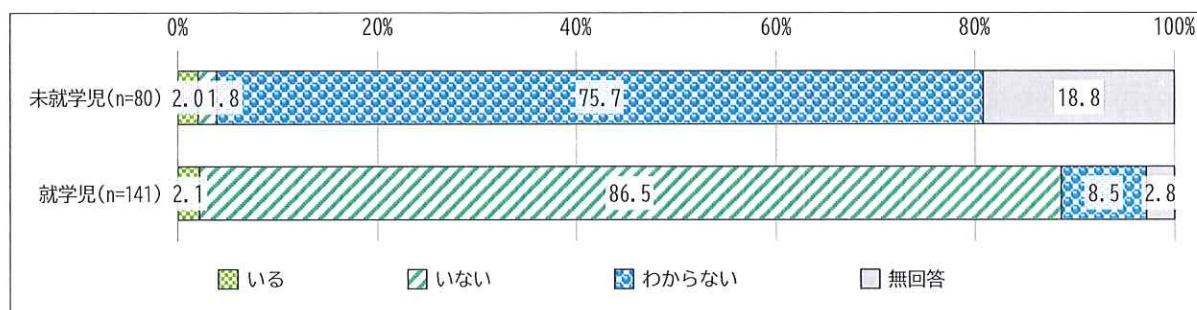
問31-1 「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。(複数回答)

○未就学児及び就学児ともに「テレビや新聞、ラジオ」(未就学児：71.4%、就学児：81.2%)が最も高く、次いで「SNS やインターネット」(未就学児：52.4%、就学児：45.3%)となっています。



問3 2 あなたの世帯には「ヤングケアラー」にあてはまる子どもがいますか。
(単数回答)

○未就学児では約8割が「わからない」、就学児では8割が「いない」と回答しています。

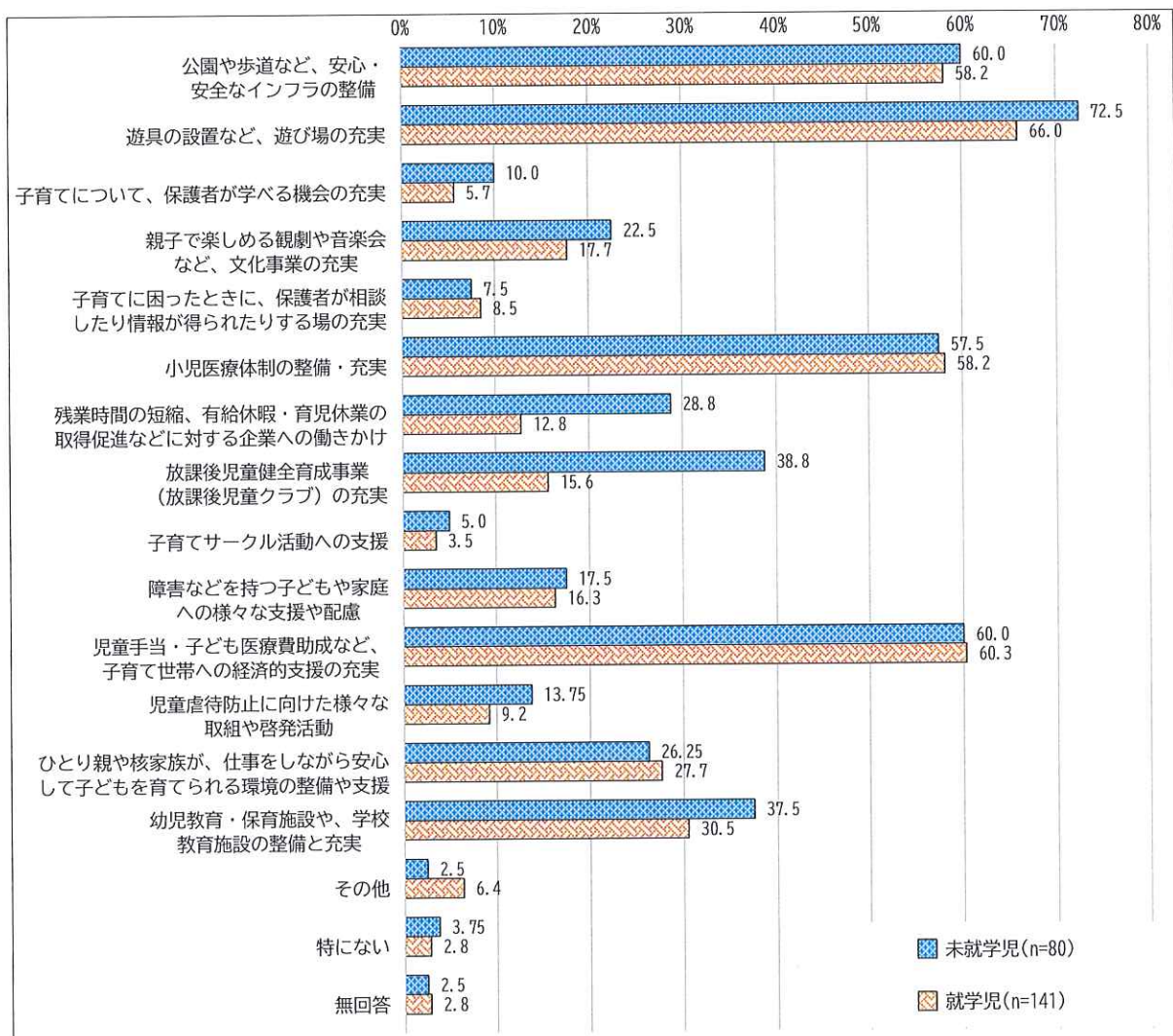


14. 本町の子育て支援全般について

問33 本町に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。
(複数回答)

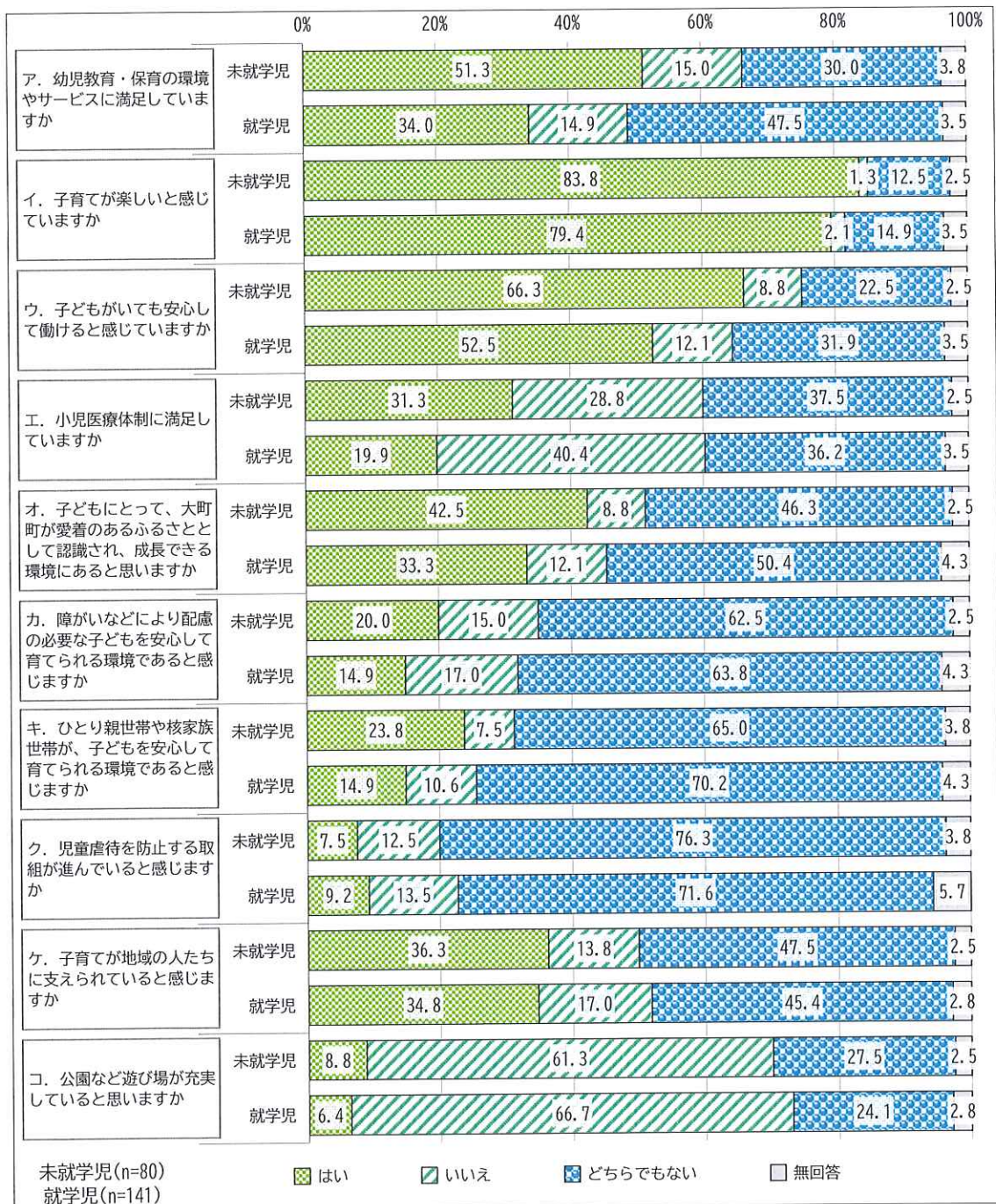
○未就学児及び就学児ともに「遊具の設置など、遊び場の充実」(未就学児：72.5%、就学児：66.0%)が最も高く、次いで「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」(未就学児：60.0%、就学児：60.3%)となっており、「公園や歩道など、安心・安全なインフラの整備」「小児医療体制の整備・充実」も5割を超えています。

○未就学児では就学児と比べて「残業時間の短縮、有給休暇・育児休業の取得促進などに対する企業への働きかけ」「放課後児童健全育成事業」が15ポイント以上高くなっています。



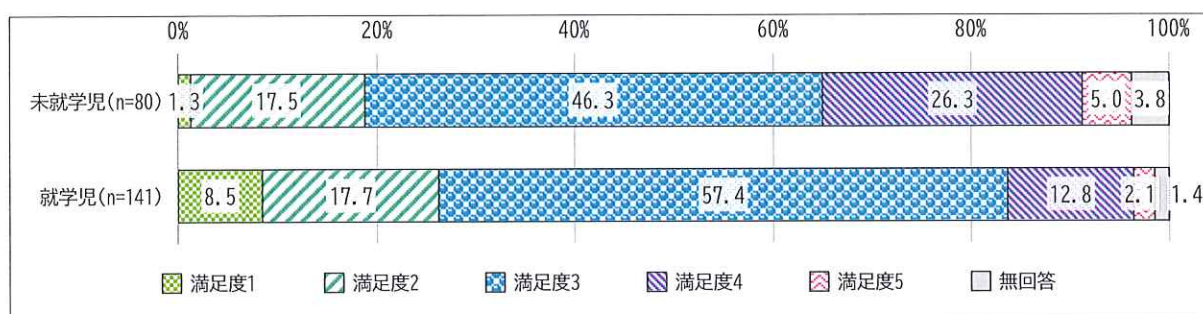
問34 お子さんを本町でこれまで育ててこられた中で、子育てに関する次の点についてどのように考えますか。

- 「はい」の割合が最も高いのは、未就学児及び就学児ともに「子育てが楽しいと感じていますか」(未就学児：83.8%、就学児：79.4%)、次いで「子どもがいても安心して働けると感じていますか」(未就学児：66.3%、就学児：52.5%)、未就学児では「幼児教育・保育の環境やサービスに満足していますか」51.3%、就学児では「子育てが地域の人たちに支えられていると感じますか」34.8%となっています。
- 「いいえ」の割合が最も高いのは、未就学児及び就学児ともに「公園など遊び場が充実していると思いますか」(未就学児：61.3%、就学児：66.7%)と6割を超えています。



問3 5 本町における子育ての環境や支援への満足度について1～5の5段階でお答えください。(単数回答)

- 未就学及び就学児ともに「満足度3」(未就学児：46.3%、就学児：57.4%)が最も高く、次いで未就学児では「満足度4」26.3%、就学児では「満足度2」17.7%となっています。
- 「満足している：満足度4+5」の割合が、未就学児では31.3%、就学児では14.9%となっており、未就学児の満足度が16.4ポイント高くなっています。



第4章 計画の基本理念

1 基本理念

子どもは、生まれながらに無限の可能性を持ち、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これからの社会を担う力として大きな存在です。

子育ての出発点は家庭であり、子育ては親が担う重要な役割であるという認識のもと、地域全体で子どもの成長を見守り、子育てを助け合い、親と子どもが地域の人々とふれあいながら、子どもが安心して学び遊ぶことができる社会を目指します。

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことです。

また、少子化の流れを変えるためにも、子どもを産みやすい環境づくりを進めると同時に、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる社会を目指し、家庭と地域と社会が手をつないで子どもを育むまちづくりを進めます。

そのため、本計画では以下の基本理念を掲げます。

みんなで守り みんなで応援 すくすく大町っ子



2 基本目標

基本的には、第2期子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、基本目標を継承・発展させるものとします。

基本目標1 すべての子と親のための心と体の健康づくり

母子保健は、生涯を通じた健康な生活の出発点であり、子どもを安心して生み育てる基盤となるものです。しかしながら、母子を取り巻く社会環境の急速な変化や情報の氾濫などにより、妊娠・出産・育児に対する不安感が高まっています。

このため、きめ細やかな情報提供や相談体制の整備を図るとともに、医療の充実を推進し、安全・安心で快適な妊娠・出産や安心で楽しい育児が行えるよう支援します。

基本目標2 地域における子育て支援

共働き世帯の増加などにより、近年、様々な保育サービス・子育て支援サービスの需要が伸びています。また、子育ての悩みも複雑化、多様化してきていると指摘され、仕事を持つ母親のみならず専業主婦など保護者の多くは大きな不安感や負担感を抱えながら日々の子育てを行っていると考えられます。このような問題を解決するため、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標3 仕事と子育てが両立できる環境づくり

既婚女性の就労が定着しつつある中、子育てと仕事の両立が困難なため、出産をためらう傾向もみられます。さらに、家族の多様化、核家族化が進む中、母親の就労の有無に関わらず、父親が親としての役割を積極的に果たすことが、子育て家庭の育児ストレスや不安の解消のみならず、子どもの健全な育ちのためにも重要になっています。

このため、夫婦がともに子育てをしながら、職場においても性別に関わりなく十分に力を発揮できるよう多様な働き方を可能とし、育児期間にある就業者が育児休業を取得しやすくするほか、男性の育児参加の促進や育児休業後の円滑な職場復帰へ向けた職場環境の整備を推進します。

基本目標 4 健やかな子どもを育てる教育環境づくり

子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、教育・保育・学校等が連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容、環境整備、学習環境の向上を図ります。

子どもの両親などの子育てに対する意識を向上し、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域の子どもたちを地域の人たちで育てていける環境を推進します。

基本目標 5 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、妊産婦や乳幼児を持つ家庭が安心して暮らせる環境が必要です。

しかしながら、社会環境の急速な変化などにより、子どもがのびのびと過ごせる環境が減少しています。また、都市化や情報化の進行などにより、子どもを取り巻く社会環境は急速に変化し、子どもが犯罪や事故に巻き込まれるおそれが大きくなっています。

このため、子育て家庭のニーズに配慮した交通環境、公共施設等の生活基盤のバリアフリー化を図るとともに、時代の変化や地域の実情に即した防犯活動や被害防止教育、交通安全対策などを実施し、子どもを安全に安心して育てられるまちづくりをはじめとした生活環境の整備を推進します。



第5章 施策の展開

基本目標1 すべての子と親のための心と体の健康づくり

(1) 母子保健の充実

施策の方向

母子の健康増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものであり、子どもの健やかな成長の基礎となっています。

妊娠期、周産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳幼児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図る必要があります。

親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。

妊娠及び出産の経過に満足することがよい子育てにつながることから、妊婦に対し、相談の場の提供等を行います。

具体的な取り組み

① 育児支援家庭訪問事業

訪問指導によって、妊娠、出産、産後、育児の不安の解消を図り、健康の保持、増進に努めます。また、産後うつスクリーニングの実施と対象者への相談を行います。

② 母子健康相談

育児、栄養、運動、歯科、健康なライフスタイルの確立と母子への支援を図るため、保健師などの専門職の確保など、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。

③ 母子健康教育

妊産婦、乳幼児の健康の保持増進と、仲間づくりの支援を行います。

④ 乳幼児健康診査の充実

定期的な健康診査により、疾病の早期発見と予防に努め、順調な発育を支援し、保護者への育児支援を行います。

(2) 小児医療体制の充実

施策の方向

近年、全国的な医師・看護師の不足、地域による医師の偏在等により、小児科・産科などの診療科における医療体制の維持が危ぶまれています。

小児救急医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、県や近隣市町、関係機関との連携のもと、医療体制の充実に努めます。また、日ごろからのかかりつけ医確保への普及・啓発を図ります。

具体的な取り組み

① 救急医療の対応

関係機関や広域的な連携のもと、子どもの病気やけがに対応できる救急医療体制の充実に努めます。

② かかりつけ医の普及・啓発

健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医の普及・啓発を図ります。



(3) 食育の推進

施策の方向

社会状況の変化に伴い、生活様式や価値観が多様化し、多様な食生活を選択できるようになった一方で、食に対する意識が変化し、従来、家庭や地域で受け継がれてきた食文化の継承などが希薄になりつつあります。

子どもの食生活は心と体の健康に大きな影響を及ぼすことから、乳幼児期からの発達に応じた食の指導を充実させるとともに、食育活動の充実や食に関する情報の提供を図ります。

具体的な取り組み

① 食生活の相談と指導

妊娠期からあらゆる機会を捉え、適切な食生活の実践に向けた指導を実施します。

② 親子料理教室・子ども料理教室等の開催

地域で祖父母や親とふれあいながら、栄養や地域の食材、郷土料理を学ぶ親子料理教室、子ども料理教室等の充実を図ります。また、地元食材をテーマにするなど、地域の団体・農業者などと連携した活動の広がりを推進します。

③ 食育の推進

子どもたちが将来にわたって自らの食生活に関心を持ち健康な生活を送れるよう関係教科、総合的な学習の時間、給食の時間等において食育の指導を実施します。

④ 学校等における食育の推進

保育所、幼稚園や学校における授業などを通じて、食に関する知識や生活習慣病に対する意識の向上を図ります。

⑤ 食育情報の提供

広報紙や町ホームページをはじめ、様々な方法を通じた食育に関する情報提供の充実を図ります。

（４）思春期保健対策の推進

施策の方向

社会環境や生活環境の変化、生活様式の多様化は、子どもたちの心身の健康に大きく影響を与え、喫煙・飲酒・薬物乱用や性の問題など健康問題は多様化・深刻化しています。これらの問題の多くは心の健康と深く関連しているため、子どもの心の健康への対応は、その背景にある要因の正しい理解、子どもが抱える問題やサインの早期発見、適切な関わりなどが重要です。また、心身の問題の予防にもつながることから、子どもの心の問題の理解と対応が教育現場における重要な問題となっています。

生命の大切さについての意識を深めるとともに、思春期における心身の健全な成長を図り、性や感染症予防に関する正しい知識や、思春期からの妊娠・出産についての性教育、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識が得られる学習機会の提供に努めます。

具体的な取り組み

① 学習機会の提供

学校教育において、性や自他の生命尊重や自分の将来の生き方についての授業を実施します。また、妊娠や出産についての正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。

② 薬物乱用防止教育の推進

喫煙、飲酒、薬物乱用を絶対しないという意思決定ができるよう保健や特別活動の時間において喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育を推進します。

③ 心の相談体制の充実

専門機関との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーなどを通じて、適切な相談や指導を行える体制の整備と充実を図ります。



(5) ひとり親家庭への支援

施策の方向

近年、増加傾向にあるひとり親家庭において、子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスや、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な対策が求められています。

国・県の動向を踏まえながら、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的な負担軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の助成を実施します。また、母子及び寡婦の自立した生活を支援するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を継続して実施するなど、ひとり親家庭の状況把握と日常生活及び就業への支援に努めます。

具体的な取り組み

① ひとり親家庭への情報提供

ひとり親家庭を支援するために必要な情報の提供を進めます。

② 地域における相談・指導体制の充実

民生委員・児童委員や母子保健推進員との連携を図り、地域における相談・指導体制の充実に努めます。

③ 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成や保育料軽減など、生活の安定と自立に向けた経済的支援の充実に努めます。



基本目標２ 地域における子育て支援

（１）保育サービスの充実

施策の方向

核家族化や近所づきあいの希薄化、共働き世帯の増加などにより、近年、様々な保育サービス・子育て支援サービスの需要が伸びています。

多様化する職業形態や勤務形態・勤務時間に対応するとともに、個々の子どもの状況に応じた保育の充実を図り、延長保育、病児・病後児保育の実施に努めます。

具体的な取り組み

① 延長保育事業

保護者の就労形態の変化や保育時間の多様化のニーズに対応して、適切な人員配置、保育士の勤務体系の確保のもと延長保育事業の対応を図ります。

② 土日・休日保育の充実

土曜日の保育の実施とともに、休日保育など多様化する保育ニーズに対して、事業計画における、地域子ども・子育て支援事業の取り組みに従い、今後もニーズを見極め対応を図ります。

③ 病児・病後児保育の充実

周辺市町との広域的な連携のもと、ニーズに対応できるよう充実に努めます。

④ ファミリー・サポート・センターの検討

多様化する保育ニーズへの対応策のひとつとして、地域との連携のもと、育児援助を行いたい人を保育援助者として登録し、育児援助を受けたい人に紹介する事業の検討を行います。



(2) 保育体制の充実

施策の方向

保育サービスは、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

また、保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

具体的な取り組み

① 職員・保育士の充実

保育内容にあわせて保育士を適切に配置し、ゆとりのある保育を行います。

② 保育士の研修制度

時代に応じた保育のあり方など専門的知識を習得する研修会への参加を推進し、よりよい保育を提供するため、保育士の育成に努めます。

③ 障がい児保育の充実

障がい児が通園する保育所における保育士の増員など、障がい児保育の充実に努めます。

④ 低年齢保育の充実

0歳からの低年齢保育を実施し、保護者の職場復帰をサポートします。

⑤ 保育サービスの情報提供

町の広報紙やホームページ、保育所を通じた保育サービスの情報提供を行います。

■本町にある保育施設

[保育所]

施設名	所在地	定員	開所時間	対象年齢
大町保育園	大町町大字大町 1102	240 人	7:00～19:00	0～5歳

[地域型保育事業]

施設名	所在地	定員	開所時間	対象年齢
ヤクルト保育園 ミルミルテラスおおまち	大町町大字大町 1131	19 人	7:30～18:30	0～2歳

(3) 児童の健全育成の推進

施策の方向

児童の放課後支援として、放課後児童クラブの実施をはじめ、放課後子ども教室（みんなの広場）など、年齢集団の中での遊びや活動を通して、自主性や社会性の育成を図ります。

具体的な取り組み

① 放課後児童クラブの拡充

共働き世帯の増加に対応して、放課後児童クラブ（わかば学級）の内容の充実を図ります。

② 放課後子ども教室事業の推進

放課後子ども教室（みんなの広場）の体験活動の充実などを図ります。



(4) 子育て支援サービスの充実

施策の方向

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

このため、子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言ならびにあっせん、調整・要請等を行います。また、子育て支援ネットワークの充実を図ります。

具体的な取り組み

① 親子の交流の場づくり

子育てにおける不安の軽減や仲間づくりが行える、気軽にいつでも集える場所の設置の検討を含め、子育て親子を対象とした観劇や読み聞かせ会など親子の交流の場づくりに努めます。

② 子育てサークルの活性化

子育て家庭の相互交流の場として現在行われている、子育てサークル「もこもこ」の内容を拡充するなどして、サークル活動を活性化させます。また、自主的な子育てサークルの活動の支援に努めます。

③ 育児学級

子どもの発達やテーマに応じた知識や実技についての教室の充実を図ります。

④ 保育所における親子の交流会

保育所などの協力により、未就園児とその親にも保育所を訪問してもらい、交流や子育てについての悩みの相談を受けてもらうなど、地域の子育て支援を行います。

⑤ 子育て支援ネットワークの充実

子育て家庭に対するサービスの質の向上を図る観点から、子育てサポーターの育成とともに、地域における子育て支援ネットワークの構築を支援します。

(5) 子育て相談体制・情報提供体制の充実

施策の方向

近年は、少子高齢化・晩婚化・核家族化など子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子育て家庭の中には妊娠・出産・子育てにおいて正しい知識や十分な情報が得られず不安や悩みを持つ人もおり、核家族などでは、身近に子育てに関する相談相手がいなくても多くみられます。情報化社会の進展や地域との関係の希薄化が進む現在では、情報提供や相談支援が果たす役割は非常に大きくなっています。

子育てについての各種情報の円滑な提供を図るとともに、情報提供、相談体制の充実に努めます。

具体的な取り組み

① 相談体制の充実

母子保健推進員をはじめとする専門家等や地域住民の子育て経験者などを講師として子育て講座、交流会などを実施します。

② 相談体制の周知

どこで、どのような相談ができるか、母子保健推進員の存在など、様々な相談サービスをインターネットや広報紙で周知します。

③ 地域における相談体制・情報提供体制の充実

妊婦や赤ちゃんを持った母親を訪問して、育児に関する相談をはじめ、乳幼児健診・予防接種・その他母子保健に関する各種手続きの相談など母子保健推進員活動の充実を図ります。

④ 子育て情報提供体制の充実

広報紙や町ホームページをはじめ、様々な方法を通じた、子育てに関する情報提供の充実を図ります。



基本目標 3 仕事と子育てが両立できる環境づくり

(1) 仕事と子育てが両立できる職場づくり

施策の方向

個人の生き方や価値観の多様化など、男女を取り巻く環境が変化する中、人権を尊重し、性別にかかわらず個性や能力を発揮し、多様な働き方が実現できる環境づくりが求められています。一方で、正規雇用ではあるものの、過重な長時間労働が強いられ、時間などに柔軟な雇用関係であっても、不安定な雇用と低賃金といった雇用の二極化が問題となっています。子育てなどで、様々な時間制約を持つ人が、安定した雇用のうえに、仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できるよう、いわゆるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のためには、事業主に対して働きかけるとともに、社会全体の意識改革が必要です。

男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた支援等を進めます。

具体的な取り組み

① 職場環境整備への啓発

町の広報紙やホームページを通じて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するための情報提供や子育て支援に関する制度の周知を図ります。

② 職場環境づくりの促進

男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を図ります。

③ 育児休業制度等の周知

育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、企業による協力体制の推進を図ります。

(2) 就職・再就職への支援

施策の方向

結婚や出産・育児に際して、希望に応じた就労継続、あるいは就労中断後における再就職支援や若年者への就職支援など、子育てと仕事の両立ができる環境を整えることが求められています。

産業の活性化や職場の確保など、本町における就労環境の向上を図り、経済的な側面から、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

具体的な取り組み

① 女性の再就職・職場復帰支援講座の開催

子育て後に職場に復帰する女性に対して、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、職場復帰の支援を行います。



(3) 男女共同参画による子育ての推進

施策の方向

核家族化により子育て家庭に育児負担が集中する中、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について、各分野が連携し教育・広報・啓発等の効果的な取り組みを推進することが求められています。

男女が協力して子育てを担う意識と男女共同参画意識の高揚を図るとともに、企業への啓発を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに努めます。

具体的な取り組み

① 家庭生活への男女共同参画の推進

子育てにおける支援制度の周知と固定的性別役割分担意識の解消を図り、男性の参画に向けて啓発を行います。

② 男女共同参画の意識づくり

職場や家庭における男女共同参画をテーマにした情報提供を行い、事業主や住民の意識づくりを進めます。

③ 父親の子育て参加の支援・促進

子育て中の父親参加型イベントや育児セミナーなどの、親と子の交流事業にできる限り父親が参加でき、楽しみながら育児啓発ができる事業の開催などを検討します。また、関係機関や各種団体が実施する事業の紹介や案内など周知を行います。



基本目標 4 健やかな子どもを育てる教育環境づくり

(1) 次代の親の育成

施策の方向

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを行います。

家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。

特に、中学生等が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所や幼稚園で幼い子どもとふれあう交流機会の確保を図ります。

具体的な取り組み

① 育児体験学習の継続と充実

小中学生が、保育所や幼稚園などを訪問し、幼い子どもとふれあう機会を増やします。幼い子どものいとおしさを肌で感じることで、豊かな感受性と幼い命を大切に思う気持ちを育てます。

② 次代の親に対する意識啓発の推進

若い世代に対し、様々な機会を利用して、結婚、出産、子育てに夢を持つことができるよう、意識の啓発に努めます。



(2) 豊かな心と健やかな体の育成

施策の方向

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた力を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていく必要があります。

子どもが参加できるイベントとして、体験活動講座をはじめ、遊びやスポーツを通じた青少年健全育成や世代間交流、地域間交流イベントの開催に努めます。

具体的な取り組み

① ボランティア活動・体験学習の充実

子どもボランティア活動の機会の拡大を図るとともに、職業体験など多様な体験学習の機会の確保を図ります。

② 自然体験活動の推進

宿泊での自然体験活動などを行い、子どもが自然とふれあう機会を増やし、豊かな感受性や生命を大切にする気持ちを育みます。

③ 世代間交流や地域伝統・文化継承

地域を訪問したり、地域の人たちを学校に迎え入れ、地域の歴史や文化についての知識の伝承や世代間交流の場の確保を図ります。



基本目標5 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

(1) 子どもの遊び場・居場所の整備

施策の方向

本町では、子どもの身近な遊び場である公園について、遊具等の日常点検、修繕や樹木剪定を実施し、子どもたちが身近な地域で安全に遊べる場の確保に努めています。

また、今後も、公園の遊具の充実、点検・管理を徹底するとともに、安全で利用しやすい公園づくりに努めます。そして、公共施設の開放を進め、親子や子育てサークルが気軽に利用できる場の提供を進めます。

具体的な取り組み

① 公園・児童遊園の整備

子どもたちが安全に楽しく遊べるよう、ボタ山わんぱく公園や身近な公園などにおける児童遊具等の整備を図ります。

② 放課後児童の居場所の整備・充実

公民館図書室やオリオンプラザなど放課後に子どもたちが気軽に遊べる場を提供します。



(2) 子どもを犯罪や事故から守る対策の充実

施策の方向

近年、青少年による重大な事件が発生する一方で、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる悲惨な事件も後を絶ちません。また、現代社会において増加する交通事故について、特に交通弱者である子どもに対しての対策が求められています。

子どもが安全に暮らせる環境づくりに向け、犯罪情報等の迅速な共有体制を整備します。また、犯罪等の抑止や未然防止のため、地域住民が主体となった地域の防犯ボランティアの活動を支援します。

関係機関と連携し、交通量の多い道路等、子どもにとって危険な場所（ため池等）の把握・対策に努めるとともに、子どもたちの交通安全知識の向上を図ります。

具体的な取り組み

① 防犯活動の充実

子どもたちが犯罪などに巻き込まれないよう、安心・安全に暮らせるように地域住民と連携して定期的なパトロール活動を実施します。また、子ども安心安全メールによる情報提供を行います。

② 「子ども 110 番の家」の充実

「子ども 110 番の家」の周知を行うとともに、子どもたちへの周知を図ります。

③ 交通安全対策の充実

子どもを交通事故から未然に守るため、親子安全教室などを通じた啓発活動や交通安全教育の充実を図るとともに、道路交通環境の整備を推進します。

④ 安全な環境づくり

地域と連携した通学路安全点検やため池点検など安全な環境づくりを図ります。



第6章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1 教育・保育提供区域の設定

法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応できること、利用者の細かなニーズに対応できることから、全町1区域として設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 認定区分等

町内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の利用状況」に「利用希望」を加え、国の定める以下の3つの区分で認定を行います。

認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 確保の内容及び実施時期

確保の内容等の設定においては、将来人口推計結果をはじめ、ニーズ調査で把握された量の見込みに過去の利用実績を加味して設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設の確保の内容及び実施時期を定めました。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和 7 年度				令和 8 年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳 教育のみ	3～5歳保育 の必要性あり	0歳保育の 必要性あり	1～2歳保育 の必要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳保育 の必要性あり	0歳保育の 必要性あり	1～2歳保育 の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		10人	110人	10人	56人	10人	104人	11人	59人
②確保の内容	幼稚園、保育所、 認定こども園	10人	150人	8人	46人	10人	150人	8人	46人
	地域型保育事業			2人	10人			2人	10人
	合計	10人	150人	10人	56人	10人	150人	10人	56人
②－①		0人	40人	0人	0人	0人	46人	△1人	△3人

		令和 9 年度				令和 10 年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳 教育のみ	3～5歳保育 の必要性あり	0歳保育の 必要性あり	1～2歳保育 の必要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳保育 の必要性あり	0歳保育の 必要性あり	1～2歳保育 の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		9人	95人	8人	61人	8人	108人	9人	51人
②確保の内容	幼稚園、保育所、 認定こども園	10人	150人	8人	49人	8人	150人	8人	49人
	地域型保育事業			2人	7人			2人	7人
	合計	10人	150人	10人	56人	8人	150人	10人	56人
②－①		1人	55人	2人	△5人	0人	42人	1人	5人

		令和 11 年度			
		1号	2号	3号	
		3～5歳 教育のみ	3～5歳保育 の必要性あり	0歳保育の 必要性あり	1～2歳保育 の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		8人	109人	8人	54人
②確保の内容	幼稚園、保育所、 認定こども園	8人	150人	8人	49人
	地域型保育事業			2人	7人
	合計	8人	150人	10人	56人
②－①		0人	41人	2人	2人

■大町町における0～5歳人口推移予測

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳	106人	109人	106人	98人	99人
3～5歳	112人	113人	101人	113人	114人

■保育所定員・入所者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可保育所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
入所者数	132人	142人	134人	128人	130人
定員	240人	240人	240人	240人	240人

3 地域子ども・子育て支援事業

令和7年度から5年間における、「地域子ども・子育て支援事業量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を計画明確に定め、各年度の進捗管理を図ります。

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うことともに、子どもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業です。ニーズを考慮しながら、事業の実施の必要性について検討を行っていきます。

利用者支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の内容	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。現在、本町では実施していないことから、利用者希望数、利用実績等を勘案して、適切な事業目標量を定めます。

地域子育て支援拠点事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6 日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
②確保の内容	0 人日 0(か所)	6 人日 1 か所	6 人日 1(か所)	6 人日 1(か所)	6 人日 1(か所)

※月間延べ利用人数

(3) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。本町では妊婦の健康管理を目的とし医療機関に委託して健診を実施しており、14 回までの公費助成を行っています。出生の届出や母子健康手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

妊婦健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		31 人 (健診回数) 434 回	31 人 (健診回数) 434 回	30 人 (健診回数) 420 回	30 人 (健診回数) 420 回	29 人 (健診回数) 406 回
②確保の内容	実施場所	医療機関に委託して実施する				
	実施体制					
	検査項目	厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる				
	実施時期	通年				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定めます。

乳児家庭全戸訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (訪問人数)	31 人	31 人	30 人	30 人	29 人
②量の見込み (訪問率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
③確保の内容	実施体制： 3 人 実施機関： 子育て・健康課	実施体制： 3 人 実施機関： 子育て・健康課	実施体制： 3 人 実施機関： 子育て・健康課	実施体制： 3 人 実施機関： 子育て・健康課	実施体制： 3 人 実施機関： 子育て・健康課

(5) 養育支援訪問事業

養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行う事業です。関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を行います。

養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5件	5件	5件	5件	5件

■実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	0件	5件	3件	0件	0件

(6) 子育て短期支援事業

子育て支援短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。本町では、現在ほとんど利用がみられませんが、児童養護施設と連携し、今後もニーズにあわせた対応を図ります。

子育て短期支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2人日	2人日	3人日	3人日	3人日
②確保の内容	0人日	2人日	2人日	3人日	3人日

■利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。現在、本町では実施していませんが、利用見込みに基づき、適切な目標事業量を定めます。

ファミリー・サポート・センター事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	10 人日
②確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	10 人日

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者が疾病や出産及び親族の看護、その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときなどに児童を一時的に預かる事業です。本町では現在実施していませんが、利用希望量を勘案し適切な目標事業量を定めます。

一時預かり事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	450 人日	450 人日	450 人日	450 人日	450 人日
②確保の内容	0 人日 0(か所)	156 人日 1(か所)	156 人日 1(か所)	156 人日 1(か所)	156 人日 1(か所)

(9) 延長保育事業

保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等に伴う、保育時間帯のニーズを把握し、目標事業量を設定します。現在、大町保育園では勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11 時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

延長保育事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,400 人	2,400 人	2,400 人	2,400 人	2,400 人
②確保の内容	2,400 人 1 か所	2,400 人 1 か所	2,400 人 1 か所	2,400 人 1 か所	2,400 人 1 か所

■利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育（延人数）	2,116人	1,022人	1,182人	1,060人	1,043人

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関の併設等の病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所等に併設している病後児保育室で預かる事業です。本町では、近隣市町と連携して対応しており、利用希望量を勘案し適切な目標事業量を定めます。

病児・病後児保育事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
②確保の内容	110 人日 3(か所)	110 人日 3(か所)	110 人日 3(か所)	110 人日 3(か所)	110 人日 3(か所)

■実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	87 人日	106 人日	100 人日	111 人日	92 人日

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に設置されています。町は、設定した「量の見込み」に対応できるよう、確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

放課後児童クラブ

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	64人	64人	67人	57人	56人
低学年	55人	57人	59人	50人	49人
高学年	9人	7人	8人	7人	7人
② 確保の内容	60人	60人	60人	60人	60人
②-①	△4人	△4人	△7人	3人	4人

■利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者（登録者数）	59人	64人	66人	67人	52人

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年度10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付制度」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

（新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料については、各保育事業者の協力をいただき、無償化のメリットを実感いただけるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料についても法定代理受領を基本とします。）

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ佐賀県による立ち入り調査等に同行するなど、佐賀県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけま

す。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の学校教育・保育の一体的提供に向けて、認定こども園の普及をはじめ、幼児期の教育の充実、保育所・幼稚園・小学校の連携強化に努めます。

6 子ども・子育て支援法に基づく施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、本町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけられた施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内の各課や関係機関の多くが実施主体となっています。そのため、町全体が子どもと子育てを支える環境となるために、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、子育て・健康課が中心となり、各課や関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化します。

(2) 県や国との連携

本計画に位置づけている諸施策は、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中で、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努め、必要な支援については今後も要望していきます。

(3) 広域圏との連携

近年の行政施策では、福祉施設の整備等、広域的な観点から近隣市町との連携を密にした取り組みが必要となるものも少なくありません。本計画では、広域的な連携のもとで施設等を整備する施策はありませんが、就労環境の向上や子どもの安全対策、青少年の健全育成など、広域的な観点から進めることでより効果が期待できる取り組みも計画に位置づけています。そのため、計画の推進にあたっては、近隣市町との連携強化に努め、広域的な観点から子育て支援及び子どもの健全育成の環境づくりを進めます。

2 計画の進行管理

(1) 住民への計画の周知と相談体制の確立

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ることで、公的な支援についてはそれぞれが必要に応じて活用し、住民の主体的な取り組みについては、それぞれの立場に応じた協力体制をつくっていくことが理想となります。そのため、今後は、施策の推進とあわせて、住民への計画の周知と施策のPRに努めます。

また、各種サービスの利用や町の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、子育て・健康課が中心となり、地域子育て支援センターや保育所等がそれぞれ情報の共有化を図るとともに、それぞれの事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、住民の要望・相談等に常に応じられるような体制づくりを進めます。

(2) 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のためには、庁内関係各課及び関係団体が一体となった取り組みとともに、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進捗管理を行うため、評価（Check）、改善（Action）に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を推進します。

資料

1 計画策定について

(1) 大町町子ども・子育て会議条例

大町町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 19 日条例第 17 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、大町町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て・健康課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日 条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 大町町子ども・子育て会議委員名簿

■令和6年度子ども・子育て会議委員

(順不同・敬称略)

	氏 名	区 分	備 考
1	平方 千鶴	要綱第3条第2項 企業代表	九州住電精密株式会社
2	◎久本 保夫	要綱第3条第2項 大町町教育委員会代表	大町教育長職務代理
3	猿本 英彦	要綱第3条第2項 大町ひじり学園代表	大町ひじり学園校長
4	竹内 宜典	要綱第3条第2項 大町ひじり学園保護者代表	P T A会長
5	カ久 裕子	要綱第3条第2項 大町保育園代表	保育士
6	内田 伸也	要綱第3条第2項 大町保育園保護者代表	育成会会長
7	山川 美樹	要綱第3条第2項 ミルミルテラス大町代表	保育士
8	○吉村 尚子	要綱第3条第2項 大町町民生委員児童委員協議会代表	主任児童委員
9	前田 竜	要綱第3条第2項 放課後児童クラブ代表	わかば学級
10	酒匂 マリ子	要綱第3条第2項 学識経験者	助産師
11	諸石 重信	要綱第3条第2項 大町町議会代表	議員

※◎は会長、○は副会長

2 用語解説

[あ行]

○M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

[か行]

○合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性(15～49歳)が、その生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本町では、同法第77条第1項に基づき、「大町町子ども・子育て会議」を設置している。

○子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。この3法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされている。

○子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

○子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成 24 年 8 月に公布された法律。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成 15 年 7 月に公布された法律。

○地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、19 人以下の少人数の保育により、0 歳から 2 歳児までの乳幼児を預かる事業。小規模保育、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育があります。

○地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に定められた、①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の 13 事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

〔な行〕

○認定こども園

就学前の子どもをもつ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育所の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

〔ま行〕

○マネジメントサイクル

計画や事業等を実施する場合に、PDCA（plan：計画 → do：実行 → check：検証 → act：改善）のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改

善活動。

[ら行]

○労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

[わ行]

○ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上、社会・経済の活性化に寄与するといわれる。



第3期大町町子ども・子育て支援事業計画

[令和7年度～令和11年度]

発行 大町町子育て・健康課

発行年月 令和7年3月

〒849-2101 佐賀県杵郡大町町大字大町 5017 番地

電話 0952-82-3186 FAX 0952-82-3060